

平成 2 8 年

決算審査特別委員会会議録

平成 2 8 年 9 月 2 8 日

(第 3 日)

忠 岡 町 議 会

平成28年 決算審査特別委員会会議録（第3日）

1. 出席委員は、次のとおりであります。

委員長	森 政雄	副委員長	是枝 綾子
委員	前田 弘	委員	前田 長市
委員	河野 隆子	委員	三宅 良矢

オブザーバー 和田 善臣議長

1. 欠席委員は、次のとおりであります。

なし

1. 本委員会に、出席を求めた理事者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室理事	明松 隆雄	住民部長	軒野 成司
住民部次長	山田 昌之	健康福祉部長	東 祥子
産業まちづくり部長	藤田 裕	教育部長	柏原 憲一
教育部理事	土居 正幸	消 防 長	森野 博志
消防次長	山田 忠志		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
係 長	長谷川太志

(会議の顛末)

委員長(森 政雄議員)

皆さんおはようございます。それでは、昨日に引き続きまして決算審査特別委員会を再開いたします。

(「午前9時59分」再開)

委員長(森 政雄議員)

再開の前に、きのうまでの回答の続きがありますので、お願いします。

保険課(大谷貴利課長)

委員長。

委員長(森 政雄議員)

大谷課長。

保険課(大谷貴利課長)

昨日、是枝副委員長のほうより質問のありました国民健康保険料の差し押さえのケースと、金額ですね。ちょっとその件につきまして報告させていただきたいと思います。

まず、差し押さえを行った件数ですが、45件でございます。そのうち実際現金化に結びついた件数でございますが、40件でありまして、金額が188万3,819円という内容でございます。

委員(是枝綾子議員)

ちょっと1つだけ確認で。

委員長(森 政雄議員)

是枝委員。

委員(是枝綾子議員)

委員長、すみません、ちょっとそしたら。差し押さえ件数と資格証明書発行件数とイコールになるわけですね、そしたら。

保険課(大谷貴利課長)

委員長。

委員長(森 政雄議員)

大谷課長。

保険課(大谷貴利課長)

それにつきましては、たまたま。

委員(是枝綾子議員)

たまたまですか。

保険課(大谷貴利課長)

はい、たまたまということでございます。

委員（是枝綾子議員）

でも、同じ数だということ、数的にはね。わかりました。

委員長（森 政雄議員）

もう1件。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

一般会計民生費のところで、平成27年度の緊急通報装置の実績関係で河野委員さんにちょっとご報告できませんでしたので、させていただきます。設置台数は延べ620台で、月平均で52台になります。緊急通報、また相談ボタンがありますので、何らかの発信があった件数が全部で69回ございます。うち誤報が20回あります。そのうち救急車が出動したのが34回ございまして、救急搬送したのが13回でございます。そのほか、センター側から月1回、定時連絡ということで利用者さん宅に確認の電話を入れているというのがございます。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ありがとうございます。やっぱり誤報が20回あるということなんですけど、前にはよく手が当たったりとか肘が当たったりとか、そういったこともありましたけど、機械そのものがちょっと故障してて誤報があったということもあったと思うんですけど、そういった機械のトラブルというのはなかったんでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

機械の故障でというのはないんですけども、やはり年数がたちますと、電気切れでありますとか、停電、コンセントが抜けたりとか、そういうような形ではありますので、それはその都度確認しておりますので、それはセンター側はわかりますので、それで電池交換なりはしているところです。

委員（河野隆子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

わかりました。今言われた救急とか34回、搬送13回ということですけど、これは大阪ガスさんが行った回数でいいんですかね、一般の方じゃなくて、連絡員じゃなくて。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

大阪ガスさんが出動するときは、何らかの発信がありまして、応答がとれないときに、まず協力員さんに行っていていただくんですけども、協力員さんもなかなか夜間で親族以外でありましたら行けませんので、そのときに大阪ガスさんが出動するという形になっていますので、27年度については大阪ガスさんが出動したという件数はございません。ですので、救急車の出動につきましては、利用者さんと会話ができる状態ですので、救急車をお願いしますというんですかね、要請があったということで、消防に連絡して救急車の出動があったということでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

わかりました。そしたら、大阪ガスさんに委託はしているけれども、この鳴ったときに、27年度については100%協力員の方が対応してくれたと、そういった理解でよろしいんですね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

協力員で親族の方、また日中であればお願いしているケースがございます。それは協力員さんの処理件数とすれば9件ございました。ただ、協力員さんも連絡つかないとか、そのときには本人さんとの会話の中で救急車をお願いしますということで、救急車の要請が

あったというところでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

よろしいですか。

委員（河野隆子議員）

わかりました。協力員さんも連絡つかないとか、夜中の連絡とか、そういったことで24時間体制でとっていただいているということでわかりました。ありがとうございました。

委員長（森 政雄議員）

それでは、157ページから179ページの介護保険特別会計決算につきまして、担当課より提出資料の説明を求めます。

（泉元いきがい支援課長：説明）

委員長（森 政雄議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

この27年度の8月から預貯金が、350万円以上だったと思うんですけども、あると、施設に入ってらっしゃる方の補足給付ですね、これが削られたと。それから、利用負担が1割から2割負担になった方も、所得の多い方、いらっしゃったと思うんです。その人数と影響額と申しますか、わかれば教えていただきたいんですが。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

負担限度額、食費、居住費の分なんですけども、平成26年度の認定者が138人ございました。平成27年度は認定者全体で110人となっておりますので、28人の減となっております。

あと、利用者負担割合ですね、27年度中に1号被保険者の認定者で1割負担の方が1,095人いました。2割負担の方が85人ございました。ちょっとこの影響額につ

いては、その利用者の負担割合もありますので、一概にどのぐらいがあったというのはなかなかわからない状況ですので、そういうことになっております。よろしくお願ひします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

2割になった方が今85人というのをお聞きしたんですけど、さきの補足給付で削られた方、28人の減というのはどのように。すみません、ちょっと理解できなくて。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

認定者全体になりますので、申請者から認定した数が平成26年度は138人でしたが、平成27年度は110人になりましたので、人数的には28人の減少があったということですので、その方々が制度の改正によりまして影響を受けたのかなという単純的な数的な比較になります。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

わかりました。単純に引いたら28人が負担がふえたのではないかなということでした。預貯金350万円以上と言いますが、大変高額な預貯金ではなしに、いろいろと高齢の方は先々のお葬式の費用とか、そういったこともきっちり残されていらっしゃる方もいらっしゃるって、そんな高額の所得者の方でもないし、そういった方に非常に、国は大変ひどいことをしているというふうに思います。

で、この27年度がちょうど介護保険、第6期目の1年目であったかと思うんですが、大体3年で予算を組んでおられるんですけど、この1年目というのはどうなんでしょうか。終わって、大体予定されていた給付費であったんでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

27年度の給付実績ですけれども、計画値と27年度の介護保険の当初予算とは同額でしたので、その給付割合を見てみますと、99.4%の給付割合でしたので、ほぼ計画どおりの給付があったということで見えております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら、まあ大体予測されていたと。99.4%ですからね、大体予定どおりというふうに解釈しますが、それで、来年の4月から担当課のほうは総合事業のほうを入れていくと、新規の方に対してですね。その中で、議会でも明らかになりましたけど、今回のね、現行の訪問介護相当と全く変わらない100%出す、10割出す介護と、それから多様なサービスの中の緩和した基準によるサービス、A型というふうになっておりますが、これを、要支援の1と2と認定された方に対してはこっちを勧めていきたいというふうなお考えであるように認識していますが、これにつきましては、私たち党議員団も何遍も質問もさせていただいています。非常に相当という、これは今まででしたらちゃんとした学校へ行って実務もされたヘルパーさんが、資格を持ったヘルパーさんがお世話をしているけれども、この緩和した基準によるサービスを持ち込むことによって、無資格の方、例えば本当に短い研修でお仕事、そこの訪問ヘルプですね、そういったことに携わっていくと、そういった計画になっていると思うんです。

前にどういった研修をしていくのかということをお聞きしましたら、担当課のほうでするというようなこともお聞きしましたが、具体的に計画はどのようなふうになっているんでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

研修のほうは、一応2日間の研修で12時間分の研修を予定しております。内容につきましては、今詳しく手元にはないんですけれども、そういった形で平たく認知症とはどういったものであるとか、あと高齢者の接し方であるとか、そういった基本的な部分について研修の予定をしております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

2日間で12時間ですから、1日大体6時間程度の研修を2日間受ければできるというのですが、非常にやっぱりヘルパーさんというのは、利用者の方の個人情報ですね、そういったこともよそには、お家の中に入るわけですから、そこのお家のこともよくわかるんですけど、個人情報を漏らしたりとか、あと認知症、今おっしゃいましたけど、認知症の問題でも、物忘れと、ただ私たちでも物忘れしますよね。そこじゃなくて、認知症というその区別ですね。だんだん進んでいく過程のそういった観察的なものも、なかなかそういった簡単な研修でわかるのかなというふうに心配しています。それによって重度化して行って、要支援から要介護のほうに移って行って、なお介護保険、これはもともと費用を安くするために国がこういったことを言うているわけなんですけれども、ますます介護保険にも影響を与えるんじゃないかなというふうに思っています。

忠岡町は5市1町でいろいろと検討されて行って、横並びにされていくのかなというふうに思っているんですが、他市では、例えば池田市でしたかね、この総合事業はもう入れないと、そういった市町村もあります。ですので、これは忠岡町が采配を振るうこともできるし、この国の悪政、これをそのまま導入すると、そういったことも別にしなくてもいけることなんですね。ですから、この総合事業、これは持ち込まないようにというふうに私たちは思っています。

それで、事業所さんも今非常に閉めていると、営業をなかなかできないと。そういったところは忠岡町の中ではなかったでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

事業所自体の閉鎖というんですか、撤退というのは、ちょっと聞いてはないんですけども、日々デイサービスとかでしたら、その施設の面積に応じまして最大定員は決まるんですけども、その利用状況であるとか、そんなんで、月ごとに利用定員の上限の変更は可能ですので、その辺はどうなっているかは細かくはこちらは把握しなくて、広域の事業者指導課のほうに変更届が出されて運営されているというところでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

全国的にはね、かなり事業所さんも閉めていっているということもお聞きします。で、今回この総合事業の訪問型サービスAですね、これが大体介護報酬の8割程度というふうに聞いているんですが、例えばデイサービスですね、デイサービスは事業所さんに送り迎えしてもらって行くと、そういったところで、要介護の人と要支援の人が同じ場所でサービスを受けられるということになると思うんです。なかなかその事業所さんで別の棟を建ててするということは大変難しいことだと思うんです。それが本当にできるのか。あなたは8割ですよ、こちらは10割ですよと、そういったことが本当に現実的にできるのかというふうに私は思っているんですが、その点についてはいかがでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

それぞれ、本来の介護認定者と支援認定者の分につきましては、事業者のほうで基準を設けてしていきますので、その辺は明確にちゃんと事業者のほうで事業を運営していただけたらと思っています。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

思っていらっしゃるということですが、多分現場ではこれはなかなか導入はできないというふうに思うんです。それとあと、問題点としては、時間がデイサービスで4時間程度、時間が短縮されるということで、入浴サービスがなくなると、そういったことも言われてるんですが、ひとり暮らしでお風呂があってもね、やはり私の知っている方でも要支援2でありますけれども、とても1人ではお風呂に入れないと。やっぱり足も大変弱くなっていますし、手すりを持って歩いている状態でも要支援2と。これはもともと要介護の方が要支援2に低くされたという経過があったわけなんですけれども、お風呂に入れないと。もちろん忠岡町には、公衆浴場も1軒と、あと大きな太平のゆもありますけれども、なかなか1人でそこまで歩いて行くこともできないし、やっぱり介助があつてこそお風呂に入ると、そういった方もいらっしゃいます。ですので、その訪問入浴がなくなることについてはどういうふうに対処されているのか、その点について再度お聞きしたいと思います。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

要支援2の方にも、入浴に際して手助けが必要な方は当然いらっしゃると思います。そのときは適切なアセスメントのもと、ケアプランに基づいて給付していきますので、決して支援だからといって緩和型を必ず使いなさいということではなく、その人の状況を見まして、入浴が必要な状況であるということであれば、現行相当サービスを使っていただくことも可能でございますので、それは新規認定者にも当てはまることでございますので、その辺は特に心配なことはないかなと思っております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

入浴はきちんと保障していただくと、そういったこともしていただきたいと思うんです。

それと、町内の中の事業所さんにもいろいろとアンケートをとられたということなんですけども、参入するという答えも何件かあったと思います。それをもう一度、ちょっとすみません、件数をお聞きしてよろしいですか。

委員長、すみません。

委員長（森 政雄議員）

はい。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

すみません。ちょっと手元にないので、また報告させていただきます。

委員（河野隆子議員）

後で結構です。アンケートをとって、参入すると、そういった事業所もいらっしゃるということなんですけど、やっぱり参入しないと、総合事業を忠岡町が持つてくるとしたら、参入しないともうやっていけないと。本当はやりたくは絶対ないですわ、事業所もね。ですけども、手を挙げざるを得ないと、そういった状況にも追い込まれているんじゃないかなというふうに思っています。

3年間で予算を組んでおられるんで、これはきちんと、この総合事業を入れなくても、要支援1と2の方も10割でサービスを受けられるという予算で組んでおられます。ですので、当然この先もこれは導入すべきではないと思いますけど、来年の4月からと申しま

したら、2年目になるんですかね、3年目か、なぜその3年目に早く入れる計画にされるのか。ちゃんと予算も取っておられるのになぜかと、その点についてお聞きしたいと思います。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

総合事業の開始につきましては、猶予期間が28年度末まででございますので、29年4月にはどの市町村も始めないといけないという設定がございますので、それに合わせております。給付費につきましては、その総合事業の緩和型の分については、特にまだ計画時点では給付の水準であるとか、そういったものは想定されておりましたので、100%の給付というんですかね、今の要支援1、2の方の給付で計算しております。1年間通じて支援1、2の方で緩和型を使う方がどれだけいてるか、ちょっと想像もできないんですが、そんなに多くはないとは思っております。今使ってる方は、当然その現行相当サービスと同様の分は使えますので、新規認定者でどれだけその緩和側を使える方がいてはるかなとなってきましたと、ニーズ的にはすごく少ないのかなとは思っています。

ただ、一応6期の計画は3年間ございますので、その分、今の計画、27年度も99.4%の状況で推移してまして、28年度も減少しているということはございませんので、給付費全体を見まして、もしその第6期期間中で余剰金が出るというのであれば、次期計画の保険料の軽減の1つとして考えていきたいと思っております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

9月の16日に厚生労働省がこんなことを計画してるんですね。高齢者らの自立支援に取り組む介護サービスを受けるのに必要な要介護認定を受けた人の割合、認定率ですね、これを下げた都道府県と市区町村に財政支援する方針を固めた。認定率の地域間格差の是正ということで、自治体に引き下げ競争ですね、これに駆り立てて、介護費の抑制を図るのが狙いというふうになっています。高齢者を説得して、強引に介護サービスから卒業させると、こういった動きが国のほうでも進めていってると。非常にひどいやり方だと思うんです。介護保険料は、とても安い金額ではありません。余剰金が余ったら、今度、次の計画に介護保険料の引き下げに充てるというような、今ご答弁であったかと思うんですけど、やはり毎回毎回3年ごとに上がっているんですね。5期から6期に上がったとき

は、基準額で大体1人180円ほど上がっています。高い介護保険料を取っという、どんどんサービスを切り捨てると。今度、要介護1と2も介護給付から外すというようなことも国が狙っていると、そういったこともあります。

今、3年分はきっちり10割で取っていたということなんで、何も、来年の4月1日からこの総合事業を入れていくと、そういったことに対してはしないでいただきたいと、そういうふうをお願いしたいと思います。最後にちょっと答弁をお願いしたいと思います。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

総合事業の実施につきましては、もう期限が29年4月からと決められておりますので、それはどこの市町村もその期日をもって総合事業を開始するものと思っております。ただ、その総合事業に移りまして、現行相当サービスであるとか、緩和型サービスの選択につきましては、各市町村地域事情がございますので、それぞれどういう選択をされるかはあると思うんですが、開始につきましては総合事業は29年4月からとなっておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

非常にこの泉州地域は特に悪い計画になっているというふうに思いますので、しない自治体もありますので、絶対導入しないといけないと、そういうことははっきり言ってないです。ですので、忠岡町も総合事業については導入しないようにということを求めたいと思います。同じ答弁でしょうから、これで一たん終わります。

委員長（森 政雄議員）

他に、ありませんか。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません、歳入の歳出、その数字のことでなんですが、国費の負担の部分は、一応25%以上入っているようにここに書いてありますが、実際には基本と調整交付金と合わせて26.45%入っているということよろしいでしょうか。2ページのところです、この歳入を書いてあるところ。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そういうことになります。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

後期高齢者が多いとか、所得水準が非常に低いとか、そういったことで、多くれたりとかする場合がありますが、この泉州地域というのはかなり所得水準が低いということがありますので、忠岡だけ多くれているというわけではないかと思いますが、この近隣の状況はどんな状況でしょうか。調整交付金の差というふうに見たらいいですかね。基本はどことも入っていると思うんです。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

率にしまして、調整交付金が0%というところもございます。5%を超えるところは8自治体、8保険者ぐらいになります。

委員（是枝綾子議員）

大阪府下で。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

大阪府下ですね、はい。

委員（是枝綾子議員）

そうですか。8自治体。一応、この辺ではどこの市ですか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

この辺では、泉佐野市さん、泉大津市さん、岸和田市さん、岬町ぐらいですかね。5%を超えているのはそのぐらいになります。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

後期高齢者が多いと、たくさん使うということもありますし、所得が低いと保険料は余り入ってこないということで、その分、国が少し調整をしてくれるということですが、ということで忠岡町は後期高齢者も多いんですけど、所得が低い人が多い自治体でしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

調整交付金の割合から見たら、そういう形になると思います。

委員長、すみません。

委員長（森 政雄議員）

はい。泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

事細かく他の自治体との保険料を段階別で比較してはないので、細かくはわからないのですけれども。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

所得はその保険料の段階で、低い人はどれだけおるといのはわかりますね。資料としては、これ要介護度の分しか、あるかな、保険料のところの第1段階の人が何人とかいう、そういう資料はありますか。ついてないですね。それは段階別の人数をまた資料としていただけたら。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

今、報告させてもらってよろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

報告、耳で聞いてわかるかな。段階がいっぱいになりましたよね、何か。5段階違いますものね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

1 1段階ございますので、またそしたら。

委員（是枝綾子議員）

1 1段階ありますよね。だから資料でいただけたら。耳で聞いて1 1段階までずっと控えるのはちょっと時間もね。短縮したいと思いますので。

所得の低い人というのは、基準額よりも低い人が所得の低い人でしょうか、大体判断する上では。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

調整交付金の数式があるんですが、なかなかそこまでは理解してないですけど、基本的には低所得者、非課税世帯の数にはなってくると思うんです。

委員（是枝綾子議員）

すみません、そしたら例えば年金が1 2 0万という方は、1カ月1 0万円しかない人ですね。で、1 2 0万円以下で、お1人で生活されている方というのは、第何段階になりますかね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

第2段階になります。

委員（是枝綾子議員）

第2ですね。1 2 0万を越えたら第3か。そしたら、第1もね、1もあるけど、生活保護とかいう方も入っていらっしゃるから、ちょっと正確な数がわかりませんね。第1、第2、第3段階ぐらいが1 2 0万円以下で生活されているということですね、1カ月1 0万円以下で。もちろん非課税でということ。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そうですね、第2段階が1 2 0万円以下の方になりますので。

委員（是枝綾子議員）

あっ、そうか、第3は120万超える人。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

超える方になります。

委員（是枝綾子議員）

第1段階と第2段階という方は、物すごいやっぱり1カ月10万円以下で生活という方は、生活に困っていらっしゃる方の部類に入りますね。ということで、第1段階と第2段階の数字だけ、何人ずついらっしゃるかだけ、そこだけ教えていただきたいんですけど。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

第1段階が1,214人です。第2段階が397人です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これで、全体の中でのパーセントですかね、加入者が何人やったかな。1,214と397人足して1,611人ですね。全体の中で何%を占めますか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

全体で34.0%になります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

34.0%、大体3割の方が10万円以下で生活しているということですね。世帯にたくさんもらってる人もいてないということですね。世帯全員が非課税ということですのでね。ちょっと低所得であろうと言われる方々だと思いますが、それが3割いらっしゃって、その方々がいろいろと保険料の負担、ちょっと大変やなということで、基準額の少し

軽減がかかっていらっしゃるというか、今回ね、方々だと思います。

そういった方々が、負担が今後ふえていくという点では、ちょっと大変になってるというのが、先ほど河野議員が言った補足給付の関係で、預貯金が資産要件が今度入りましたよね。それで、1カ月10万円で施設に入っている、補足給付というたら施設入所者ですね、施設に入っていない方、1カ月10万円だと施設の負担を超えますかね。ぎりぎりですね。施設に払う以外にもいろいろ払わないといけないものがありますので、そういった方々の補足給付というのが、預貯金がないと、そんな方は施設の費用を払えないから、やっぱりよけとかんとあかんのに、そこを預貯金があるからということで補足給付がなくなっちゃうと、負担がどんだけになっちゃうんでしょうか。すみません、補足給付の対象から外れちゃうと。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

27年8月からの食費、居住費の負担限度額なんですけども、預貯金を勘案することになりました。配偶者がいない方につきましては、預貯金が1,000万円、配偶者がいる方は合計2,000万円という基準で預貯金のほうを確認させていただいております。

委員（是枝綾子議員）

補足給付があるのとないのとで1カ月の、要介護度にもよりますけれども、施設に納めないといけない金額がどんだけ変わるんでしょう。倍になると違いますかね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

すみません、第1段階の方になりましたら、多床室、部屋代は0円なんですけど、食費が300円になります。で、そのほかの、補足給付を受けられてる方の分はあるんですけど、ちょっと今手元に表がなくて説明ができないんですけども。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

では、補足給付が外されてしまうと、どんだけ負担がふえるのかというのを、何かモデル的なそういう世帯を抽出して、この金額やった人がこのぐらいにふえますと、去年の7月か8月からね。という、ちょっとそういう数字もお教えいただいたら、いやこれは大変やなあというのがわかるんですけども。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

すみません。委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

補足給付を受けられない方では、多床室では1日370円になります。で、食費が1,380円になりますので、1日1,750円になりますね。第1段階の方でしたら、多床室が0円、食費が300円ですので、1日1,450円の増になります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

1日で生活してませんものね、1カ月でね。月単位で大体考えると、4万9,500円やったかな、さっきの第1段階の方で。それがふえるということなんですね、5万円。1カ月5万円、第1段階の方で5万円ふえたら、1,000万円の預貯金、どんどん取り崩していかないといけないということで、不安ですわね。早う死なんとお金もたへんと、命のほうが余るという状況がやってくるということですね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

預貯金が1,000万円を超えてる方になりますので、1,000万円が下がれば、次の年にはもとに戻るとい形になります。

委員（是枝綾子議員）

でも、ほんとにね。すみません。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

1,000万あっても、崩していったら早いものですものね。1年間で大体300万は、人

間、生活するのに要るからね。3年しかもちませんわね。わかりました。そういうちょっと1カ月5万円の負担がそれだけでもふえるということが、第1段階の非常に、第1段階といたら年金が何ぼですかね。80万以下ですね。年金が80万円、国民年金の方ですね。大変や。大体国民年金で生活してて、預貯金が1,000万円以上あれば、お1人の方やったら月5万円の負担がふえる。年金60万ふえるということだということがわかりました。これはちょっと大変なので、考えないといけないなというふうなことは指摘しておきます。

いいですか、続けて。

委員長（森 政雄議員）

続けてどうぞ。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、地域支援事業についてちょっとお聞かせいただきたいんですけども、地域支援事業費というのは、使わなかったら返すような制度でしょうか。それとも、いただきっ放しでためとけるものなんでしょうか。そのあたりはどうなってますか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

費用負担割合が決まっておりますので。

委員（是枝綾子議員）

使わなかったら。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そういうのはないです。きちっと率でいただける形になっています。

委員（是枝綾子議員）

だから、もらい過ぎることはない。必要な分については負担割合で国からきちっと、国や府から交付されるということですね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

一応上限設定はございますので、その辺は、考慮されるんですが、それまでの分についてはきちっと負担割合は決まっておりますので、国から。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この年度、忠岡町はその上限に対してどのぐらいの割合、支出されたでしょうか。何かややこしい計算があるんですね、これね。まだ余裕がありますかというか、もう少し事業を拡大するという余裕はあるかどうかということを知りたいがために、ちょっとお聞きしたんです。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

すみません、委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

一応以前の分でしたら、総給付費の3%が地域支援事業になります。で、介護予防費で2%、あと包括的支援事業と任意事業で2%というふうになってまして、全体で3%の枠内で運営するという形になっています。ただ、ちょっとこの辺は、制度の改正に伴いまして複雑になってきておりますので、ちょっとまたその辺は精査していかなあかんことがあると思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

2%と2%を出したら4%やないかという話もあるんですが、給付費の3%ということで、給付費の何%支出になったのでしょうか、27年度は。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

ちょっと今数字的に言いますと、2.6%という形になっております。

委員（是枝綾子議員）

では、あとその0.4%というのは何ぼぐらいなんですかね。給付費全体が12億7,400ですか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そうですね、はい。

委員（是枝綾子議員）

計算できませんね、大きいから。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

500万円強になるんですね。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

500万円強。あと500万円ちょっとの事業の拡大なら、そういう決められた範囲内であるというふうに見てよろしいでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

大まかにそういうふうには解釈できます。

委員（是枝綾子議員）

委員長、すみません。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

地域支援事業で任意の事業、絶対せなあかん事業ってあるかと思うんですが、任意事業で忠岡町ができてないメニューというんですか、というのはどういったものがありますでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

任意事業ですので、国がこれをせえというのは定めておりませんので、ちょっと他市さんと比べてどうなんかまでは調査してないところでございます。何ができてないというのは、ちょっとよくわからない状況です。

委員（是枝綾子議員）

そうですか。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、任意の事業なので、それは自由であるということですか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

一応、国のほうで地域支援事業の実施要綱なり定めておりますので、その範囲内で実施するという形になっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長、すみません。

委員長（森 政雄議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

任意事業のこういったメニューがありますよというのは、以前は出てたんですけど、そんな中で忠岡町がやっぱりできてないものについては1つでも2つでも広げていくということが必要ではないかというふうに思うんですが。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

先ほども財源構成のお話をしましたけども、包括的支援事業と任意事業で何ぼかという上限がありますので、今のところちょっと包括が直営でしております。人件費もかさんでるところですので、その辺の枠的にいいますと、上限いっぱいのところまで来てるというのが現状ということで認識しております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

地域包括支援センターは直営でやるべきだと。それは忠岡町が、それまで委託してしま

ったら全く状況がわからない。報告を聞くだけということで、金取るだけ、そういうことになるので、やっぱり実情をつかんでいくということと、きちんとしたケアマネジメントをしていくという点では直営ですべきだということとはちょっと申し上げておきます。

ということを行いながら、忠岡町でできてない事業ということも、他市と比べて、例えば河野議員もいつも質問させていただいてますけども、ひとり暮らしの方の介護用品ですか、紙おむつであるとか、そういったことについての支給が忠岡町はされていないということで、そういう適用もしてほしいという要望がありましたので、そういった余裕がまだ少しあるのであれば、その範囲内でぜひ実施をしていただきたいということで申し上げておきます。ちょっと国が示してる大体こういったメニュー、事業のメニューはこういうものがありますというケースとして出しているものを、また後で資料としていただけたら、よろしくをお願いします。

もう1ついいですか。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

新総合事業の件で続きですけど、今現在、要支援の1と2ということで認定を受けてる方については、29年度、それ以降も引き続き今までどおりに現行相当サービスということで、ちゃんとデイサービスもお風呂へ入れてもらえるし、夕方まで行けるし、ヘルパーさんもちゃんと資格を持った人に来てもらえるけど、今度新しく、これから、ここにいらっしゃる方、これから受けたいという方についてはそうではないということで問題になってるんですけど、新規の認定者で要支援の1と2というふうに認定される方というのは、厳密にはちょっとわかりにくいですが、この資料7ページでいくと、要支援の1と2の方が26年と27年で300人差があるんですね。だから、300人の方が大体毎年新しく申請して、そうになっていくというふうに、正確ではないんですけども。となると、300人の方、同じお金を払っているのに受けられへんというね。

で、お風呂が家にある方は、何とかちょっと見守りみたいな感じで来てもらって、こうやって見てもらったらいんですけども、お風呂がない方については、お風呂屋さんまでついていっていただけるんでしょうかね。もしその現行相当サービスが受けられないということになったら。やっぱり要支援の2とかになりますと、お風呂屋さんでちょっとお風呂入れられへんと。で、ついてきて、一緒にお風呂屋さんまで入りに行ってくれるんかと。お風呂に入らせてくれるんかということの、お風呂の入浴の保障についてはどうなりますでしょうか。そういう方については。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

要支援の方に限らず要介護1以上の方でも、物理的に自宅に風呂がなくて入浴介助が必要な方につきましては、そういう銭湯で入浴介助というのは可能です。法的には可能ですが、ただ、その銭湯さんとしても、安全が保障できるかどうかというのは、きちっとその辺はケアマネジメントしていけないといけないことになりますので、必ず希望どおりいくかどうかというのはわかりません。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

入浴介助が必要な方については、やっぱり現行相当サービスということで、清潔を保持するというふうなね、そういった点でも必要だというケアマネジメントをしてもらえるのであればまだしも、お風呂がないからといって、現行相当サービスのデイサービスを使えるというわけではないという話を聞きましたので、やっぱりそこは実情に応じて現行相当サービスをできるだけ使えるようにという配慮もしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

お風呂がないからといって、そのケアプランに入れるというのは不適切かと思っております。あくまでも本人さんの状況を見まして、入浴介助が必要であるというのであれば、デイサービスなりで入浴をしていただくというのが介護保険上認められてることであると思しますので、ご理解のほどお願いします。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

入浴介助が必要やという判断は、ケアマネジャーさんがするのでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

ケアマネジャーさんが総合的に判断すると思います。当然、主治医意見書なり、主治医の方とも相談するでしょうし、家族さんのふだんの状況も見まして、それで判断していく形になると思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

では、ケアマネジャーさんだけの判断ではそれはできないということで、どこが最終的に判断するのでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

支援1、2の方につきましては、包括支援センターが中心となって実施しているところでございますので、それにつきましては包括に相談していただけたらと思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

相談というのは、ケアマネジャーさんが包括支援センターに相談するわけですね。で、許可を得るといふうなことになるわけですね、そしたら。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

許可というような、そこまではないんですが、相談に乗っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

必要な方には必要なサービスを提供するというふうになっている介護保険ですので、そこはやっぱり必要だとケアマネジャーさんが認めたら、ぜひ認めていただきたいというふうにも思います。

よろしいでしょうか。あと、すみません、もう1点。

委員長（森 政雄議員）

はい。どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

特別養護老人ホームの待機者数というのが、この27年度は何人だったでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

28年4月現在で、待機者8人ございました。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この待機者の数はどうやって把握されたでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

本町に1カ所、特別養護老人ホームがありますので、そのところの入居者の待機者の名簿から出てございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、忠岡町のピープルハウスと、2カ所と言いましたか。もう1カ所、どこですか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

いや、1カ所です。

委員（是枝綾子議員）

1カ所ですか、すみません。ピープルハウスの待機者ということでカウントされてて、そこじゃなくて別のところを申し込まれてる方、ピープルではなくてほかのところに申し込まれている方の数については把握されてないということですね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そのとおりです。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

一応施設と直接契約ということなんで、忠岡町を經由しないから待機者がわからないということもあって、直接問い合わせ確認されているということだと思います。介護保険制度のちょっとそういった数が把握できないと、ニーズが、点だと思います。でも、特養の入所者というのが今27人、この年度ですね、違いましたか。45人ですね。一応計画どおりでしょうか。事業計画どおりになってますかね、この年度は。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

一応計画では27年度は48人ですね。

委員（是枝綾子議員）

すみません、事業計画の何ページにありますかね、これの。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

100ページにあります。

委員（是枝綾子議員）

100ページ。27年、48人ですね。

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

一応48名の事業計画で47名と。で、待機者が一応8人いらっしゃるということなので、本来でしたらもう1人は入っといってもらわないと、保険料をこれで計算されてるので、ですけども、その計画どおりに入れなくて待機者になっているというのはどういうことでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

現状いっぱいでしたら入れないんですが、待機者8人中、1年以内の希望で、なおかつ3カ月以内に入所の必要性が高いと考える方が4名という形で報告を受けてます。その4名の数が待機でするので入れてない状況なんですけど、以前と比べまして比較的特養のほうは入居のしやすい状況なんかというのは考えてます。ほかの状況は、ちょっと1人の方が何か所も申し込みされてますと、待機者の数が膨れ上がってるという状況があって、ちょっと名寄せができないんで、実質の数字がわからない状況なんですけど、以前というか、二、三年前と比べたら比較的に入りやすい状況かなと。なおかつ、ピープルさん100床ございまして、大体年間1割程度の入れかえがありますので、その分につきましては長期間に待機していただくということはないのかなと思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

待機者が減ってきてるのは、サービスつき高齢者専用住宅であるとか、低額の有料老人ホームとかがたくさんできて、どうしても急ぐ人はそちらに入るんで、待機できる状況の人というのは少ない。経済的に本当に大変という方はやっぱり待機せざるを得ないと思うんです。一応計画では、この年度は48名で、28年度は49名で、29年度は50名というふうな計画で保険料を徴収されてますので、やはり入れますよというふうなことでお金を取ってる以上は、計画ではこうですのでということで、その努力をやっぱりして

いただかないと、集めているのにもかかわらず、計画でもうたっているにもかかわらず、それでお金を取って計算されてるわけですから、待機者はぜひ入れるようにということで努力はしていただけませんか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そうですね、待機者のほうはできるだけゼロに近づけるように努力していきたいと思っています。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

よろしくをお願いします。

委員長（森 政雄議員）

他に。

委員（三宅 良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すみません、ちょっとお聞きします。地域支援事業の絡みになってくると思うんですが、今、団塊の世代が75歳を迎える2025年問題と言われるところから、今、2025年から大体35年の要は死に場所問題ということですね。今は、最終的に九十数%の方が、最後、病院に搬送されて、病院で亡くなるというんですけど、そのキャパがどう考えても足りないという時代が、もう2030年前後から間違いなくやってくると。じゃあ、そのときに対してどのような最後の看取ですね、在宅医療、最後の終末期を過ごすかということに関して、少なくとも昨年かおとしの厚生労働省の審議会でもその問題に触れられてました。ある意味、病院で死ぬということが最終的に救急で搬送されて文化となってしまうと。それをできるだけ在宅に、在宅にと。全員に強いることは無理かもしれませんが、それを1割、2割でも戻すことによって、今の状況を維持できるということが書いてありました。

それは、国としても何らかの施策は大きく打ち出すとは思いますが、やはり住民に身

近な地域包括としては、その部分を見越した、例えばですが、有料老人ホーム、サ高住、特別養護老人ホームでの看取のあり方、家族への理解のあり方というのを進めていく、今からでも地道に進めていくことであると思うんです。まだ利用しない、今65歳前後のご高齢で、うちの親もそうですけど、そういった方への啓発ですね。このあたりでしたら、在宅医療の先生のネットワークを組んだりもしてますし、そういった方たちもそこはすごい危惧してはって、そういった方たちの発表もその辺はすごい触れられているんです。

そういったことを見越して今から動くのが包括の使命やと僕は、包括、特に社会福祉士の使命やと僕は思ってるんですが、まずそのことに対する見解に対して、今どのように考えるかというのが1点と、今後、その問題に対してどのように手を包括として打っていかうと考えてはるか、この2点お答えいただけないでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

在宅で死を迎えるというんですかね、家族と一緒に暮らしながら終末を迎えるというのは、これからそういうのがふえていって、医療と介護の連携をしながらそういうのはふえていくのかなと思ってます。で、今、泉大津市医師会の中の先生のほうでも、在宅診療というんですか、積極的にしてくれてる先生もいらっしゃいますが、なかなかそういう先生もいてない状況ですので、そういう医師会の間でも在宅診療、医療を進めていくという雰囲気はできてきておりますので、その辺の看取をしていただける先生もふやしていかないと受け入れができないような状況になってきてるかなと思いますので、それはそれとして医師会とも連携をしながら、どんどんそういう在宅医療を進めていこうかなと思ってます。

あと、包括として終末期を迎えるに当たって、その、何というんですかね。

委員（三宅良矢議員）

最終末期を迎えるに当たっての、すみません、委員長。

委員長（森 政雄議員）

どうぞ。

委員（三宅良矢議員）

家族とのどう対話というか、覚悟やと思ってるんです。僕はある程度覚悟も決めてるし、いろんな状況もケースのスタディーもしてるので、自分の親はこうあるべき、ベースとしてはどう考えてもこうあるべきやという気持ちは固まっているんですけど、例えば泉元課長、今、親御さんとお住まいやったとするじゃないですか。じゃあ、いざ看取ったときに、しかもいざその最期、もう何も食べられなくなりました。放っとけば、そのまま昔で

いけば自然に老衰で亡くなっていきますと。でも今、例えばそれでも救急車を呼べば、別名スパゲッティ状態ですよね。いろんな管を通して、注射器を刺して、穴あけてという、別名スパゲッティ状態ですけど、変な話、混乱してる家族さんとかなんかは、そんなん強いられたら、やっぱり「はい、はい」と言ってしまうんですよね、いざというときに。そのいざというときに対する覚悟のどう持っていくべきかというのは、その以前の段階からしっかり、どう看取ってほしいという本人の意思と、どう看取るという家族の意思がある程度合致するようにしていかないと、うまくは絶対いかないと思ってるんです。それをどう調整していくとか、どう検討していくというのは、やはりその市町村においては包括の役割やと僕は思ってるので、その辺に対する動きというか、考え方もそうですけど、どう進めていきはるのかなと。進めていっていただきたいと、どう考えてもということなんです。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

終末期を迎えるに当たって、本人とその家族はどう考えていくかということについて、最近、そのエンディングノートと言うたらおかしいですけど、そういうので自分の死を迎えるに当たってどう考えていくかというのも、いろいろ講習とかしているところもございますので、その辺をちょっと参考にしながら、本当に終末期をどう迎えるか、こういう病気になる時には、どう家族が対処してほしいのか、またするのか、そんなんを含めて考える場というんですかね、そんなのも提供していかなあかんかなあとは思ってます。

委員長（三宅 良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

それを提供せなあかんかなじゃなく、しなくてはいけないことだと僕は思ってます、少なくとも。その話し合うとか考えるきっかけの前提材料をしっかり提供するのが行政であり包括での役割と僕は思ってるので、それを誰がじゃあするねんという話じゃないですか。例えば、在宅の先生がそれを幾ら啓発したからというて、いざ行政がそういう認識がずれてたら、先生ばかりが先走ってる状況になると思うんですよね。そこっていうのは、必ずしも包括と在宅医、で、家族、本人の意思というのは、ある程度同じところまで持っていくように努力しないといけないと思っはいますので、その辺に向けては必ず取り組んでいただきたいと思うんですが、どうでしょう。取り組み始めていただきたいと思

うんですが、どうでしょうかということです。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

包括がそういう家庭の終末期に当たってどうするか、話す機会を設けなければならないというのは、そこまではちょっと包括として責任は持てないところでございます。ただ、そういう終末期をどう考えるかということについて、家族で話してくださいねという分について、そういう雰囲気づくりというんですか、機運をつくっていくことは包括では可能かと思っておりますので、それについては情報発信はしていきたいなと思っております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その情報発信というのは、具体的にはどんなことを例えば今やったら考えつきますか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

はい。泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そのエンディングノートですね、終活、終わりの活と言ったらいいんですかね、ちょっと字は思い出せないんですが、そんなような講習会であるとか、そんなんが考えられるのかなと思います。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

できる限り、出前講座じゃないですけど、住民の方、特に敬老会や、あとはそういった住民の方が集まる場での講習ですね、それをできるだけ数をふやして。別に家で死ねというわけじゃないんです。もう最期、運んでほしいという方に関しては、その在宅の先生も言うてます。それは家族の判断やから、どうしても運んでほしいと言え、運んでくれてもいいんやと。でも、やっぱり最期を家でみとりたかった、最期は自然に亡くなっていた

だくのを希望したのに、いざというときに家族がやっぱりうろたえて、流されて、病院に運ばれて、思うことができなかつたというようなこともあるんで、そういった事例、詳しい状況ですよ、事例とか踏まえて、やはり住民の方に丁寧に投げかけていただいて、できる限り考えていただく機会というのを今後持っていただきたいなと思います。お願いできますでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

人の死というデリケートなところになりますので、その辺は余り暗い雰囲気でもだめでしょうし、なおかつ家族間同士で考えていただかないといけないことでもあろうかと思えますので、その辺はちょっと地道に進めていきたいと思えます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

別に暗い雰囲気では伝えろとかじゃないんですよ。だって、僕はその在宅の先生の講演会を聞いたら、みんな笑ってましたもの。話の内容が、やっぱり持っていき方がすごいまいんでね。やっぱり伝え方やとは思ってます。別に暗い雰囲気では伝えろとか、深刻な話やから深刻に伝えなくても、そこに対してある一定のユーモアやとかファニーがあっても全然問題はないと思ってます。ただ、核としてやはり在宅終末期をどう今後迎えるのかという方向の住民さんに対する啓発ということだけは、やっぱり丹念に行っていたきたいということなんです。よろしいでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

その辺、進めていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

委員（三宅良矢議員）

よろしくお願ひします。委員長、結構です。

委員長（森 政雄議員）

他に。

委員（河野隆子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、先ほど是枝委員もおっしゃってました介護用品の支給事業について、ちょっとお聞きしたいと思うんです。これの対象者というのは要綱で決められているんですが、ここ数年で拡充されたとか、そういったことはないですか。もうそのままの状態なんでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

特に要綱の変更等はありませんで、そのままの状況でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、対象は要介護3以上で、町民税非課税世帯の要介護在宅高齢者を介護している家族ですね、家族に対して、これは本人じゃなくて家族に対して紙おむつとかパットとか、あと使い捨ての手袋ですね、そういったものが1カ月6,250円の上限でいただけるということであります。

これは、その要介護3以上の介護認定を受けておられる方が対象じゃなくて、今言いましたように家族さんですね、家族さんを対象としていると。これについて、他市ではね、前にも私言いましたけれども、近隣でしたら泉大津、和泉市、岸和田、貝塚はもう対象者は本人なんですね。で、施設に入所されてても支給しているということです。忠岡町は、たしか施設で、ちょっと間違ったら訂正してくださいね。施設に入所されていたらだめだったんではないかなというふうに思います。

で、岬町なんかは、対象は忠岡と同じように原則家族さんでありますけれども、本人の不利益が生じるようなことがあってはならないということで、本人の状況を見て支給されているということでもあります。地域で一生懸命、介護を受けながら頑張っている、そういった方に、家族さんが、例えば本当に天涯孤独であったりとか、例えば遠い九州にご親戚が住んでいるとか家族が住んでいるとか、そういったことだと支給ができない

と。これはやっぱり近隣でもこうやって対象者が本人であって支給しているということで、やはり地域で頑張ってお家で在宅で頑張っておられる、そういった介護を受けている高齢者の方々ですね、そういった方を応援するという形で、これはぜひ対象を広げていただきたいというふうに思っているんですけど、このことについてはいかがでしょうか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

介護用品支給事業につきましては、地域支援事業という大きなくりの中で実施しているところで、その中で地域支援事業の家族介護支援事業というメニューの中の1つとして介護用品支給事業を実施しているところで、今のところ要介護3、先ほど言われたように要介護3以上の非課税世帯を介護している家族ということで実施しております。

で、忠岡町にサービスつき高齢者住宅であるとか有料老人ホームが多数出てきております。その方の入居につきましては、一応住所地特例になりますので、他市さんからの転入者につきましては他市の給付という形になってるんですが、今のところ介護用品支給事業は家族としておりますので、その辺までを認めていくとなりますと膨大な費用が発生してくることが予測されますので、今のところ本町につきましては要介護3以上の非課税の介護している家族さんを対象に支給しているという状況でございますので、地域支援事業もその給付費の枠がございますので、今、月当たり6,250円、年間7万5,000円になりますので、その辺の対象者の増によりまして負担がふえるということもありますので、その辺はちょっと厳しいところかなと考えております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

6,250円が上限で、給付の券といいますか、用紙を渡されて、それを持って薬局に買いに行くというシステムになってはいますけれども、丸々6,250円を使わない方もいらっしゃると思うんです。膨大なお金が要するというふうにおっしゃっていますが、そんなに金額的にたくさん要るものではないと思うんです。

先ほど是枝委員もおっしゃいましたが、任意事業として500万でしたか、余裕もあるということなんで、他市がやっているんですから、なぜ忠岡町がこれできないのかなというふうに思うんです。一度ね、試算もしていただいて、ぜひこれは対象者を広げていた

だきたいというふうに思います。それ、お願いできますでしょうか。いろいろ試算、一応アンケートもとっていただいたらわかると思うんですが。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

その辺、他市さんの状況も確認していきたいと思ってます。ただ、1点、その地域支援事業の中でも、任意事業において介護用品の支給に係る事業を実施している場合は、26年度に実施している場合は、当分の間実施して差し支えないという形の文書がございまして、ちょっと将来的にこのまま続くのかどうか、補助制度が残るのかどうかというのを危惧するところでもありますので、その辺、国の支給対象というんですかね、当てはまるのかどうかも微妙なところになってますので、その辺もちょっと調査していきたいと思ってます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ぜひ調査していただいて、声も聞いていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

委員長（森 政雄議員）

他に。

委員（前田長市議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

前田長市委員。

委員（前田長市議員）

高齢者がますますふえる中で、やっぱり寿命が日本は世界でも一、二位ということで、寿命はどんどん延びてるんですけども、やっぱり大事なのは健康で長生きするということが非常に大事だと思うんですね。そういう面では、医療の面もそうなんですけど、介護にかからない、予防ですね、要するに。これにしっかりと取り組んでいかないと、やっぱりこれから先、医療費がどんどん、介護費が上がるし、それから保険料も上がってくるし、高齢者がふえてくるし、これはもう財政的にますます厳しくなることは目に見えてるわけですね。

だから、そういう点ではやっぱり健康寿命を延ばしていくと、介護にかからないようにしっかりと町としても取り組んでいくということが大事だと思うんですね。そういう点で、本町はその介護予防に対してどういうふうな取り組みをしているのか、またしようとしてるのか、ちょっとその辺お願いします。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

おっしゃるとおり、健康寿命の延伸が今後の課題かなと思ってまして、その介護予防事業に取り組んでいく、どんどんいろんなことで広めていきたいなと思ってます。で、福祉センターにおきましても、介護予防の体操であるとかもしてもらってるところでございませし、高齢者の方が家に閉じこもり、ひきこもりするようなことなく、やはり一歩家を出て活動してもらえるような、なおかつまた食べ物に対しても、塩分控え目であるとか、そういう健康志向に向けるような仕組みづくりをこれからもしていきたいなと思ってます。

でない、医療費の増大もございませし、介護給付費の増加もありますので、やはり健康寿命延伸が一番大事かなあ。本人にとっても大事なことでせし、我々にとっても望ましいことかなと思ってますので、その辺は社協の事業とも相まって、いろいろ社協のふれあいサロンの活動も始めようとしていますので、高齢者が気軽に外に出てもらって会話するであるとか、レクリエーションなり、そういう部分も包括としても取り組んでいきたいなと思っておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思ひます。

委員（前田長市議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

前田長市委員。

委員（前田長市議員）

これからもう、保険料も上がるのは困るし、また給付もふえてくるのは大変やし、そういう点ではやっぱりどうしても介護の予防ですな、予防のほうにしっかりと町も取り組んでいくことが、お互い、本人自身も健康でおられるということはいいことやし、経済的にも負担が少なく済んでいくので、しっかりと町のほうも、これは介護保険ではそういう介護予防は出ないんですね。保険のほうでは、その介護予防するのに全くお金が出るわけじゃないんですね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

地域支援事業の中でそういう介護予防のメニューがございますので、その分は事業展開は可能かなと思ってますので、その辺はちょっと事業を進めていくような形で考えていきたいと思います。

委員（前田長市議員）

そうですか。しっかり介護予防のほうをまた取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

いいですか。数字をちょっとお聞かせください。この第6期の保険料は上がりましたが、何%上がりましたでしょうか。あと、基金の残高は今現在どのぐらいありますでしょうか。で、一応その保険料を設定したときに、保険料を引き下げのためにこれだけの基金を取り崩しますと言った金額をお聞かせください。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

第5期の保険料基準額が5,098円で、今期が5,283円になりますので、3.6%の増になります。あと、27年度末の介護保険準備基金の残高ですけれども、5,966万1,268円です。

委員（是枝綾子議員）

取り崩し予定、引き下げのためにということ。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

どうぞ。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

取り崩し予定としましては、367万6,574円になります。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

取り崩し予定というのは、基金の残高を全部取り崩すということと、これから保険料を徴収する分での余った分も充ててということ、一応基金を全部使い切るという計算になっているんですかね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

第6期期間中で基金は使い切る予定で計算しております。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。そしたら、基金の残高がゼロになるには、6, 367万円、あと1年ちょっとで使う。この期どのぐらいかちょっとわからないですけど、2年目ですね、28年度、どれだけ崩すかがちょっとまだ途中なのですけども、わかりました。

で、減免制度で、この27年度、何人の方が受けられたでしょうか。減免の対象の段階、第何段階。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

保険料の独自減免ですけども、減免の要件は本人の保険料段階が第2段階または第3段階になりまして、本人1人の世帯でしたら120万以下であること、また預貯金等が350万を超えないこととなっております。で、27年度実績は、8件の認定で、減免額が9万8, 890円になります。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

町独自の減免制度、たった8人で全体で1年間で下げた9万、1人じゃないですね、8人で9万8,890円ということなんですね。少ないですね。ということでね。すみません。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

減免制度で、第2段階と第3段階の方が第1段階の保険料になるということですね。でしたね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

はい。そのとおりです。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

全体の予算9万8,890円ということなので、もう少し対象者を、何かごっつい安くしてもらったというふうな、減免制度があるという割には、たった9万8,890円というのはちょっと少な過ぎるので、もう少し対象者を広げて、皆さんに負担感のないようにしてもらおうというふうなちょっと改善、それか対象人数をもっとふやしていくと。8人じゃなくてね、80人ぐらいおりますという、80人おっても100万もならないという、そういう計算ですので、もう少し減免制度の改善をしていただきたいというふうに要望いたします。例えば、第4段階の方とか、所得要件をもう少し緩和して対象になる方をふやすというふうなこともぜひ検討してください。よろしくお願いします。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

またその辺、近隣の状況もありますので、また調査、研究してまいりたいと思っております。

委員（是枝綾子議員）

よろしくお願ひします。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員、ほかによろしい。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（森 政雄議員）

他に。

委員（前田 弘議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

前田弘委員。

委員（前田 弘議員）

細かいこともぎょうさんあるんやけど、それはまた原課で聞きます。

この滞納の繰越分ってありますよね。これ、何年ぐらいでこんなになってるんですか、150万ぐらいの金というのは。資料の一番最初の分です。3ページかな。大体でええよ。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

保険料につきましては、さかのぼりは2年になりますので、あと分納誓約とかしてる方もございますので、その辺ちょっと数年さかのぼりという形になると思うんですが。

委員（前田 弘議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

前田委員。

委員（前田 弘議員）

2年ぐらいの、さかのぼって、これ繰り越しがたまってきたと、こういうことやね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

はい。そのとおりです。

委員（前田 弘議員）

もしね、これ払わへんと、よう払わへんと言うた場合ね、年金なんかでもろうてると思って、それでも払えないというような状態の人たちがこれに載ってるということですか。どういう状態の人が滞納になってるんですか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

介護保険料は基本的に年金から天引きという形になってるんですが、そういう滞納になると、年金の額が少ないであるとか、ない方になってくるんですが、当然、年金のあるなしにかかわらず介護保険料はかかりますので、普通徴収になりますのでね、その辺でどうしても滞納になってきますと、実際に給付を受けるに当たっては給付制限がかかりますので、今のところ1割とか2割負担ですが、それが3割負担というような負担になってきますので、その辺ができるだけ滞納していただかないような形で、こちらも督促なり催告状を送って通知はしてるところなんですけども。

委員（前田 弘議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

前田委員。

委員（前田 弘議員）

それでも滞納できてるんでしょう。それで、この後の処置をどうするんですか。一番最後のページにも、ピープルハウスとか高石病院まで書いてあるわね。そこへ入っとなら、よう払わんとなったら、放り出されるんですか、どないするんですか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

滞納の期間によりまして給付制限がかかる形になりますので、利用者の負担割合がふえるという形になります。1割負担が3割負担になるという形になります。

委員（前田 弘議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

前田委員。

委員（前田 弘議員）

介護保険もよう払わんのに、これ1割負担、2割負担、3割負担と、余計によう払わんのと違うの、これ。そんな人、現実におるんですか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

一応その滞納の方ですね、給付制限というんですけども、27年度は2件ございました。で、1人の方は介護保険は使ってはないんですが、実際に1人の方は使ってたことがございます。ただ、1年間ずっと使ってるわけじゃなくて、数カ月使って、ことしに入って亡くなられたというのがございました。ですので、今のところ給付制限がかかっている方で介護保険を使っているという方はいらっしゃいません。

委員（前田 弘議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

前田委員。

委員（前田 弘議員）

ピープルハウスでも忠岡町の方がたくさん入ってると思うんですけども、30名か35名と書いてますよね。そんな人はないんですよ。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

そういう方は、滞納はございません。

委員（前田 弘議員）

ああ、そうですか。この15ページに書いてある病院とか、高石病院からこのピープルハウスまで、これは忠岡町の人が入ってるんやね、これらの施設に。これは希望したら全部同じところへ行けるんですか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

本人さんというか、家族さんも含めての希望をしていただいて、あくまで空きがないと入れませんので、その辺の状況で入っていただくという形になります。

委員（前田 弘議員）

このピープルハウスさんと、この高石病院まで、これはどこの病院でも個人負担という

のは一緒なんですか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

一応、介護保険での負担は介護報酬になりますので、どこがどうということはないんですが、保険上では同じになります。施設の区別はあると思うんですが。

委員（前田 弘議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

前田委員。

委員（前田 弘議員）

介護3とか4とか、それはもちろん違うと思うんですけども、同じ3であればピープルハウスもこの高石病院も一緒ということなんですか。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

泉元課長。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

個別の基準がございますので、全く一緒ということはないんですが、それぞれ配置の割合であるとか加算の取り方とかありますので、事細かくは一緒ということはないんですが、総体的に施設によって同じような形になります。

委員（前田 弘議員）

ほぼ同じやということですね。

いきがい支援課（泉元喜則課長）

ただ、あと実費分がありますので、その辺はちょっと各施設さんで多少上限はあるかと思えます。

委員（前田 弘議員）

そうですか。わかりました。結構です。

委員長（森 政雄議員）

他にございませんね。

（な し）

委員長（森 政雄議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（森 政雄議員）

次に、181ページから188ページの後期高齢者医療特別会計決算につきまして、担当課より提出資料の説明を求めます。

（大谷保険課長：説明）

委員長（森 政雄議員）

説明は、以上のおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

75歳以上の方がこの医療の後期高齢のほうに入っていらっしゃるんですが、発足後から非常に悪い制度だということはいろいろと私たちも指摘をさせていただいたところなんです。今まで息子さんなんかの会社に勤めていらっしゃる方の社会保険のほうの扶養家族に入っていらっしゃった方が、それぞれ夫婦であっても一人一人この保険証を持つということで、平成20年から始まっています、2年ごとに保険料の見直しということで、年々上がってきていますけども、この27年は、26年、27年で2年のくくりになっていますので、来年、28年度はまた保険料のほうは上がっていくというふうになるのでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

平成28年度と29年度につきましては、ちょうど今年度が見直しの年でありまして、所得割と均等割と2つの部分がございますが、まず所得割の分につきましてはの料率は、26年度、27年度が10.41%、28年度もそこは10.41%と変わりはありませんが、もう1つ均等割という部分がございます、こちらにつきましては26年度、27年度が年間5万2,607円だったものが、28年度、29年度は5万1,649円と若干下がっておりますので、その分を考慮すれば、必ずしも上がっているとは限りません。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ということで、これは次、見直しは28年度、29年度ではなかったですか。違いますか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

ただいま平成28年度、29年度は第5期となっております、次また第6期が平成30年度より迎えますので、その時点ではまた料率の改正はあるかと思います。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ということは、やはりもちろん75歳以上の方ばかりがくくりになっていますので、高齢化して病院に行く回数も多くなってきますし、高度医療とか高いお薬が出てきていますので、もちろん給付のほうも上がっていくと思うので、値上げになるんじゃないかなというふうに思うんです。

で、保険料の滞納繰り越しというのもありますけれども、すみません、ちょっと勉強不足で申しわけなかったんですけど、この後期高齢者の場合は、短期とかそういった保険証は発行はなかったんですかね。そういう制度はなかったですか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

短期被保険者証になる方は、実際、ある一定期間滞納が続いた方については、通常の保険証でありますと、1年証、有効期間が1年の保険証が交付されますが、その期間が半年という形の短期証という形になります。で、今、実際短期証が交付されている方は、最新で12名いたかと思います。短期証になったからといって、医療を受ける際のペナルティというのは特に何もございません。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

通常でしたら短期証明書、3カ月というのものもあるけど、一応半年ということですよ。これは資格証明というのはないんですかね。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

資格証明書の発行をされている方は、いません。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

わかりました。なかなか払えないということで、窓口にも相談に来られる方がいらっしゃるんだと思うんですけど、そういった方には分納であったり、そういった相談もされているんだと思うんですけど、どういった状況ですかね。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

そもそも後期高齢の保険の方で滞納されてる方と言われるのは、徴収率が99.5%ありますので、かなり少数の方になります。ほとんどの方が年金、ほぼ7割以上の方が年金から保険料が徴収されておりますし、残りの3割の方のうちの過半数の方も口座振替を利用されてる方がおられますので、ほんまにほとんど八十数%の方が特別徴収または口座振替という形になりますので、残りの十数%の方が毎月納付書で納めていただいているという状況になりますので、要はそういう方が滞納者になるという流れになるんですが、傾向としましては、一番多いのが、やはり今まで国民健康保険だったものが後期高齢者医療に切りかわった際、それまで口座振替をしていたのをそのまま引き継がれていると。ずっと口座から保険料が落とされているというふうに思い込んでいて、納付を忘れていたというふうな方が割合としてはかなりおられますので、こういった方は後々また督促が行ったり、またお知らせをした段階で、おくらせている分を払っていただくというふうな形の方が

多くなってございます。

なので、本当に、こう言っているのか、悪質というような方というのはほとんどいないのが状況でして、ほとんどの方は今言うたような形で、うっかり忘れてたというふうな方が多くを占めている状況でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

恐らく窓口でもご親切に対応はしていただいているというふうには思っています。やはり大方が年金からの引き落としということで、取りっぱぐれのない保険料というふうになっているんですが、やはりこの先、増額が大変心配される場所なんですけど、基金というんですか、そういったものも入れていって抑制していくと、そういったことももちろんこの先されていくんでしょうか。それだけちょっと最後にお答えお願いしたいと思います。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

広域連合側でも剰余金、今回28年度の保険料を算定する際に、26、27年のときの分の剰余金がありましたので、その剰余金を活用したことによって、均等割の率が若干ではありますけども、下げられたという効果がございました。で、こちらとしましても、今後保険料の負担が余り大きくならないような形をとってほしいということは、それは要望してまいりたいと思っております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ぜひ広域連合のほうにもそういった意見も、要望もしていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ちょっと数字をお聞かせいただきたいんですけども、先ほど言った軽減が、9割軽減かかっている方ですね。社保の扶養家族からこちらに強制的に入れさせられた方々とか、そういう方々の9割軽減がなくなると、大体どのぐらいの保険料になるんでしょうか。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

まず数、大体の人数、9割軽減が今かかっている方の、もともと社会保険の扶養であって、後期に移られた方ということですか。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません、ちょっと今、国のほうでその9割軽減の見直しということが言われて、その対象になるような方というのは、社保からの方だけなのか、それとも9割軽減がほかにもかかっているような方がいらっしゃるのか、ちょっとその辺がわかりませんが。

保険課（大谷貴利課長）

まず、社保の扶養であった方なんですけども、大体240人ぐらいの方が今おられます。

委員（是枝綾子議員）

軽減がなくなったら。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

大谷課長

保険課（大谷貴利課長）

今の、これらの方につきましては、所得割が課せられずに均等割の金額、28年度で申し上げますと5万1,649円がその9割軽減がかかりますので、単純に年間5,164円という金額になります。これが本来本則でありますと、5割軽減という形になりますので、そこに戻ると、年間2万5,824円という額になりますので、単純に今の5倍の負担になるということになります。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

軽減を外されて5倍、今まででしたら社保の扶養家族は保険料の負担が要らなかった。で、それを抜いて、ちょっと無理やりやから反発があるから、1割の負担でいけるよ、安いよと言って入れて、で、10年来たら今度それを外して5倍になるというような、ほんとに詐欺的な方法やなというふうにちょっと思います。そういった方々に対しての軽減ということも町独自で考えていただきたいなということは要望申し上げるのと、政治的にちょっとこの後期高齢者医療の町独自の軽減というのは可能なかどうかですね。ということもちょっとお教えいただきたいんですけど。可能かどうかですね。府ですね。広域連合ですものね。

保険課（大谷貴利課長）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

その辺につきましては、ちょっと確認をしないことには、今何とも言えないです。

委員（是枝綾子議員）

よろしくお願いします。

委員長（森 政雄議員）

他に、ありませんね。

（な し）

委員長（森 政雄議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

お昼ですので、ここで休憩し、午後1時から再開いたします。下水道事業会計からいきますので、よろしくお願いします。

（「午前11時59分」休憩）

委員長（森 政雄議員）

休憩前に引き続き審議を再開いたします。

（「午後0時58分」再開）

委員長（森 政雄議員）

189ページから201ページの下水道事業特別会計決算につきまして、担当課より提

出資料の説明を求めます。

(米井下水道課長：説明)

委員長（森 政雄議員）

説明は、以上のおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

資料もいただいておりますが、水洗化の普及率がパーセントで毎年、23年からずっと載せていただいています。非常に努力もしていただいているというふうに思っているんですけど、27年度、今年度が86.8%まで普及率がアップしたということで、次の年度、大体毎年何%ぐらい上げていくという目標を持っておられるのでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

現在86.8%で、この1年で88%、1.2ポイントの伸びを見込んでおります。大体1年に1ポイントから1.2～1.3ポイントの、ここ数年の伸び率というのはそういう形でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

本管が通っていてもなかなか接続されないお家、借家であったりとか、おひとり暮らしで高齢者の方であったりとかいう方は、費用もかかりますので、なかなかつなぐというふうなのが難しいところもあると思うんですけども、くみ取りと、あと浄化槽のほうも結構あるというふうに聞いてるんですが、職員さんは、つなげないところはこういった訪問したりとか、どんな方法をとっていらっしゃるのでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

今の未水洗化対策でございますけれど、まずくみ取り浄化槽のデータ、生活環境課のほうとかから情報をいただきまして、あとは我々職員で順繰りに未水洗のお家を訪問しまして、何とかつないでくださいとお願いして回っているような状況でございます。また、戸別訪問というのが一番効果があると。その他は広報、ホームページ等で掲載しております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

大変、原課のほうでご苦労されているというふうに思います。で、促進対策制度というのがあるというふうにお聞きしてるんですが、忠岡町は助成金が2万円ですか、限度額が70万円までさせていただけるというふうに書いてあるんですけどね。他市なんか比べてこの制度はどうなんでしょうか。大体横並びぐらいの金額になっているんでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

泉大津市さん、隣が同じように助成金融資制度がありまして、助成金が3万円と、融資制度が60万と、で、和泉市さんは助成金なしで融資制度が70万、本町と同じでございます。高石市さんはケースによってということらしいんですけど、1万円もしくは2万円という助成金。それと融資制度につきましては、見積もり金額以内ということなんです、言葉的には上限なしと。で、岸和田市さんは、助成制度はなしと、融資制度が50万という形でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

わかりました。今、高石のケースが見積もり金額以内ということをお聞きしたんですけども、忠岡町は70万円ということですけど、なかなかお家のトイレから本管までが遠かったら費用がちょっと高くなるというふうなこともあると思うんですけど、70万円以

内で広いお庭のお家とか、遠いところでもその以内で大体工事というのは済むんでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

どういふんですかね、今の100平米から百数十平米の敷地、標準的なお宅でトイレ、それとお風呂、洗面所、台所をつなぎましたら、今のほとんどが洋式トイレで、ウォシュレットをつけはると。そのウォシュレットも含めて60万から60数万、あとは台所の器具、要するにシンクをさらにしはったとか、壁紙を全部、せっかくやからきれいにしちゃったとかいふので、どうも訪問したりしてえらい高くついたわというお声のお家は、ほとんどリフォームのほうも含まれておりますので、大体この70万以内でおさまるかと思っております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

わかりました。なかなか、お家をいらうときにはここもここもというふうになりますので、リフォーム以外でしたら大体この金額でおさまるだろうということでありました。すみません、最後に、これは所得制限とかなかったですね。それだけ、すみませんけど。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

融資の件ですね。制限というのは特にはないんですけど、まず受益者負担金が支払われていることとか、要するに滞納してないとか、そういう条件はございますけれど、あと融資の分も今、年金のほうでもいけるという形になってきてますんで、特段所得金額の制限というのはいりません。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら所得制限もないし、年金で収入の少ない方でもこの制度は使えるというふうに理解させていただいてよろしいですね。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

そのとおりでございます。

委員（河野隆子議員）

わかりました。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

決算書のほうでお聞きしたいんですけれども、雨水処理の繰入金が若干ふえているんですけれども、これはどういったことによってふえているのかというのを歳出の関係で見ると、どう見たらいいのでしょうか。すみません。198ページの事業費の雨水管設計業務委託料との関係で見たらいいのでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

すみません。委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

今のご質問ですけれど、194ページの雨水処理繰入金5,290万の分についての繰り出しのほうということですが、今言われた198ページの雨水事業に係る部分と、それにかかわる公債費の返還の分という形で、雨水全般の繰入金に回っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

雨水の工事をされたんですかね。設計業務が出ているだけで、工事そのものは雨水は何かかかっていますか、この年。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

雨水ポンプ場の長寿命化工事がずっと続いておりますので、ただ、この分の工事費が26、27と各年度で国庫補助金を充てておりますので、何分満額つくとか若干削られたとかいうことで増減しております。その分の差で雨水処理の繰入金は26年度に比べて約300万ほどの増になっておるとい形でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、昨年は雨水ポンプ場の長寿命化工事は3,800万かな、決算額が。だったので、ちょっと少なくなっているけれども、その関係でね。上がっているからということかなと思ったんですが、国庫補助が多い少ないと、工事の中身によってということ、今回は昨年に比べて国庫補助が率が悪かったということもあって繰り入れがふえたんでしょうか。繰り出しが。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

ポンプ場の工事費自体は、26年度は3,800万で、27年度、今回の決算分が3,430万という形で、ポンプ場自体の分は減っておるんですけど、今度、雨水計画の設計業務委託費とか、そちらのほうが27年度ではふえておりますので、その分の差し引きの差という形で、あくまで27年度に雨水としての対象となる部分というふうにお考えいただいたらよろしいかと思ます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。繰り入れがふえてる分は、この雨水管の設計業務の委託料の部分が大きい

いということで、そう考えてよろしいでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

すみません。設計業務のほうの部分は、ちょっと私、勘違いを今してしまして、ここには含まれてないんですけれど、あくまで雨水の今までの事業の償還額や、先ほどのポンプ場費の分に、ただ27年度と26年度の差額ですかね、でここがふえたり減ったりという割り振りになると。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、198ページの雨水管設計業務委託料というのはどういう計画、何年計画とか、どういった計画を委託しているんでしょうか。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

この雨水の設計業務、453万6,000円の内容でございますけれど、忠岡東2丁目、深田線の区域の浸水を軽減させたいということで、まず、基本的な浸水軽減対策ということで、対象区域約2ヘクタールの基礎データの収集、要するに現状の水路がどうなっているとかいう形で調査してまとめたという形の業務委託でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、東2丁目の深田線の道路そのもののところなのか、地域なのか、大体どこのところのことが浸水がいつもあって、そこの対策というふうにおっしゃっておられるんでしょうか。すみません。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

基本的には公共下水ということで、道路部分の対象なんですけれど、もちろん敷地の中が若干水が入ってくるとか、既存の水路があふれるということで、あくまで東2丁目の公道、深田線、それと線路際の道路の周辺の家屋も全て含めて対象ということでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

土地の浸水状況にちょっと詳しくないもので、また網かけ、大体この辺の地域がいつも改善せなあかん地域という、地域を斜線で地図で引いたものをいただけたらわかりやすいかと。深田線も上から下までありますし、多分駅のほう、線路のほうが低うなってるやろうなと思うけど、どのあたりかというのを対象にそういう調査をされていらっしゃるのかというのは、また資料をいただけたら。口で言うてもなかなかわかりにくいかと思っておりますので。どの辺やろうなという話で。後で構いません。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

そしたら、また後ほど。

委員（是枝綾子議員）

お願いします。はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、それとあと、これは196ページの下水道事業資産調査業務委託料というのが出ていますけれども、これは何をするために資産調査を委託されているのでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

この資産調査310万円につきましては、例の企業会計化に向けました基礎データということで、この27年度の分につきましては当初、下水道課の資産と、固定資産をとにかくまとめるということで委託しておりまして、ちょうどその最中に企業会計化に移行していくと、せざるを得ないというより国のほう、総務省のほうからも指示が出てきましたんで、内容も資産台帳ができ、どちらにしましても要りますので、その資産台帳と企業会計化に向けた検討というような形で取りまとめてございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これは1年間だけの、この年度だけの調査の委託料でおさまる調査というんですか、検討の中身になるんでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

これはあくまで単年度ということで、まず企業会計化するにはどうしたらいいんやとか、固定資産をまとめるにはどんな問題、どれぐらいのボリュームがあるかということで、現在基礎データがそろったという形でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

企業会計化は大体何年ごろをめどに考えていらっしゃるか。資料が私の手元に、その説明、前にいただいたんやろうけど、ないので、ちょっと教えていただきたいんですが。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

この基礎データをもとに今年度、28年度から31年度中に全てシステム化まで持って

いって、32年の4月1日より企業会計化という形で、現在28年度分を整理しておる最中でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

32年度からの分を、システム化というのはそのデータのシステム化ですか。システム化と言うてはったんですけど。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

もちろん固定資産等のデータシステムも必要、減価償却という形の内容になりますんで、なりますし、あともちろん料金等、財政的な分、全てのシステム化という形でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、また毎年システム化に向けての、企業会計化に向けてのシステムの改修の費用が要ってくるということで、31年度まで要るんでしょうね。

下水道課（米井克彦課長）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

おっしゃるとおりです。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員、ほかに。

委員（是枝綾子議員）

企業会計化のことはまたちょっと資料、以前いただいた部分が手元にないので、お聞き、また一からするのもなにですが、企業会計化のメリットというのはどういったものかと、一言でおっしゃっていただきたいんですが、もう国のほうで制度でそうなってるんやったらそうだとおっしゃっていただきたいんです。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

もちろん今言われた全体的に国の流れという形と、いかに今後の下水道事業を負担を、極端な負担がないように平準化的に継続してできるような形で検討していくという形での企業会計化と。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ちょっと忠岡町、今後の工事の計画というのはどんだけ残っているのかというところも見ないとちょっとわかりませんが、今年度下水道が、工事はどこをされましたでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

今年度というのは28年度。

委員（是枝綾子議員）

27年度です。

下水道課（米井克彦課長）

27年度の下水道事業につきましてですけど、暗渠工事につきましては朝日加工、中央線の朝日加工のところのトンネル工事が終わりましたので、その周辺の面整備工事、まず設置工事を行っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

198ページの工事請負費の1,600万、このことでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そのまスの設置工事と、あと若干の道路のところの整備というんですかね。道路の整備、上のところの整備とか、中のちょっと進めたりとかいう工事もあったんでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

もちろんトンネル工事だけ、深いところにありますので、もう一段浅い部分に本管を入れまして、それぞれにますを設置していっていると。で、その後に道路、歩道とか車道の舗装も直しておるといっていただけます。

委員（是枝綾子議員）

なるほど。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

じゃあ、この27年度、ますですね、汚水ますを設置した戸数というんでしょうか世帯数というんでしょうか。まあ言うたら下水道の接続可能になる世帯は何世帯でしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

汚水ます自体は5カ所を設けております。対象となる部分につきましては、マンションというんかハイツがございましたので17世帯、それと工場1カ所でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。そしたら、そこはもう工事が可能になって、27年度中に接続の工事が可能というところになるのでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

管渠工事が大方、3月ぐらいに終わっていますので、現時点でもう水洗化可能区域でございます。

委員（是枝綾子議員）

すみません。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

では、この年度の新設というんですか、新しく接続するということで、負担というんですかね。何か受益者負担金とか、あと一番最初に新設するということで、設置の何かそういう費用が取れるとか、そういう歳入に対してここはどうだったのでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

受益者負担金というのが、工事の完了後賦課という対象区域になります。この部分につきましては28年度、今年度に賦課をしております。約2,000平米弱だったと思うんですけど、金額にして60～70万の賦課という形になっております。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。そしたら先ほど、水洗の接続でちょっと聞きます。委員長。

委員長（森 政雄議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

水洗化率と接続のところの、これは説明にあった資料のほうですね。すみません、普及率ですね。水洗化の普及86.8というのは接続したところですね。

下水道課（米井克彦課長）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

水洗化の率ですので、接続率です。

委員（是枝綾子議員）

接続率というのは人口なのか世帯なのかというのはちょっと、どちらのパーセントなんでしょうか、これは。

下水道課（米井克彦課長）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

基本、人口ですけれど、世帯とイコールになっております。世帯率も人口率も同じ86.8%。

委員（是枝綾子議員）

たまたまですか。たまたま一緒に、普通は違いますけれども、一緒なんですか。その辺がよくわからんけれど。

下水道課（米井克彦課長）

すみません。委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

水洗化率は基本的に人口であらわすんですけれど、世帯数で出しましても1軒当たり同じデータが、もとが1軒に3人いてるとかいうことですので、もとは一緒ですので、世帯数とパーセントは結果的にほぼ同じと、小数1位、2位がずれるときはございますけれど。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そうですか。すみません。この年度、何世帯というか、その人口というか、世帯数でい
きましょうか。世帯数でどのぐらい伸びたんでしょうかという。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

27年度1年の伸びの世帯数は98世帯、人口でいきましたら221人と。

委員（是枝綾子議員）

221人ですね。はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これは新しく家がどんどん今建ってますけれども、それも入っているんでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

その年度の3月31日現時点での人口、世帯数をもとにして算出しておりますので、新
しいお家でも届けがあれば含まれてございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。そしたら、くみ取りなり浄化槽から水洗化工事をされた世帯というのは
このうち何世帯でしょうか。延べ98世帯のうち。

下水道課（米井克彦課長）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

集合住宅等がございますので、まずくみ取りの改造件数は9件、浄化槽の改造件数が17、残りが新築という形になります。新築が届けでは59件。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。なかなか、くみ取りから水洗にするという件数はふえにくいという感じですね。このところ水洗化率が上がってきているというのは、やはり新築の住宅がふえていているということにちょっと助けられているというところもあるのではないかなと思いますけれども、その点はどうでしょう。くみ取り、浄化槽から接続するという率が少ないように思いますけど。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

確かに先生おっしゃるように、新築という形で、リフォームも新築扱いというようなケースも、リフォームというより建てかえですね、完璧なる、もがございますので。ただ、おっしゃるように、既存のくみ取りもしくは特に浄化槽からの改造、今まではちょっと少なかったんですけど、ちょっと昨年度は浄化槽からの水洗ですかね、もふえてきてますんで。ただ、確かに苦しいことは苦しいですね。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝議員。

委員（是枝綾子議員）

これは100%にしていこうと思いましたが、新しく建てて新築というのも助けてもらいながらですが、あと何世帯、そのくみ取りや浄化槽のところが接続してもらわないと100%にならないでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

まず、現時点での水洗化の区域ですね。で、未水洗の世帯数が980世帯。それと、まだ下水道がもちろん未整備のところ。

委員（是枝綾子議員）

来てないところ。

下水道課（米井克彦課長）

未整備の部分の世帯数が240世帯ほど。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

その未水洗のところ、980世帯、ここを何とか接続してもらわないと100にはなかなかならないですね。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

はい、おっしゃるとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。だから、その努力をということで先ほど河野議員が言っていたかと思うんですけども、これについては特別に考えていかないと、このペースでしたらくみ取り9件、浄化槽17件というペースでいきますと、何年かかるんでしょうね。30年ぐらいかかりそうですね。ということで、そうならないようにもう少しペースをアップしていくようにと。そうすれば下水道料金も徴収できると。せっかく下水道を引いて、ますも来てるのにもかかわらず活用されていないということですので、一応法律上は、下水道法では何年以内にとというのがありますね。それについて。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

3年でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。3年以内。3年を超しているところはどのぐらいありますでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

先ほどの980のうちの約20件が昨年度の分ですので、950から60件がもう3年を超えておると。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。ここらで特別にちょっと対策をとって、やはり助成金も少し何とかアップをしてとか、そういった形で前面に押し出して、しやすいようにという、そういうキャンペーンじゃないんですけれども、取り組まれるという考えはございませんでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

現時点では、本町の下水道課としましてはできる限り戸別訪問でお願いしていくという方針で、助成金等のアップにつきましては今後また検討させていただきたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ぜひ検討していただきたいし、いろいろとね、「今ならこれだけありますよ」と言うたら、皆さんちょっとね、「あっ、やろうかな」という、そういうやっぱり接続しようという雰囲気をつくっていただいて、それで戸別にも回っていただくということでぜひ対応していただきたいと思います。2万円ぐらいの助成金ではなかなかやろうというふうには思わないかと思いますので、よろしく願いいたします。

それとあと、流域下水道の負担金について、すみません、流域下水道の負担金という分は199ページにありますけれども、いつも資料で忠岡は割安になっているということをちょっと言いたいということで、ちょっと載せていただいているんでしょうかね。流域下水道の負担金。どの程度忠岡町は安くしていただいているんでしょうかということですけど。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

まず今回、この5ページに載せておる維持管理費と建設費につきましては、どの程度のパーセントと金額ということで見比べられるようにということでございまして、今お尋ねのどの程度の金額かといいましたら、これはまた年々、若干のずれというのが出てきますけれど、特に大きいのが維持管理費というところで、おおむね1,800万から900万ほどのマイナスになっております。ここの構成比、2.8%と出ておりますけれど、維持管理費の本来の町の負担率は3.82%でございます。その分が取り決めで地元軽減対策費という形で、この北部処理場、この6市1町の取り決めということでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

迷惑施設を忠岡町の地先につくるということで、そのようにしていただいているんですが、これは一番当初、当初というのはそれができる当初から比率は変わってませんか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

考え方自体は変わってございません。

委員（是枝綾子議員）

しかし、率としては悪くなっているということはないでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

先ほど言いましたように、この負担率がもともと、今3.82%でございますけれど、以前は6.4とか、平成17年ぐらいは7%とかいうような時代がありましたんで、それによって影響されますんで、毎年例えば1,000万ですよとか、そういう決め方じゃないんで、安いとか高い高いというのがちょっと比べにくい状態にはなっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

毎年この率というのは、負担率というのは全体のその流域下水道にどれだけの人数をと
いうふうな、そういうふえたりとかいう分も入っているでしょうし、そこの工事の比率も
あるでしょうしということで、毎年動いていくものだということなんですかね。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

考え方の、率とかその考え方自体は変わらないんですけど、今言われたように忠
岡だけでなしに流域下水道ですので、流入してくる各市の流入量がふえていくというの
も影響されます。その分で算出しておりますので、減ることはないとは思いますが、ただ、維持費ですので、その部分について値上がりの部分があれば忠岡の軽減分に若
干影響するところがございます。そのような形で算出しておりますので、先ほど申しまし
たようにおおむね1,700、1,800万ぐらいから2,000万前後の範囲というふう
に、ここ近年はなっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝議員。

委員（是枝綾子議員）

組合議会がなくなってしまったということもありまして、ちょっと詳しい情報というのがもうこういったところでしか聞くことが、流域下水道についてはないので、その流域下水道のほうでいろいろ工事をする計画とかも、どういうものが入っているのかわかりませんから、工事いっぱいしたらまた負担金もふえるでしょうということもありますので、でもそれについては府議会で決めることなんですね。そういったこの流域下水道、府がもう一括管理、一元化されて、府議会のほうでいろいろそういったことは決めるということになってましたね。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

一応この各流域、連絡会という形で、我々、それと部長のクラスの人、最終的には首長さんという形で府のほうから報告をいただいて、そこで賛同がない限りは府議会のほうにも通せない。ただ、最終的には予算が動きますので、向こうは、大阪府のほうは府議会と、そこで各市の負担金ということで、それぞれの市でまた予算化していくという形になっております。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、あと、もうこれで最後ですけど。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

流域下水道の整備、面整備というんですかね、流域下水道ということで管を入れていくのは、忠岡町内ではあとどのぐらい残っているんでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

忠岡区域はもう100%終わっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町内の工事はもう終わっているということなので、工事に関しては老朽化したところとかいろいろね。でも、ほかのところの工事を進めていく分が全体で割られていくということもありますので、ちょっとそのあたりでの負担の比率とか考え方も、やはり100%終わっている忠岡町と、まだこれからというところとでは、また今までと違う考え方もあってもいいのではないかということで、助かってるようで余り助かってないなど。1,800万から1,900万だけ、ちょっと迷惑料ということで安くしてもらっているけど、やっぱり5,300万も出してるんやなということもありますので、そのあたりは町長が入って決めていらっしゃるということですので、町長が忠岡の負担をできるだけ減らしていただくという立場で頑張っていたいただきたいと思います。お金がないと言うて、ここでの負担金がどんどんどんどん上がっていくということにならないように、ぜひお願いいたします。うなずいていらっしゃるんで、もうよろしいです。

委員長（森 政雄議員）

よろしいですね。他に。

委員（是枝綾子議員）

もう1つだけすみません。簡単なことなんですけど、199ページの除草剪定委託料というのが、安いんですけども、123万9,000円と、ちょっと桁が違うんですけど、例年と。これはどこのをどこに委託してやっていらっしゃるのでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

この除草剪定は、下水道の主に雨水幹線の管路の中、もしくは下水道敷、水路の左右の両側ですね。泥上げ場とかの部分に草が生えて茂ってきて、ちょっと困っているという部分で、住民さんからの連絡・通報とか、それとあと我々が見回っているというところで、主に岸和田との行政界、中小企業団地の裏手の辺、浜霊園の裏の部分とか、あとは正木美術館からもうちょっと下流側の部分に雨水2号幹線がずうっとポンプ場近くまでありますので、そういう水路の部分で、主に除草としましては4カ所ぐらいの金額という形になっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

雨水の暗渠になっているところの上の道路とか、会所になっている、まあ言うたら新開地下水のところとかの両側とか、そういった感じのところの雨水や下水道にまつわるところの、イメージがちょっとそんなイメージなんですけど、そういったところは建設課じゃなくて、こっちの下水道課で除草するという事なんですか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

課長。

下水道課（米井克彦課長）

基本的にはそういうことをごさいます。ただ、除草全てが下水道課ではごさいませんで、あくまで下水道課管理の水路という部分でごさいます。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員、他に、まだあるの。

委員（是枝綾子議員）

あります。これはちょっと簡単に、ごめんなさい。1つだけ。下水道料金の、いつも大阪府下で忠岡町は何番目ということをよく教えていただくんですけども、今回は泉州地域の比較表ということで出ているんですけども、まだちょっと決算が出そろっていないから、時期的な問題でちょっと出ないということですかね。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

課長。

下水道課（米井克彦課長）

20立米という形で、5ページのところですね。この表、9市4町分、大阪府下全域の分から抜粋して、この近辺ということで提示させていただいております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら大阪府下の分を資料としていただけたら。これはいつ時点の、28年4月1日

というと28年度の分になるわけですね。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

あくまで基本的にはこの春、4月1日現在ということですので、28年度になります。

委員（是枝綾子議員）

それがちょっと、値上がりしたり改定があって、4月1日からというのが大体多いんですけど、それはどちらの、反映されているのか、それとも27年度中の分しかなくて、28年4月1日に調べたからということなのかという。その点も明らかにしていただいて、その資料を、大阪府下のこのもとがありましたらそれもいただけたら。忠岡がどのぐらい高いかなという、府下で何番目に高いのかなという数字が、今わかればおっしゃっていただいて、資料は後で結構です。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

28年4月1日現在の資料ですが、また後ほどお渡ししたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

順位はわかりますか。何番目というのは。20立米だけで結構ですけど。

下水道課（米井克彦課長）

順位はその表で全てわかります。今ですか。

委員（是枝綾子議員）

今、ちょっとその順位だけおっしゃっていただいたら。

下水道課（米井克彦課長）

忠岡町、大阪府下で14位でございます。

委員（是枝綾子議員）

14位ですね。これは前の年度よりもよくなっている、悪くなっているという、上がっている、下がっているというのはわかりませんね。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

たしか、昨年13位やったと思います。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。ありがとうございます。

委員（前田長市議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

前田長市委員。

委員（前田長市議員）

27年度、朝日加工のところの下水の工事が終わったということなんですけれども、これからまだそういうふうな工事の予定はあるんですか。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

国道26号線のところまで中央線を上っていくという部分が未整備区域として残っておりまして、今回、朝日加工あたりが、やっとできたところでございます。

委員（前田長市議員）

残っているの、まだ。あの上。

下水道課（米井克彦課長）

はい。まだそこをやっているかざるを得ないという状態でございます。

委員（前田長市議員）

いつごろの予定なんですか。

下水道課（米井克彦課長）

予算のこともございますけれど、少しずつですね、基本的には毎年のようにちよつとずつ進めていきたいと考えてございます。

委員長（森 政雄議員）

他に。

委員（是枝綾子議員）

委員長、少しだけちょっと教えていただきたいんですが。

委員長（森 政雄議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません、資本平準化債を発行した効果額はお幾ら、この年度出たのでしょうかというのと、年度だけで出るのか全体で出るのかちょっとわかりませんが、効果額について教えていただきたいんですが。もしわからなければ財政課がいらっしゃるときで構いませんけ

ど。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

すみません、資本平準化債、今回上がっている金額がそのまま当該年度の効果額という形で、要するにその分、もし資本平準化債を発行していなければ一般会計からの繰り入れもしくはどこかの銀行から借りざるを得ないという予算でございますので。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

よく、これまでの平準化債でしたら金利、利率の高いものを何%以上を借りかえしてというふうな形でよく出ていたんですけど、今回についてはそういうものではないということなんです。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

すみません、今先生言われた利率の乗りかえですか、それは借換債という、また別のものがございますので、資本平準化債とはちょっと異なっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、平準化債を借りたことによって毎年の返済額がちょっと下がるということにはならないですか。返済期間を長くして毎年の、そういうものでもないんですか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

基本的には今言われたように期間を伸ばしているということで、一時的に要る分を伸ばしていると。ただ、もちろんその分利息はつくわけですけど。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

利息についてはちょっとたくさん払う形になるかもしれないけれども、1年間の元利償還の金額を下げるということで、一般会計からの繰り入れ額を減らすという、そういう効果はあるということですね。その効果額というのは何百万とか、その下がった分という部分についてが、実際の効果額ではないけど、毎年必要な額の効果額ということで考えたらよろしいでしょうか。

下水道課（米井克彦課長）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

平準化債、要するに減価償却の期間が異なるということで、起債の期間と、それとほとんどがパイプの償還が、起債は30年、それとパイプはおおむね50年とか、その期間の違いがあると、その分を平準化するというので、要するに長持ちする分を短い期間で返すということになっていると、今の現時点の人らの負担が余りにも大きいと、その辺は不公平さが出てくるのではないかとということで、先送りにしているというのが平準化債でございます。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

委員長（森 政雄議員）

よろしいですね。

他に、ありませんね。

委員（前田 弘議員）

ちょっと。委員長。

委員長（森 政雄議員）

前田委員、どうぞ。

委員（前田 弘議員）

この資料の5ページの真ん中の維持管理費ですか、これは堺市と貝塚市が一部、もう少

ないんですよね。これは振り分けているんですか。どっちか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

今、先生おっしゃられたように、堺と貝塚は、堺は堺で大部分の処理場を持っておりま
す。それで、ごく一部だけがこの処理場に来ていると。貝塚は、貝塚のところの処理場が
大部分ありまして、一部だけがこの部分に流れているということで、パーセンテージが少
ないと。

委員（前田 弘議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

前田委員。

委員（前田 弘議員）

これは忠岡町へ全部流れてきてないということやね。そやから安いんやね。

下水道課（米井克彦課長）

そういうことでございます。

委員（前田 弘議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

前田委員。

委員（前田 弘議員）

これね、貝塚にしても堺にしたって同じような金額なんですけども、これは戸数にして
いるのか人口割にしているのか知らんけど、どないなってるんですか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

維持管理のところは計画の汚水量で計算してございます。事業計画書、1件当たりとか
1件幾らとかそういうのではなしに、全体計画での排水量で、どこの処理場には幾ら流れ
るといふ形で、負担率を検討しております。

委員（前田 弘議員）

わかりました。

委員長（森 政雄議員）

いいですか。

委員（前田 弘議員）

はい、それで結構です。

委員長（森 政雄議員）

他に。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すみません、今の弘さんの質問にあわせてなんですけど、堺、貝塚の処理場というのは基本的には忠岡の処理場と比べて、例えば貝塚が古いとか、そういうのはありますか。

下水道課（米井克彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

米井課長。

下水道課（米井克彦課長）

堺市は堺独自の三宝とか石津とかいろいろ、要するに単独処理場を持っておりますけど、貝塚の処理場はこの北部、新浜にある処理場よりも後年度にできておる流域処理場でございますので、逆に新しいと。

委員長（森 政雄議員）

よろしいですか。

他に、ございいませんね。

（「なし」の声あり）

委員長（森 政雄議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で各特別会計の決算の審査を終結いたします。

委員長（森 政雄議員）

次に、企業会計決算に移ります。水道事業会計決算について、担当課より提出資料の説明を求めます。

（四柳水道課長：説明）

委員長（森 政雄議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今、説明いただきまして、事業収益のところでは給水収益が人口の減で減ってきたということで、給水人口が178人、1.0%の減少というふうに書いていただいています。それで、人口も減っていくのも1つですけど、最近洗濯機であったりとか食洗機であったりとか、大変水を使わなくていいような機械がいろいろとよくなっていますので、そういった影響もこれから出てくるのかなというふうに思うんですが、さっきご説明のありました22ページのところを見て、有効水量のところなんですけど、前年度に比べて本年度は有収率が91.4%で、その中で無収水量ですかね。これが5万2,571立米、ちょっと無収水量がふえたということです。これはやっぱり漏水だと思うんですが、どこら辺が漏水しているとか、そこら辺わかりますでしょうか。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

その漏水箇所につきましては現在、この28年度で漏水調査を実施いたしたく、先日も入札を終わりました、この10月の中ごろから町内全域を漏水調査に回らせていただきまして、その漏水箇所を発見したいと、このように考えております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

わかりました。これは専門家の、漏水を調べる会社でないとなかなか調べられないというふうに思っているんですが、主に消火栓とかそういったところを見られるんでしょうか。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

消火栓じゃなしに町内の水道管、その全ての音を聞いて回るということで漏水箇所を発見したいと、このように聞いております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

音を聞くと。すみません、ちょっとイメージが湧かないんですけど、町内の水道管の音を聞く、どうやって聞くんですか。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

水道管が入っていますよね。この上をこの漏水探知機でずうっと音を聞いて回りまして、漏れておればシューッと音が鳴ると、そういう仕組みでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

わかりました、すみません。それで、いろいろ管も古くなっているから、これから長寿命化というのですか、いろいろ耐震の施策もしていかないとと思うんですけど、やはり前に1回停電して、そこからまたぱっと電気が復旧して、圧がかかって水道管がちょっと漏れたというようなことが、私の記憶の中で役場の横にあったというふうに思うんですけど、あれはそうではなかったですか。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

ちょっと停電は関係してないと思うんですけどもね。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら停電は関係ないけど、老朽化でそういうふうになったというふうに理解させて
いただいていいですか。

水道課（四柳 博課長）

そういうことです。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

わかりました。そういうので、この無収水量とか、そういうのがふえていくともったい
ないですので、今後、長期でいろいろ計画されておられると思うんですけども、今、入札
で会社に委託したとおっしゃっていましたが、会社名は今お聞き、もう入札終わってい
るからできるんですか。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

漏水調査ですね。

委員（河野隆子議員）

はい、

水道課（四柳 博課長）

フジ地中情報という会社でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

これは毎年、この漏水調査というのはやっつけていかれるんですか。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

28年度単年度で考えております。

委員（河野隆子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

単年度ということでした。まあ1年かけてするわけじゃないと思いますので、何日かで、それでも大体町内を網羅できるんですか。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

工期としましては10月から3月いっぱいを見ております。

委員（河野隆子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

わかりました。3月いっぱいまででやっていくということですね。了解しました。わかりました。

委員長（森 政雄議員）

よろしいですか。他に。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

資料の財政状況の表のところですのですけれども、累積剰余金が27年度は3億ということで、このところずっと当年度損益が3,000万ずつ、少ない年もありましたけれども、出ているということで、累積剰余金がふえてきているというふうになっておりますが、これだけ累積剰余金があるのですしたら水道料金のね、府営水のとときに下がったのと企業団水になってから下がった分ということで、企業団になってから下がった分の、3円だ

けが何か還元、住民にしたかなということもあるんですけども、もう少し水道料金を引き下げることができるのではないかと考えているんですけども、そういうお考えはございませんでしょうか。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

今現在、企業団との統合に向けて調査検討中でございますので、料金については今の現状維持でご理解のほどお願いしたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ですが、企業団との統合ということで来年、再来年、平成31年度の4月からということに向けてですが、それまでの間、何年間かありますので、忠岡町の水道料金はここ泉州地域、この近辺ですかね、の分でしかちょっとここに資料がないんですけども、府下でも大変高いほうだったと思うんですけども、府下でも10位以内に入って高位につけていると思うんですけども、大阪府下では10立米、20立米、30立米の順位というのは、いつも市町村のハンドブックに載っていますけれども、この年度はどうだったんでしょうか。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

府下では、10立米につきましては7番目、20立米では12番目でございます。

委員（是枝綾子議員）

30は出てないですね。

水道課（四柳 博課長）

30立米は出てないです。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

出てないですね。これについてはメーター使用料を含むということですね。基本料金も含めてということですかね。ちょっとこの、基本料金とメーター、水量別料金を足した金額が水道料金ということですね。住民の方が払うのは。この順位というのは何をもって、全部を足したその総額の順位なのか、メーター、使用水量の別の料金の順位なのかというのをちょっと教えていただきたいです。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

これはメーター使用料を含んだ分でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

基本料金は入ってないですか。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

この中に基本料金は含まれております。

委員（是枝綾子議員）

含まれている分ですか。

水道課（四柳 博課長）

はい、そのとおりです。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません。そしたらこの表の見方ですけれども、8ページのところですね、資料の。

基本料金、忠岡町 885 円。基本水量、8 立米までは 885 円で、10 立米でしたらそこに 2 立米入るといことですか。入ってこの金額と。885 円込みの 1,479 円ということになるわけですかね。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

そういうことです。

委員（是枝綾子議員）

メーター使用料、150 円でしたか。そのぐらい足しての料金ですね。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

これは 20 ミリですので、忠岡は 250 円がメーター使用料です。

委員（是枝綾子議員）

250 円、そうなんですね。ということで。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。大阪府下でも 10 立米が 7 番目で、20 立米が 12 番目ということで、大変やっぱり高いほうでありますので、もう少し還元をしていただけたらと、していただきたいということで要望いたします。よろしくお願いします。

委員長（森 政雄議員）

ほかに。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すみません、ちょっとお聞きします。32 ページの固定資産なんですが、純資産としては忠岡町は今、どれぐらいの評価としてあるんでしょうか。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

申しわけありません。今、ここに載っていますこの数値が忠岡町の評価やと。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

統合に向けて資産台帳をつくるか何かでしたよね。何か評価せなあかんからBSをつくる、バランスシートをつくるんですよね。それはいつごろ完成して、いつごろ提示できるか教えていただけます、大体。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

バランスシートは、貸借対照表ですね、ここに載っております。決算書の14ページですよね。貸借対照表。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

どうぞ。

委員（三宅良矢議員）

複式簿記会計上ですね、複式簿記でいく、要は資産から償却分を抜いての書き方ですよね。まあ、多分会計が変わると思うんですけど、統合もしなつたと、仮になったとして、会計ってこういう表示ではないですよ。ちゃんと資産の評価が出て、固定資産評価とか、しっかり出てやるようになりますよね。

水道課（杉山智思参事）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

杉山参事。

水道課（杉山智思参事）

今、質問にございました、統合に向けてバランスシートをつくるかという質問だったと思うんですけども、バランスシートについてはつくらないことになっております。

委員（三宅良矢議員）

つくらないのですか。

水道課（杉山智思参事）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

杉山参事。

水道課（杉山智思参事）

前の説明の中では固定資産台帳、それぞれの団体さんの固定資産台帳を整理して、それぞれの資産がどういうものがあって、それに基づいて今後の更新費用とかを算出して経営シミュレーションをやっていくという説明をさせてもらったものでございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その詳しい内容って、大体いつごろ出るんですか。

水道課（杉山智思参事）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

杉山参事。

水道課（杉山智思参事）

それもこの間の説明会でご説明させていただいたと思うんですけども、一応予定では、単独経営をしたときのシミュレーション、そして統合した場合のシミュレーション、その結果を中間報告といたしまして、今のところ予定では12月議会の中で、一応その他案件として報告させていただこうというつもりでいてるんですけども、ただ、ちょっと作業のほうは、実質的には1カ月ほどおくれてまして、場合によっては12月議会に間に合わない場合もございます。一応今、鋭意12月に向けて頑張っているところでございますので、その辺ご理解願いたいと思います。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

例えば、12月のその他案件に間に合わないとなれば、変な話、3月まで粘るんじゃないかと、それまでに1回、招集なり集めて、説明という機会は設けて必ず、議会ですよ、に設けていただけないということではよろしいですか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

仮におくれた場合、そのようにさせていただく予定をしています。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。結構です。

委員長（森 政雄議員）

他に。

委員（河野隆子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

すみません。2つだけお聞きするのですが、さっきお聞きしました漏水の調査する会社の金額ですね。金額を教えてくださいのと、それから27ページの修繕費、浄水場等設備修理というのが載っています。これの内容を教えてくださいと思います。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

その漏水の単価というのを今調べていますので、後ほど。

委員（河野隆子議員）

後で結構です。

水道課（四柳 博課長）

次が、27ページの漏水の修繕費の内容ですね。これにつきましてはほとんど浄水場の修理なんですけども、27年度ですので、大きいので言えば非常用発電装置のバッテリーの交換、またそのバッテリーの充電器の交換、それと、電柱についています安定器ですよ。これがもう古いというので交換しております。それで、58万円かかっています。また配線のやりかえでも80万かかっているんです。それともっと大きいのがPLCといひまして、コンピューターの順番を制御する機械、その更新に850万円、そういう内容でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今細かく言うていただきましたんですが、これは金額的に1,300万ですから安いものじゃないんですけど、毎年毎年やっぱりこういった費用でかかってくるものなんじゃないかな。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

その年度によってもいろいろなんですけども、大きい修理はほぼ終わってますので、これから小さい弁の修理であるとか、そういう部分にかかっていると思います。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

そしたら今後、修繕、これからはこんなにかからないだろうという見解ですね。わかりました。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

それと、先ほどの漏水調査の金額ですけれども、183万6,000円でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

183万6,000円、これはさっき3月まで調査されるということでしたけど、1カ月ですか。3月まででこの金額。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

そうですね。3月までの契約金額です。

委員（河野隆子議員）

わかりました。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

決算書そのものの24ページの新設等分担金ですが、等ということですので、新しくお家を建てたりとかした際の新設の部分の分担金と、あとほか何かという、新設は何件で、あと等というのはほかに何かあるかという点が1つと、あと続けてまとめて質問いたします。

それとあと、決算書の企業債の明細書のところの33ページですね。この金利が高いものがあるんですけども、借りかえ等がもうこれ以上できないものだろうかということ、財務省は借りかえさせてくれないというふうなことで、そういうふう聞いてるんですけども、一番高いのは財務省なので、どうにかならないのかという点が1つと。

あと、広域化しましたら、有収水量の下限、お金が取れない漏水ですとか、火災もお金取れません。工事中の水をいっぱい使ったという、そういうのは有収率との関係で、やっぱり料金は有収率が低いと、使ってもないのにやっぱりそのとき要っているということで、料金の値上げとかに関係してしまうんでしょうか。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

まず最後の、委員のおっしゃってる未達水量ですよ。100買うと言うて90しか買わなかったら、あとの10も払わなあかんと、それをおっしゃってるんですね。それは27年度は一切ございません。

委員（是枝綾子議員）

いえ、広域化になると、その辺もそんなふうにはちゃんと見てくれるんでしょうかという。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

それ以外に、工事が終われば当然洗管というて、水を流して管をきれいにしますよね。そういう水量もございますし、消防で約200立米の水量が出ております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

広域化になっても、そういうのはちゃんと今までどおり、このように忠岡町が今書いている、このようにちゃんと見ていただけるのですね。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

水道の水量については全て水道課のほうで見るということになっております。消防からはデータをいただかないと。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

各家庭がメーターで使った分ということでの水道料金ということで、使ったということで、そういうふうに見ていただけるんですね。同じように、この忠岡町がこういう会計になっているという。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

当然、消火用の水量ですね。おっしゃっているのは。

委員（是枝綾子議員）

とか、有収率が91%と今回、27年度出てるんですけども、忠岡でこれだけ全体で

いってるからということで、全部お金取られるということはないですよ。料金の設定とかね。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

いや、そういうことはないです。1立米当たり75円で企業団にお支払いすると。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

それで赤字というか、この収支のバランスが崩れてきて、これ値上げせなあかんというふうになった際に、そんなんじゃ上げられたら困るなということなので。

水道課（四柳 博課長）

そういうことはございません。

委員（是枝綾子議員）

今はないけど、水道企業団に入った場合に、ちゃんと今までどおりに計算はしていただけるんですよという。

水道課（四柳 博課長）

そういうことは一緒の考え方で。

委員（是枝綾子議員）

はい。ですね。

水道課（四柳 博課長）

次に企業債について。委員長。

委員長（森 政雄議員）

はい。四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

順番が前後しまして、企業債の借りかえにつきましては、借りかえできるものは全て借りかえはいたしております。

それで、次の新築の件数ですけども、まず新設につきましては31件、次にメーターの変更ですね、13ミリから20に変えたと、そういうところが37件、合計で68件となっております。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。ありがとうございます。

委員長（森 政雄議員）

よろしい。他に。

委員（前田長市議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

前田長市委員。

委員（前田長市議員）

水道のほうの老朽された管は、今現在、取りかえられないかんという管がですね、どのぐらい、忠岡町全体の何%ぐらいあるものなんですか。

水道課（杉山智思参事）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

杉山参事。

水道課（杉山智思参事）

今現在の忠岡町に埋設されてある水道管路は、大体約60キロメートル、総延長でございまして、そのうち30%ぐらいが耐用年数が過ぎた古い老朽管でございまして。その60キロメートルのうち耐用年数が過ぎて、なおかつ耐震性のない鋳鉄管路が約5.9キロメートルございまして、あと同じく耐用年数が過ぎて、耐震性のない塩ビ管が約12.3キロございまして。それらのトータルで18.2キロで、それが約30%になるんですけども、今現在、平成22年度に忠岡町のほうで策定いたしました忠岡町配水施設更新計画というのがございまして、その中で老朽管路について計画を立てて更新していくということで、平成23年度から管路の更新が始まっております。

今現在、もともとの当初計画では年間約1億円程度の工事費を使って老朽管更新をやっていくという計画であったんですけども、いかんせん忠岡町の水道課の技術職員が1人しかいないというような、マンパワー的な事情がございまして、今現在約3,000万ぐらいですかね、およそ、それぐらいのペースで更新していったというような状況になっております。

当初の計画であったら平成41年度までに、1億円ぐらいのペースでいきますと、その30%が全て更新されるという計画にはなっていたんですけども、今の3,000万のペースでいきますとそれが大分延びまして、大体約、平成58年度ぐらいまで延びてしまうというような状況になっております。

委員（前田長市議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

前田長市委員。

委員（前田長市議員）

毎年3,000万、忠岡町は今やってるといことなんやけども、それは国からの補助金、出てるんですか。

水道課（杉山智思参事）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

杉山参事。

水道課（杉山智思参事）

国の交付金をもらうには採択基準というのがございまして、資本単価が90円以上でないと交付金をいただけないんですよ。今現在、忠岡町の資本単価というのが45円20銭なんですね。だから90円を下回っているんで交付金がもらえない状況になっています。したがって、忠岡町は企業債を借りて今工事をやってるといような状況になっています。

委員（前田長市議員）

なるほど。

委員長（森 政雄議員）

前田長市委員。

委員（前田長市議員）

そうすると、忠岡町単独で旧管の水道をかえるのには補助金は出ないということやね。それによって、企業団に加わることによって補助金が出るということですか。

水道課（杉山智思参事）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

杉山参事。

水道課（杉山智思参事）

統合することによって、資本単価90円未満であっても運営基盤強化等事業という補助メニューがございまして、それについては老朽管等の更新の補助金として一応使うことは可能になっております。ただ、今言った運営基盤強化等事業というのは、そういう補助メニューはあるんですけども、ただ、交付金の額としてはちょっと少な目になるというような、一応予想はしております。

委員（前田長市議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

前田長市委員。

委員（前田長市議員）

町単独でこれから先、3,000万ぐらいの予算で老朽化した管をずうっとしていくと
するでしょう。そしたらその年数が長いがために、それ耐えられるんですか。

水道課（杉山智思参事）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

杉山参事。

水道課（杉山智思参事）

東南海地震は向こう30年の間に非常に高い確率で発生するとされているので、それ
までに忠岡町内の大多数の重要な管路ですね。それはもちろん更新しておくのにこしたこ
とはないんですけども、ただ、やっぱり3,000万というペースでいきますと、その中
で発生する東南海地震には当然耐え得ることはできませんので、忠岡町内あちこちで水が
噴いて、震災後の住民さんの生活に不便を強いるような状況になってしまうのではないか
というのが予想されます。

委員（前田長市議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

前田長市委員。

委員（前田長市議員）

もうちょっとペースを上げてするわけにいかんのですか。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

現在、技術職員が1名しかおりませんので、これ以上ペースが上がらないということに
よって、企業団と統合することにより向こうからのマンパワーをいただいて工事を進めて
いきたいと、こういうことです。

委員長（森 政雄議員）

前田委員、よろしいですか。

委員（前田長市議員）

はい。

委員（前田 弘議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

前田弘委員。

委員（前田 弘議員）

今、漏水の件が出てましたね。漏水の件。これ、大阪府で買ってる部分、これは幾ら、どこを見たらいいんですか。購入してる金額というのは。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

決算書で言いますと27ページ。ここに受水費が載っております。

委員（前田 弘議員）

何ぼ買ってるの。どれがそうやの。

水道課（四柳 博課長）

27ページの中ほどの受水費であります、年間で約1億5,600万円となっております。

委員（前田 弘議員）

208万立米というやつ。

水道課（四柳 博課長）

そうです。水量としては208万2,500立米であります。

委員（前田 弘議員）

これだけ買うてるんやな、大阪府から。

水道課（四柳 博課長）

そうです。

委員（前田 弘議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

前田委員。

委員（前田 弘議員）

それで、配水して、実際、金になってる額は。金になってる有収の分の量って、どこを見たらいい。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

有収水量につきましては、決算書でいいますと22ページをごらんいただければ、ここに用途別給水量、総給水量190万3,159立米とありますが、これが有収水量でございます。

委員（前田 弘議員）

それで、金額にしたら大体何ぼぐらいになるの、地中に流れてる部分は。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

無収水量に単価75円を掛けますと1,345万円になります。

委員（前田 弘議員）

これだけやっぱり漏水してるということか、要するに。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

まあ、工事の後の管の洗管もありますし、そういうのもありますけどもね。

委員（前田 弘議員）

そうですか。それは全てが漏水ではないということやね。

水道課（四柳 博課長）

そういうことです。

委員（前田 弘議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

前田委員。

委員（前田 弘議員）

そうですね。それで、今度は漏水管を調べると言うてるわね。どっかの会社が入札したということで180万要るんやということなんですけど、これは企業団と統合するというような前提のもとでやるんですか。

水道課（四柳 博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

四柳課長。

水道課（四柳 博課長）

いや、そうではないです。今回、有収率が落ちましたので、5年間の漏水調査もしてないということで、今回させていただきたいということです。

委員（前田 弘議員）

忠岡町が単独でやるということやね。企業団との関係はないんやね。

水道課（四柳 博課長）

それはございません。

委員長（森 政雄議員）

よろしいですか。

委員（前田 弘議員）

わかりました。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

先ほどの資本単価のことについてお伺いしますが、この種、今度企業団に手を挙げていない市町村で、資本単価90円を超えていないところというのはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

水道課（杉山智思参事）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

杉山参事。

水道課（杉山智思参事）

今回の統合に手を挙げている7団体の中で、資本単価が90円を下回っているのは忠岡町だけです。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

手を挙げていない市町村で。

水道課（杉山智思参事）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

杉山参事。

水道課（杉山智思参事）

すみません、今、大阪府下全体の資本単価の資料が手元にございませんで、答えることはちょっとできません。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

また後で教えてください。教えていただけますか。

水道課（杉山智思参事）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

杉山参事。

水道課（杉山智思参事）

それについては大阪府の環境衛生課に問い合わせしないといけないので、少し時間をいただきたいと思います。

委員長（森 政雄議員）

他に、ありませんね。

（な し）

委員長（森 政雄議員）

ないようですので、水道事業会計決算の審査を終結いたします。

委員長（森 政雄議員）

以上で、各会計決算の審査が全て終了いたしました。

総括質疑に入る前に暫時休憩いたします。

3時より総括質問に入りますので、よろしく申し上げます。

（「午後2時43分」休憩）

委員長（森 政雄議員）

休憩前に引き続き審議を再開いたします。

（「午後3時00分」再開）

委員長（森 政雄議員）

最期の総括質疑に入ります。

総括質疑につきましては、これまでの審議との重複を避けていただき、大局的な観点からの質疑をお願いいたします。

それでは、質問される方は挙手をお願いいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

総括質問ということで、決算委員会の中で聞いていない、ダブらないようにということでございました。2点お聞きしたいと思うのですが、1つが、この決算書には載っていませんが、この9月議会の中で補正予算として忠岡町の幼保一体化推進基本計画策定業務委託料という、200万円計上されました。その点につきましては、党議員団としましては、これは町立の忠岡保育所と忠岡幼稚園の一元、認定こども園にするという計画であって、31年4月に民営化された認定こども園が開かれるんじゃないかなという具体化もされているようでした。

その点につきましては、福祉文教委員会に付託もされまして、是枝委員より民営化ありきではなくて、保護者や現場職員の声もよく聞いて進められよということ是指摘をさせていただいております。で、その点についてではなく、建物についてちょっとお聞きしたいと思うんです。かなり今の保育所と幼稚園、耐震診断もされたようなんですけど、ちょっと資料を持っていませんでしたので、その点についてはどうなのかということをお聞きしたいのと。

あと、老朽化も進んでいるということで、今後建てかえが必要になってくるのかというところは、私たちもそう反対だということも強く言えないのですけれども、場所的に今の旧の福祉センター跡ですね。そのところをお考えになっているというふうに思っていますので、東北の東日本の大震災があった後、住民の方々は津波に対しての不安というのが非常にありまして、それまではそんなに、地震が来たら、海底の中でそういう変動があったら津波が来るというのはわかっていますけど、本当に津波というのがみんな不安になっていると思うんです。旧の福祉センターのところは大体海拔2.5メートルぐらいだと思うんですが、シミュレーションによると東南海地震ですね、先ほどからも30年以内に南海・東南海地震が来るだろうということで、それでしたら大体4メートルの津波が来るというシミュレーションであったかというふうに思っています。

間違っていたらまた訂正をお願いしたいんですけど、その辺りで、今忠岡保育所は避難訓練もされているということは私も前にお聞きしたことがありました。やはり0歳児から5歳児までの、とても自分で自主的には避難できないというお子さまばかりでありますし、また、保護者の方がすぐ迎えに来ても、途中で津波に襲われるといった危険もあつ

て、その跡地はどうかということに非常に心配して居るんです。その点につきましては、これはどなたに。

子育て支援課（二重幸生課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

二重課長。

子育て支援課（二重幸生課長）

議員ご質問の件につきましてなんですけども、以前からも財政当局が言いましたとおり、前回私のほうが報告させていただきました基本方針につきましては、これは決定事項ではございません。あくまでも1つの案ということで書かせていただいております。そちらをまず冒頭に述べさせていただきたいと思っております。

続きまして、耐震診断の結果につきましてなんですけども、昨年の9月議会のほうでも資料をお示ししまして、報告のほうはさせていただいておりますが、再度ご報告のほうをさせていただきます。

まず、忠岡幼稚園につきましては、I S値が0.67、並びに塔屋部分につきましては0.2ということで結果が出ております。東忠岡幼稚園につきましては、1階部分が0.44、2階部分が0.62、忠岡保育所につきましては1階部分が0.58、東忠岡保育所につきましては、1階の遊戯室の屋根の部分ですけれども、0.20ということで、今申し上げましたのは全てI S値が0.7を下回る部分につきましての報告でございます。

あとは、津波の件なんですけれども、私どもが把握しておりますのは、忠岡町津波ハザードマップという部分がございます、そちらで旧の総合福祉センターの部分につきましては、0.3メートルから1メートルということで聞いておりますので、仮に総合福祉センターの跡地に何か新しい建物を建てるという場合は、1メートルぐらいのかさ上げということも考えの中には入れていかなければいけないのかなということは思っております。

あと、避難訓練なんですけれども、おっしゃるとおり、忠岡保育所並びに忠岡幼稚園につきましては、南海本線より下でございますので、年に1回なんですけれども、津波を想定しましてシビックセンターまで子どもさん全てを避難するという訓練を実施しております。時間的に保育所につきましても30分以内でシビックセンターのほうに到着するというので、過去数年ずっとやらせていただいております。もちろん子どもさんは小さいので、保育士の方は非常に大変ということになっておりますけども、我々職員も途中までなんですけども、一緒に行って一緒に帰ってくるというようなこともさせていただいておりますので、あくまでも津波ですので、特に保育所の場合は昼間保護者の方がお仕事でいらっしゃらないということもございますので、津波が来た場合、一時的ですけれども、シビックセンターのほうで子どもさんをお預かりすると。当然保護者が迎えに来られた場合は、子どもは保護者さんにお渡しするというような形で考えております。よろしいでしょう

か。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

私、最初に4メートルということを使うんですけど、旧福祉センターのところは、今おっしゃったように0.3メートルか1メートル。この想定、変更があったんですか。私のちょっと記憶違いだったのでしょうか。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

確かに先生おっしゃるとおり、波の高さは4.3メートルと想定されておりますが、旧の福祉センターあたりの浸水想定は0.3メートルから1メートルということになっております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

波の高さが4.3であって、それで見つかる場所ですね。つかるのが大体1メートルまでということは、その波が4.3メートルも、結構臨海に近いんですよ。そういう計算になるわけなんですか。4.3メートルの波で1メートルしかつかないと、そういった計算になるんですか。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

海には防潮堤等ございますので、それがございますので、浸水想定は0.3から1メートルとなっております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今、耐震診断、去年9月にいただいているということで、また言っていたいで申しわけなかったんですけど、IS値でしたか、0.7を下回っているところはやっぱり耐震化をしていかなあかんということでしたね。ですので、老朽化もあわせて耐震化もしていかなあかんということで、建てかえというふうなことはこの先ね、計画もしていかないといけないのかなというふうには思いますけれども、水深ね、今津波1メートルぐらいまでしか来ないので、かさ上げしたら大丈夫だろうということをおっしゃっていただきましたけれど、やっぱり想定外という言葉がもう、今、想定外という言葉もおかしいですけどね。たびたび結果、聞くようになりましたので、何もわざわざそう低いところに建てる必要があるのかなということも思いますので、場所はよく今後検討していただきたいというふうに思います。その点についてはいかがでしょうか。

子育て支援課（二重幸生課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

二重課長。

子育て支援課（二重幸生課長）

すみません、先ほども言いましたけども、基本方針につきましてはあくまでも1つの案ということですので、今後、さきの補正予算でいただいております基本計画の中で、今おっしゃられているような部分につきましても当然検討はさせていただきますので、よろしくお願いたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

検討はもうじっくりしていただきたいというふうに思います。

委員長、続いてよろしいですか。もう1点。

委員長（森 政雄議員）

どうぞ。河野委員。

委員（河野隆子議員）

もう1点だけあるんですけど、クリーンセンターの長期包括のことについてちょっとお聞きしたいと思うんです。今度のこの決算で粗大ごみの破砕機ですね。1億3,500万であったりとか、それから破砕前の処理であったり、それから労務単価が上がったのと

か、光熱費ですね。電気代が特に上がったということで、非常に決算の中でたくさん金額が出てきています。で、20年から長期包括していますので、もう残りが約3年ほどだと思うんですけど、当初この長期包括に入る前から広域の話はずっと進めていかんとあかんなどということは言っていました。で、折り返し地点ももうとっくに過ぎているんですが、たびたび町長もいろいろと折衝もされているようなんですけど、今後もう残り少なくなった時点で広域のほうはどうでしょうか。進捗ぐあいとかそういうところをちょっとお聞きできたらというふうに思います。

生活環境課（奥村裕宣課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

奥村課長。

生活環境課（奥村裕宣課長）

決算委員会の中で町長のほうからも広域の必要性ということで言葉があったかと思うんですけども、もちろん我々のほうとしても広域の協議のほうを今後、来月以降いろいろ、泉北環境であったりとか、そういうので協議等については継続的にやっていきたいなと考えてございます。どこまでいっても相手方のある話ですので、まずその勉強会的なところからという形にはなると思うんですけども、進めていきたいなというふうに考えてございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

担当課のほうもいろいろと広域化に向かって、町長さんもあわせてですが、やっていたというふうには考えています。で、3年後でなくても、ちょっと難しかったら4年、5年というふうに、でも、広域に向かって頑張っていたきたいというふうに思うんですけど、今かなり長期包括でお金も要るし、それから長期の包括の契約に入っていない部分はまた修理費が要るとか、それから契約書がちょっと問題である、私たちは問題だと思うんですけど、その他プラとか、それからし尿がね、今度広域にいくけれども、そのし尿の処分、燃やさないけど、それも燃やしたというふうにしていくといったことも今回私、聞きまして、ちょっと私だけがそれ認識していなかったようなんですけども、びっくりしたところです。

今後、例えば10年過ぎて使うと、1年か2年使うとなっても多分またどんどん修理費がかさんでくると思うんです。いつもなぜ問題になるかという、本当にこの金額が妥当なものなのか、合ってきっちり積算されているのか、そういったところがいつもちょっと

グレーな部分があって、これは本当に金額、合っているのかと、そういうことになってきますので、恐らく高くなったとしても、きちりこの金額はちゃんとした金額であるよということがわかれば、やはり私たちも納得いくところもございますので、その点については今後きちり精査していただきたいというふうに思います。

生活環境課（奥村裕宣課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

奥村課長。

生活環境課（奥村裕宣課長）

委員会の中でもそういったご指摘等あったかと思うんですけども、何分その環境的な部分の積算となりますと、技術的な部分とかございますので、その辺については環境コンサル等に見ていただくとか見積もり審査等を活用する形をとるなどしまして、明確な積算根拠というんですかね、つくっていくと、提示していくということで進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

何でも住民の皆さんの税金を使うんですから、ぜひそのあたりよろしく願いしておきます。

委員長（森 政雄議員）

よろしいですか。他に。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

よろしく申し上げます。こちらの回答、担当の方がまた課をまたぐんで、この場で質問させていただきます。大きく3点です。

1点目、不妊治療についてです。健康福祉部長のほうからご回答いただきまして、昨年17回の助成金対象の不妊治療がありましたということなんですが、僕がいた学校の学生さんでも近年、高齢になっても、言い方は悪いですけど、大体不妊治療って、できる年齢ってだんだん限られてくると。大体37歳あたりを境に一気に不妊治療の成功率という

のはがくと下がって、ただメディアとかで、例えば40代後半の女優さんが妊娠しましたみたいなんが大々的にPRされたりするので、二十ぐらいの学生さんは幾つになっても妊娠できるって錯覚するんですね。ほんまにしてるんですよ。「私、そんなん、40、50でも結婚しても大丈夫かな」って言うてる子って結構、意外といはるんです。

ただ、不妊治療はこれ、あかんとかいいとかじゃなくて、推進するのであれば、まずは教育の段階、特に若い段階ですよ。中学校でも性教育すると思うんです。そういった段階できっちりこういう事実、高齢になればなるほど不妊治療をしたくても初産で、初産のデータしか僕、見てなかったんでそこしか言えないですけど、かなり困難になってくる。40代後半になったら20～30回やって1回成功するか、しかもそれが出産にきっちり結びつくかなんて、ほんまに0.何%の世界やというぐらいの、そういったしっかりとした知識を伝えるような教育等が必要やと思うんですが、まずはその点についてどのように教育としてお考えでしょうか。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

小・中学校のいわゆる授業というものですが、学習指導要領に基づいて行われております。その学習指導要領の中で体育、保健体育及び特別活動の中で、いわゆる性に関係する項目として扱われております。体育、保健体育におきましては小学校4年生から、いわゆる性にかかわる部分の授業の内容が含まれております。

議員ご質問の不妊治療についてですが、義務教育段階では思春期の体の変化、心身の機能の発達と心の健康などの内容となっておりますので、不妊治療という部分の内容に関しましては学習指導要領の中では扱われておりません。今後とも学習指導要領に基づいて、子どもの成長に寄与できる内容を指導していくように、学校には指示していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

具体的にこういうようなエビデンスは伝えないということでもいいんですね。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

なかなかナイーブなトピックであることは事実でございますので、この言葉そのものがなかなか、伝えるとしてもひとり歩きする可能性もございますので、それぞれの発達段階に応じて、この性にかかわる教育ということは、やはり国の定めの中でやっていきたいと思っておりますので、この言葉そのものを出すということはちょっと考えておりません。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

言葉そのものというよりも、こういうような言葉を、言いかえか、どうとるかわからないですけど、ただ、やはり高齢になればなるほどそのリスクですよ。出産、女性なんか特に出産するということになれば母体に対するリスク、例えば子どもに対しても不妊から始まり障がいですよ。子どもが障がいを負ってくるリスクというのは高まるという事実で、これはあるじゃないですか。でも意外とそれ、若い子、認識してるかというたら、してないですよ。話ししても。してないです、はっきり言うて。すみません。大学生でも。でも、そこは教育として伝えないといけない部分やと思うんです。伝え方はいろいろあると思うんですけど。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

実際に先ほど申しましたように、小学校4年からいわゆるこういう性にかかる部分に関しては具体的な部分、その発達段階に応じて内容が決められております。ただ、今議員お話ししていただいたように、社会的な中での具体的な事実は事実として、何らかの形で伝える部分があるかもわかりませんが、保健体育のいわゆる性教育という部分に関しましては、なかなかこの不妊治療ということを扱って授業でというのは難しいと考えております。

以上でございます。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

今、議員お尋ねの部分ですけれども、これは忠岡町に限定されたことではありませんで、オールジャパン、日本全国でそういうふうにお考えの方もたくさんいらっしゃるかと思います。で、学習指導要領の改訂が近々あるわけですけれども、そういう中でそういう部分が盛り込まれてまいりましたら、私どもは当然それに基づいて指導していくという形になるかと思っておりますので、ひとつご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

例えばですが、授業の範囲外で、例えば講演会とかそういう形で、例えばそういう産婦人科の先生や、そういうような専門家の方が、学習、授業の課題以外の学習としてお伝えしたいという場合がもしあったとすれば、それは協力するのはやぶさかでないということでしょうか。学校現場ではなく、講演会とかそういう事実を伝え、事実というか伝え方によると思えますけど。

町長（和田吉衛町長）

ちょっと。委員長。

委員長（森 政雄議員）

どうぞ、町長。

町長（和田吉衛町長）

そんなことやりますと住民が怒りますわ。学校もいろいろと、性の発達をやっていく中で、講師も呼んだりしてやっていくと思うんですよ。こちらから先生方にこうという指導は難しいと思います。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

怒ってくるから事実を伝えるということではないんですか。住民が怒るからそういったことはふたをするということなんですか。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

町長。

町長（和田吉衛町長）

いえいえ、そういうことでないんで、学校現場はかなりバランスをとって、子どもの発達を見て、そして自分らの力量を見てやってるということです。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ですので、要するに学校現場の先生が主体になってそれを伝えろというわけではなく、例えば産婦人科のそういう先生や、そういうエビデンスを持った、しっかり伝える、そういう大学の先生や学校の学者とかが、例えばそういったコラボ、地域の教育とコラボしてやりたいと。そういった場合に、例えば教育委員会としては、町としても後援を持っていただけるんかなとか、そういうことです。僕の言うてることがおかしいというんやったら、それをまた理屈でちゃんとしっかり返していただいたら、僕もまたそこはしっかりとお伝えしたいとは思いますが。

町長（和田吉衛町長）

それはどうなんですかね。医師会が言うてこないでしょう。

委員（三宅良矢議員）

医師会じゃなくて、例えば医者とかでも。

町長（和田吉衛町長）

医者がしてきたら、たらですね。で、学校が受けない。受けたらの話ですね。医者、学校、教育委員会がどうするかということについては、それは非常に現実的になってくると思います。

委員（三宅良矢議員）

いや、学校の教育の例えばカリキュラムの一環でするのではなくですよ。別に町の例えばその福祉センターなり文化センターなり借りて講義してもいいじゃないですか。してもらっても。そこに、例えばPRするときに、学校とかを通じてお便りなんか混ぜていただくということです。そんなんはやぶさかではないのかどうかということです。

町長（和田吉衛町長）

三位一体、合わない場合にね。

教育部（柏原憲一部長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

柏原部長。

教育部（柏原憲一部長）

實際上、後援名義とか取られて、教育委員会が後援を出して学校にというふうなことに
つきましても、実際その中身をですね、申請された中身をうちのほうで見させていただい
て、子どもたちの発達段階に応じてそれが必要といいますかね、有益なことであれば後援
名義を出して検討ということになりますけれども、とりあえず具体的に中身をもうちょっ
と見させていただいてから判断させていただきたいというふうになります。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

それが有益でないということはどういうことなんですか。有益やったらということをお
っしゃいましたけど、有益でない場合って、その話の中でいうとどういう場合なんです
か。例えば、その話の情報が先行することによってどんな害があるんですか。教えてくだ
さい。

教育部（柏原憲一部長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

柏原部長。

教育部（柏原憲一部長）

有益か有益でないかというのは、一般論的な言い方でございまして、どんな内容につい
てもそうなんですけども、それが町の教育委員会として後援名義を出して、例えば中学校
に周知とするのが、子どもたちのさっきも言いました発達段階のいろんなことに応じて、
それが必要といいますかね、プラスというふうに判断されるような内容であれば後援名義
を出させていただいて、学校にも広く協力を求めていくというふうなことでございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

指導にプラスになればというのは、それは指導要綱に基づいてということなんですか。
指導要領ですか、すみません。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

先ほど申し上げましたとおり学習指導要領の、我々がいわゆる一般成人の方にそういうふうな講演会でされますと、対象は20歳以上というような形でありますと、小・中学校の学習指導要領の範疇外ですから、もちろん何ら、そこでどうこうという話はないわけですが、対象を例えば中学生と限定したとき、その内容が学習指導要領の内容とどれほど合致しているかというような部分を見ながら、対象者の発達段階に合っているかどうかを判断して、いわゆる後援名義なりそういう部分を出させていただくということになりますので、その部分はやはりよりどころというのは、私どもとすれば学習指導要領にあるのではないかなというふうに考えております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

今のその話が、発達段階にどこで合っていないとか、要は今の話は中学生に伝えるべきでないということなんですね。今の学習指導要領でいえば。ということでもいいんですよ、回答として。

委員長（森 政雄議員）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

伝えてはならないというような記載は一切ありません。

委員（三宅良矢議員）

いやいや、教育のカリキュラムとしては。

教育長（富本正昭教育長）

伝えてはならないという記載はないんですが、伝えなさいという記載もないです。

委員（三宅良矢議員）

グレーゾーンということ。

教育長（富本正昭教育長）

というか、それが発達段階に合じたという部分であって、伝えなさいという部分、我々は伝えなければならないという部分の中で指導していくという部分でありますので、伝えるべきではないという部分とは若干ニュアンスが異なっているというふうに認識しております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ということは、極端に言えば教育のそのカリキュラムの現場内で扱わないということですね、まず。取り扱う、今の現時点では取り扱わないということですね。はっきり言うと。それでいいんですよ。

町長（和田吉衛町長）

でしょうね。

委員（三宅良矢議員）

というか、誰か回答ください。

委員長（森 政雄議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

実際に今の現状の中では扱うことはなかなか難しいと。扱わないということです。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

それも踏まえてなんですけど、ちょっと保健福祉のほうに入ってくる、子どものことにも入ってくるのかなと思うんですけど、不妊治療を進めるに当たって、うちもちょっと出産に対して、ここだけというか、これは議事録に残るんでここだけにならないんですけど、うちの奥さんも今回、出産させていただいたんですけど、2回ほどちょっとしんどかったんですよ。現実問題。やっぱりそのときに、妻はまだ32なんで若いんですけど、実際問題、正直、養子も考えたんですよ。2回目あかんかったとき。「あっ、もう育てへんのかな」とかね。やっぱり日本の子育ての支援の中で、不妊治療って今メジャーに叫ばれてはきてますけど、養子縁組ってあんまり表に出ないんですよ。で、一応大阪府の社会福祉協議会の中に家庭養護促進協会という会があって、あとはいろんな、最近赤ちゃんポストなりでいろんなNPO団体とか動いてはいるんですけど、そういった部分に関してもやはり町として、まずはそういうような動きというか支援、サポートについてまず町としてはどのようにお考えでしょう。

委員長（森 政雄議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

今、議員ご質問の件は、養子縁組の仲立ちというんですか。

委員（三宅良矢議員）

すみません、委員長。

委員長（森 政雄議員）

はい。三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

何度もチャレンジしたけど、できない家庭もやっぱりあるわけじゃないですか。そういう方に対するケアというの也被まされてですよ。すると、どうしてもそれでも子どもが欲しいってなれば、現実、もらうしかないじゃないですか、いわゆる。といった場合、町としてそういうサポートというか、メンタルな部分も含めて何かお考えがないかなということ。

委員長（森 政雄議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

そうですね。子育て支援というんですか、子どもを持つ以前の妊娠、出産、子育てというふうにつながっていくことにはなりますので、メンタルな部分というんですか、相談は多少保健センター部分で、いろんなどころのご紹介とか、そういうことはできる部分はあるのかなとは思われるんですが、今の養子とかいうようなことになりますとかなり難しい問題になりますので、今のうちの体制ではちょっと難しいかなと。将来的にはそういうことも充実していかなければならないであろうとは思われますが、今の段階では、ちょっと申しわけないんですが、検討していかなければならない課題であるのかなというのは認識はしておりますが、本町のレベルでそういう大阪府なり、今おっしゃられた大社協とかいうところに話をつなげていくということは可能であろうかとは思われるのですが、うちのほうで独自で何か行うということはちょっと今の段階では、検討しないということではないのですが、かなり難しい問題なのかなとは認識しております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その相談窓口を設けて、その課をつくってと、そういうわけではなくて、相談をやるとしたら多分保健センターの保健師さんとか、ああいった方が対応になるんですけど、その方たちが研修、認識ですよ。そんなんをできたら高めていただきたい。できたら府とかそういったところにもしっかりと定期的に出向いて、そういった方たちと常に意見交換して、「あっ、こういう今の現状なんだ」ということを、新たな情報をやっぱりしっかりと持っておいていただきたいなと思うんです。それこそ、うちの家にも保健センターの方、訪問してきていただきましたし、これだけ各、全戸を回るってなかなかやってないところ

もあるぐらいなんで、そういった意味ではその辺の知識の底上げの充実というのを図っていただきたいということなんです、お願いできないでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

その件につきましては、大阪府のほうから毎年いろいろな研修が組まれてまして、行われておりますので、その大阪府から提供される研修の中で積極的に選んで受講はしていきたいなとは思っております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

また別の機会にお話ししたいと思います。その辺、特に重点的にもちょっと重視していただきたいなど。自分の身をもって感じたことやったんで、ちょっとそれはお伝えさしてもらいました。

すみません、2つ目に行きます。次、観光についてです。これもちょっと課をまたぐんで、教育と商工を中心にお尋ねします。

昨今、自民党さんの研修会にお呼ばれいたしまして、クルーズ船が堺の大浜のほうに到着しますということで、平たく言うと各市町村で回れるような、特色あるような何らかの観光を組んでほしいと。組まへんかったら買えへんでというような、多分ニュアンスやなと思ったんです。その中で、今後忠岡に関して、まず今どのように、それに向けて話があったらどのような形で考えているか、まずお答えいただけますか。

産業振興課（小林和子課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

小林課長。

産業振興課（小林和子課長）

商工担当である産業振興課のほうで、まず先にご回答させていただきますけれども、うちが観光メニューが少ない町であるということは皆さん周知されていることであり、ただし、だからといって大阪府からのお声がけや、また堺以南で、泉州観光プロモーション推進協議会、今運営されているところですが、少ない職員の中から、うちからも産業振興からも1名、また秘書政策課からも1名、毎月の会議に出席させていただいていると

いう状況でもあるわけです。

その中で忠岡町がどのような、皆さんと肩を並べて、堺市以南の方たちとともに泉州の魅力をPRしていけるのか、そういう会議の場で職員が考えさせていただいているところですので、クルーズ船のお話についても、会議のご案内があればできる限り職員参加させていただきますし、その中で忠岡町がどのようなPRがふさわしいのか、これは産業振興課だけではなく、町内、庁舎内、各課のご意見もいただきながら推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

それについてちょっと教育のほうに投げかけの問いなんですが、僕も昔、何回か海外に行かせていただいて、観光して回って、一番記憶しているのが、お伝えしたと思うんですけど、シンガポールの小学校に行かせてもらったとき、一番楽しかったんです。それが一番記憶にあるんですね。向こうにとっては当然の日常風景やったと思うんですけど、僕らからしたらやっぱり外国の学校とか、変な話、ここの議会のこの議場とかもそうやと思うんです。非日常を味わえる、僕らの日常は向こうにとっては非日常やと思うんです。そういったのを生かしていただきたいなと。

何でかという、英語教育ですよね。年間800万か予算をトータルでいろいろと組んではって、そんだけかけてやるのも必要やと思いますが、ただ、来てくれて、例えばほとんど8割、9割がもうヨーロッパ、北米、欧米系やと言うてたので、ほぼ多分英語圏、違ってもフランス、スペイン、ポルトガル、この辺やと思うんですが、そういった方が要は、言い方は悪いですが、ただで来てくれると。ただで、要は生の外国人と触れ合って、外国語やを体験できるって、これはすごいすばらしいことかなって僕は思うんです。

クルーズ船自体の、いつ来るかとかも、あした、あさっていきなり、来月、「土居先生、行きますからよろしく」とかじゃなく、ほんまに半年、1年前計画のものなので、そんなに急に対して、現場があたふたして何とかせなあかんものでもない。町長も「アベノミクスの恩恵がこっち方面にはない」とおっしゃってはったんですけど、そういうふうなんを含めて待つのではなく、やっぱりこういった機会をチャンスと捉えて引き込む方向性って必要やと思うんです。こういったことを含めまして教育のほうとして、まずはいかがお考えか、ご回答お願いします。

教育部（土居正幸理事）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

土居理事。

教育部（土居正幸理事）

今、議員ご質問の外国人と交流する機会提供ということでお話をいただいているんですが、確かに子どもたちにとって国際理解教育の推進や異文化の理解は大変重要であると認識しております。本町の学校においてもそれぞれの教育課程、カリキュラムの中でこの国際理解教育、当然英語の授業が中心となっていると進めていますし、町のほうでも今おっしゃっていただきましたように、予算をつけていただいて英語に触れる、英語で学ぶというような体験の場も用意させていただいております。そのような部分ともつながりながら、今後考えていきたいと思えます。

ただ、どうしても学校現場といいますと教育課程がございまして。さまざまな年間の行事もほぼ決まってしまう状況になっていきますので、その教育課程やカリキュラムの中で、できること、できないこと、ございまして、今後そのような機会があれば学校のほうと情報を交流させていただいて、できる範囲で対応させていただきたいと思えます。

以上でございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

そういった場合って、教育委員会だけが動くんじゃなく、やっぱり商工、観光を代表する、町全体が多分動くと思うんで、そういった縦割りではなく横の、小さい町やからこそできる横のつながりを生かして取り組んでいていただきたいと思えます。町長が手を挙げてはるので。

委員長（森 政雄議員）

町長。

町長（和田吉衛町長）

自民党のどこの話になるか知りませんが、自民党の話の中で聞いてきた人の話やったんか、それならうち、手を挙げようかって。アベノミクスを待ってるというんでなしに、うちに着岸するときには話を聞こうかという話をしたのを覚えていますけど、本町にもそんな話があるのかなとは思いつつ、今ここに臨んでいるんですけどね。だから、これはありがたい話やなと思っておりますけど。何か今のお話を聞いてると堺に着くって、そんな話はまだ聞いたことないんですけど。

委員（三宅良矢議員）

答えを。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

一応、寄港できるところが今、堺、泉大津、貝塚、この3港が、要は底を掘り返して大型クルーズ船が来れるという状態らしいです。で、大体2年ぐらいをめどにそこに就航できるようにという話。商工会議所の会長さんでしたっけ、ですよ。男の方、名前出てこないも参加されてましたし、軒並みこの泉州9市4町の首長さんから、自民関係を中心とした議員さんとかも軒並み出られてましたんで、そのころの説明やったんで、一概にもうそんなん全く、全く何でしょう、可能性が多少ある中で、こんな話やとかいうわけじゃなく、高い話やと思うんです。で、向こうの観光協会の会長さんも、やっぱり相手が行政、議員関係ばかり前やったんで、結構丁寧には話されたんですけど、言葉の端を捉えれば、やっぱり見るとこがなかったら来られへんでという。やっぱり神戸へ行っちゃうし、ほかの横浜でとまってしまうよというようなニュアンスやったんで、そういった意味では泉州一丸となって、特に忠岡は忠岡で、町長おっしゃっていただいたようにありがたい話ということであれば、本当に町挙げてでもやっていくべきかなと思いますので。

委員長（森 政雄議員）

町長。

町長（和田吉衛町長）

私、聞いてないんでね。どの首長が聞いたんか、また聞くけども、うちの場合は岸壁つくらなあかんからね。どこにつくろうかなあと、そんな話も考えていかないかんので、またニュースを探っていきます。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

忠岡町の岸壁に着くわけじゃないので。堺の大浜に集まって、そこからバスでばあつと。

町長（和田吉衛町長）

いや、それはこれからの話なんでしょう。

委員（三宅良矢議員）

そうですよ。これからの話です。その前提の細かい話があったということです。

町長（和田吉衛町長）

うちは泉州の真ん中やからね、持ってこいやな。

委員（三宅良矢議員）

よくNHKのニュースで二階さんがクルーズ船、クルーズ船ってようおっしゃってはるんで、その話の具現化です、多分。

委員長（森 政雄議員）

ちょっと委員長を通して話してください。

委員（三宅良矢議員）

すみません。この話は、じゃーたん終わります。

最後です。在宅医療についてちょっと最後、お話しさせていただきます。今後、終末期のみとりというものがより具体化してくると思います。2030年になってくると今の団塊の世代さんが一気に亡くなる年齢に差しかかってきます。そういったときに、前、在宅医療の先生からちょっとお話があったんですが、救急士ですよ。在宅医療のメリットって何か、「在宅で亡くなりたい。最期、家で亡くなりたい」と言いながらも、やっぱり家族さんが、いざ、もう亡くなる寸前となれば、やはり気が動転し過ぎて、かかりつけ医の先生に電話せんと、119を押してしまったと。

で、119を押したらどうしても、それはもちろんお仕事ですんで、これは忠岡の話じゃないですよ。お仕事なので、それは駆けつけます。それこそ救命しようとする。これは当然やと思うんです。ただ、そこで在宅医の先生に、家族が動転してるんで、そのケーススタディであれば在宅医の先生に連絡したと、救急の隊が。ただ、在宅医の人は今までの経緯を簡単に話しして、要は気管挿管ですかね、「をしないでください」と言うたら、その救急隊員は「じゃあ何で呼んだんや」とか「何でせえへんのや」とか、そんなふうに、まあ言い方は悪いですけど、口ごたえというかね。だって、医療行為の指示は医師しかできないわけじゃないですか。今後、多分高齢化、団塊の世代さんがそういった形で在宅で最期を迎えるということを推進していくのであれば、そういった形での対応とかのケースは多々求められてくると思うんですが、それを目指して、今、忠岡の消防としても今後そういった研修を踏まえていただきたいと思いますと思うんですが、まず、その辺についてどう考えていただけますでしょうか。

消防署（花野勝也署長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

花野署長。

消防署（花野勝也署長）

三宅議員のご質問の前になんですが、この時間をかりて、昨日私が答弁した内容に誤りがありましたので、ここで訂正させていただいてもよろしいでしょうか。

委員長（森 政雄議員）

どうぞ。

消防署（花野勝也署長）

それでは、説明させていただきます。河野議員の質問の中で救急安心センターおおさかの医療相談で、救急車が必要となり、忠岡町でその必要となった救急件数は何件かというお尋ねがございました。私、「月平均3件程度」と答弁させていただきましたが、これは年間の件数でありました。1年間で3件から5件であります。この場をかりて訂正させていただきます。大変申しわけございませんでした。

それでは、三宅議員の質問の答弁をさせていただきます。

消防本部としましては、今のお尋ねの中で、積極的な治療を望むか望まないかというようなことかと思えます。救急隊の対応では原則、書面をもって確認されるべきと考えております。書面が存在しない、もしくは見つからない場合、家族からの申告があったとしても正式なものとして取り扱うべきではないと考えております。

理由としては、家族からの申告を軽視するわけではございませんが、不確かな情報を認知することが後々、救急隊にとって不利益を生じる可能性があるとのことで、現場にて書面を確認できた場合において有効とし、それ以外は最低限の処置、これは一次救命処置、俗に言う心肺蘇生法、これをして医療機関へ搬送というスタンスで活動しております。

ですので、現場で家族さん、家人がそのような訴えがありましても、なかなか今の現状ではそこで搬送しないというのは難しいのかなど。議員がおっしゃられた救急隊員、行動はちょっと飛躍しているような感じのようには受け取られますが、うちの救急隊としましてはそのような特定行為の強要ということはいたしません。基本、その救急隊が言うたように、呼ばれた限りはやはり救命する必要があると判断しての出動ですので、そのように対応していきたいと思っております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その書面というのはどういうものなんですか。

消防署（花野勝也署長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

花野署長。

消防署（花野勝也署長）

俗に言う遺言というようなものと認識しております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

それは、例えば本人が書いて本人が署名してるとか、そういうものが、例えば壁とかに、たまに訪問したら「一切延命するな」みたいなことを書いてるおじいさんとかいはるんですけど、そういうもので、認識でいいですかね。

消防署（花野勝也署長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

花野署長。

消防署（花野勝也署長）

目につくところにあるようなものがそれになるかどうかはちょっと判断つきませんが、救急隊としましてはどこかにしまっただけであるというような認識でいます。これは泉州地域のメディカルコントロール協議会の中でも「そのようなことで活動しなさい」というふうな回答が出ておりますので、我々救急隊はそのメディカルコントロールの中で活動し、その傘の中で保障もされておりますので、逸脱した活動ということはやはりできないということでご理解願いたいと思います。

委員（三宅良矢議員）

すみません。委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すると、そのメディカル協議会の中で、ある程度マニュアルみたいなものが示されているということでしょうか。

消防署（花野勝也署長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

花野署長。

消防署（花野勝也署長）

その延命治療を望むか望まないかというようなマニュアルというのはございません。ただ、俗に言う心肺停止状態の患者さん、傷病者に対してのいろんなプロトコルがございます。これを皆、救急救命士も含めた救急隊が頭に入れて活動しております。これを大きく逸脱した活動というのは、今の救急活動の中では現実的ではないのかなというふうに考えております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。ある程度本人の意思確認が取れる中でやるということですよ。しっかりとやっていただけるということで。そういうような意思確認じゃないですけど、そういうものです。これから自分、ご自身が一番判断するのが正しいと思うんですけど、そういうような支援ですよ。どちらかという高齢者に対する教育となりますか。よく何活とか死活とかいろいろね、婚活とかいろいろ、今何とか活動ってありますけど、そういう意味では、これは多分健康福祉部長にお聞きすると思うんですけど、すみません、今ちょっとしたばかりで、そういうような仕組みというのをご理解いただいた上で、高齢者にとってどういうふうに、例えばひとり暮らし、ありますよね。家族が近くに住んでない、連絡がなかなかすぐにとれない。それこそ本人が「連絡とってくれるな」と言うてる方もいます。そういった場合、ケアマネさんとかが対応はしてくれると思うんですけど、そこでケアマネが判断しろというのはまず酷な話でありまして、基本、本人が元気なうちにすることやと思うんですけど、そういうような予防の観点から、啓発、周知、教育を今の内容を踏まえてやっていただけないでしょうか。今のやっていただけないの重なりになるんですけど。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

今、議員ご質問いただきました件につきましては、これも考えていかなければならないことだと認識はしております。事実、包括支援センターのほうにみとってほしいんやとかというようなご相談とかもございまして、それは個々に相談のほうは聞いて、できることはご案内のほうさせていただいております。社協のほうでも来月、終活についての講習会を行おうかというようなことも出ておりまして、町民の方々にもまた聞いていただける機会もあるのかなと思っております。そういう講演会とか、そういうようなものは随時開催して、啓発等を行ってまいりたいとは思っております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

できれば先ほどの救急の方との、コラボじゃないですけど、課を越えた、その辺の連携

ですよ。そこのほうがしっかりと、こういう形でこういう業務のやり方に応じてしますと。だからこそ皆さんは事前に、特におひとり暮らしとかであれば、「こういうような意思表示はしておいてください」とか、要はできるだけわかりやすく、かつ本人に丁寧にしていただければと思うんですけど、お願いできないでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

検討しながら、できることは、可能なことは行ってはいきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

委員長（森 政雄議員）

よろしいですか。

委員（三宅良矢議員）

はい、ありがとうございます。

委員（前田長市議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

前田長市委員。

委員（前田長市議員）

クリーンセンターの件ですけれども、30年で今の契約が切れるわけで、あと2年半ということで、結論を出さないかんわけですね。今現在の包括を継続するか、もしくは広域で、岸和田か泉北のほうで契約するか、それともどこかに委託するか。そういう選択がああと2年半で迫ってきているわけですので、町としてはどの時点で結論を発表できるのか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

生活環境課（奥村裕宣課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

奥村課長。

生活環境課（奥村裕宣課長）

先ほども広域の必要性ということで、本町としては近隣と協議していくわけなんですけれども、もちろんあわせて、30年度をもって、そこでぴたっと終われるのかといいますとなかなか、仮に広域への目がついたとしてもなかなかすぐに終われないわけですし、やっっていく中では長期包括を継続していった場合の経費の算出、比較であったりとか、あらゆる方策ですね。どういったやり方が望ましいのかということについてはこれからまだ検討

していかなければいけない課題かなと思うんですけれども、まだどの時点でというのはちょっと、もちろん相手のある話でもございますので、いつかと言われると、明確な時期というのは打ち出せないかなと思うんですけれども、できるだけ早い時期に結論というものを、まあ相手さんのある話でございますので、その中で確定していくという形になろうかなというふうに思います。

以上です。

委員（前田長市議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

前田長市委員。

委員（前田長市議員）

広域については相手のあることやから、なかなか結論を出すのも難しいと思いますけれども、しかし、この30年で契約が切れるわけですので、最低でもやっぱり1年前ぐらいにはどういう方向に行くという結論を出さなければならんと思うんですけれども、町長、どうですかね。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

町長。

町長（和田吉衛町長）

そのとおりでね、焦ってます。で、あしたから来いと言うてくれる日が一番いいんですが、うまくいったらあしたから行かなあかんのですけど、ごみの質にもよりますしね。町民にも理解をしてもらわないかとかね、そんないろんな背景もあるのでね。できるだけ急いでるんですけれども、もうあしたにでも返事欲しいなとは思っています。

委員（前田長市議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

前田長市委員。

委員（前田長市議員）

町にとってはやはり広域でするほうが、財政面からいろいろ考えても安くつくかと思うので、私個人としては広域で岸和田か、もしくは泉北と話し合って、忠岡町のごみを焼いてほしいなと思うわけなんですけども、今現在の経過という、話し合った経過の中で、それが本当に可能なのか可能でないのか、その経過というのはどんなものなんですか。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

町長。

町長（和田吉衛町長）

私たちの思いを押し込んでからね。だから、非常に相待つことが難しいですよ。私たちは値段でいうと安くしてほしいですわね。あるいは技術者はないんですよ、うちの職員には。能力もしたがつてないんですよ。何とか勉強して、毎日毎日勉強してやってるわけですよ。だけど、やっぱり岸貝にしても泉北環境にしても、皆寄ってきて、それを中心に勉強やってますわな。だから、かなりの技術、能力が磨かれてると思うんです。うちらは人数に限りもありますし、そればかりやってられませんのでね。そういう意味においても私は広域が大事やなあ。だから堺の市長にも「頼むで」と言うてやってるんですけども。

広域はいいと私は思ってるから、私は旗振ってるんですけど、また「ここへ行きますよ」と言うたって、議会のほうがノーであれば、そのまま焼いていくと思います。私は広域がいいと、旗振っていかうと思っています。

委員（前田長市議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

前田長市委員。

委員（前田長市議員）

なかなかまだちょっとはつきりしないということなんで、できたら早く、もう日にちも大分迫ってきたんで、こういう方向で行くという結論を出していただきたいと思います。その件は、そしたらこれで終わり。

もう1点は、この10カ年計画の見通しを見ましたら、30年から31年は非常に忠岡町の一番財政の厳しいピークに陥るといふうに、今回の資料の中でいただいたわけですけども、この下の中に予定されている事業ですね。28年度、29年度、30年度という事業が紹介されています。この事業をやることによって、この30年から31年度の財政見通しが一番厳しくなるという報告だと思っんですね。

それ以外に、きょうもちょっと水道の件も聞いたんですけども、古い老朽の管を今後していけないかと。それからまた、こども園もこれからしていけないかん。そういうようなことはここには書いてないんですが、そういうのも全てこれからの事業として入れていく中で、この10カ年の見通しは大体このぐらいで合っているというんですかね、予測されてるわけですか。

財政課（田中成和課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

田中課長。

財政課（田中成和課長）

この10カ年の見通しの中に、当然主要な、していかなければならない工事というのは、37年度ぐらいまで一応計上はさせていただいておまして、ただ、不確定な要素、たくさんこれからも出てくるようなことですので、その辺は都度修正を加えて、次の委員会、予算委員会のときにはまた新しいものが出てくる可能性もございます。当然、水道の事業、今お聞きしたところ、その辺もまたしっかりと事業計画なりが出てくれば、その辺も見ていくというところで、現時点の段階では、この試算をはじき出すために各課から中長期の財政需要ということで計画を出していただいと。その辺を盛り込んでいってるところでございます、近々の3カ年ぐらい、これを毎回ご報告、お示しさせていただいてるところでございます。

当然、その新しいものが出てくれば、先ほどのグラフの部分、収支の見通しというものも後ろにずれこんだり、悪化したりということがございます。また、財源のほうも見てまいりますので、手厚い措置があるものを前倒しでしていく。例えば耐震化なんかはそうなんですけども、そういうものをすれば、また収支が改善、あとは平準化されることがありますので、またグラフも見通しも変わってくるということが考えられます。現時点での推移というところでございます。

委員（前田長市議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

前田長市委員。

委員（前田長市議員）

まあね、先のことはちょっとやっぱりわからない点もあるかと思えます。で、この庁舎の借金ですね、これが結局30年ですか29年ですか、30年で終わるんですかね。

財政課（田中成和課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

田中課長。

財政課（田中成和課長）

29年で大きな部分が終了してくるところでございます。

委員（前田長市議員）

終わるんですね。

財政課（田中成和課長）

はい。

委員（前田長市議員）

そうすると、その終わった分、3億近くのお金ですね、これは交付金とは関係ないんですか。交付税に影響はないんですか。

財政課（田中成和課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

田中課長。

財政課（田中成和課長）

もうこれは、シビックセンターの部分というのが20年償還でございまして、さきの10年、これで措置のほうをいただいておりますので、後の10年、29年までの分、20年償還の部分というのは措置というのは入っておりません。交付税部分というのは入っておりません。

委員（前田長市議員）

交付金には影響しない。

財政課（田中成和課長）

はい。

委員（前田長市議員）

そうですか。

委員長（森 政雄議員）

よろしいですか。

委員（前田長市議員）

結構です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

1つ目は、消費税の5%から8%に増税された分についての、本町決算における影響額についてお聞きをしたいと思います。歳入に関しては、地方消費税の交付金が増額されているという部分がございますが、忠岡町も消費税を支払っていると思います、さまざまな面で。その消費税、忠岡町が払っている影響額はお幾らになりますでしょうか。

財政課（田中成和課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

田中課長。

財政課（田中成和課長）

今、ご質問の件でございます。歳入のほうでは、初日にご説明させていただいたとおり、1億5,500万ほどの増収部分がございます。これは消費税交付金という形でいただいております。また、議員ご質問の歳出の部分でございますが、決算ベースではじき出しましたところ、4,800万円が5%から8%になったことによる影響額でございました。なお、予算委員会のほうでは9,000万円というところで粗い試算でございました。決算値では4,800万円の影響額というところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

次に、防災についてなんですが、たくさんもう質問しません。1つだけ、福祉避難所の開設・運営についてお聞きしたいと思います。避難所開設となりますと、特別な配慮の必要な方ですね。高齢者、障がい者、乳幼児、その他妊産婦、特に配慮を要する方を要配慮者と国のほうでも規定されております。災害対策基本法施行令によって規定されておりますが、その方々を一般の避難所ではなく福祉避難所で避難させる必要がある場合、忠岡町としてはどういったところを福祉避難所として確保できておられるのでしょうか。で、何人分確保されてるのでしょうか。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

まず、福祉避難所でございますが、忠岡町の福祉事業所連絡会員の施設を中心に、現時点で17の施設との間に災害時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定を締結いただいております。

それと、もう1点でございます。災害発生時において何名の受け入れが可能かというご質問であったかと思いますが、その時点の施設の状況にもよりますが、具体的な数値、今の時点では把握しておりません。できる限りの対応をお願いしたいということを伝えていきたいなというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

福祉避難所もさまざまあると思います。ショートステイのようにもともと泊まれる、そういった施設と、あとデイサービスで行って、夜中は誰もいてないというところと、そういったところも含めて17施設かと思うんですけれども、宿泊、職員が日常泊まってるような、配置されている施設は17施設のうち何施設ありますでしょうか。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

24時間職員さんが常駐されている施設ですが、この17施設の中で4施設ございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということは、13施設は24時間体制でないところということになりますね。となりますと、十分に確保できるんだろうかということで、協定書を結んでいただいているということは本当にありがたいことだと思います。デイサービスについては、デイサービスをやっているところに必ず静養室を設けないといけないでしょうから、そういった静養室ということで、1室か2室、大概ベッドが1つか2つ置いていらっしゃるんですけども、そういったところ等に泊まれるけども、職員の配置という点についてはどうかというところがちょっと不安があるかと思います。

で、そういうことも含めて、具体的に日帰りで福祉避難所を利用するというのは余りないかと思いますので、避難所開設という状況となれば被災しているわけですから、そういう確保ですね、避難所として泊まれる確保ということについての具体の話し合いをまた進めていただきたいというふうに思います。

で、何人分ということがなかなかわかりにくいでしょうけど、100人ここで受け入れできるかというたら、ちょっとどうだろうと。そもそも入所されている施設のところのあいてるスペースということになりますので、そうも多くないでしょうから、その辺の具体の何人確保できるかという点と、そしてそこで足りない分について、ここのいろいろ、一般の避難所の中のちょっと部屋が確保できているところの部分とか、あと、この保健センターですね、ここの役場の保健センターの部分であるとか、さまざま足りない分は緊急にこういったところを開いていくという、そういう段取りもちょっと想定して考えていただ

きたいというふうに思います。そういったお考えとか、今のところございませんでしょうか。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

各施設のほうで具体的にどれぐらい受け入れてもらえるのか、これは施設の状況にもよるかと思いますが、そういうこともあわせまして、今後、連絡体制や受け入れ人数等について定期的な打ち合わせ等をやっていききたいというふうに考えております。

それと、余りにも多くの方が避難されるようでしたら、先生がおっしゃったように、どこかの避難所は、要は要援護者のための避難所にする等、まずその状況に応じて検討のほうをしていききたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

その福祉避難所の対象となる方が、一体どのぐらいいてるのかというところも非常に大変難しいところなんです。いきなり「皆、福祉避難所へ言ってください」と言ったら殺到しまして、対象でない方もたくさん行かれると。本当に必要な方からトリアージしていくということが必要になってくるんですが、それを誰がどこでするのかというところも、一般の避難所に行くという専門の方がいたらいいんですけども、また情報が来てなくて、もっと必要な人が入れなくて、その人が先に行ってしまったと、いろいろそういったミスマッチも出てくるかと思いますが、そういったトリアージをどこでするのかというところとか連絡体制ですね。各福祉避難所との連携、連絡ですね。どうやってその必要な方を運ぶのかという運搬の方法とか、そういったところも想定して、そういう計画をさらに具体的に進めていただきたいと思いますと思いますが、その点についてもいかがでしょうか。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

今、議員おっしゃったように、いわゆるトリアージですね。実際のところなんですけども、どの被災者を福祉避難所で避難してもらうのか、一般の避難所にとどまっていたく

のか、今の時点で具体的な基準は有しておりませんし、我々まだその判断もできるような状況ではないと。非常に専門的な分野であるかと思しますので、その辺については今後研究が必要になってくるというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これは実は、国の内閣府の防災担当の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」というものが出ておりますので、そこに沿って考えていくと、いろいろな自治体の例、そんなことも載っておりますし、非常に役に立つかと思えます。忠岡町の保健センターに1カ所、皆さん来ていただいて、そこで総合的にお医者さん、いろいろな方ね、保健師さんもここにいますね、保健センター、そういった方々の力もかりながら、できるという方法もあるということも書いてありますので、ぜひ参考にさせていただいて、用意だけはしておかないと、そのときになって慌てるということにならないようにだけ、ちょっと整備しといていただきたいと、よろしく願いいたします。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

今、議員おっしゃったガイドラインですね、また読ませていただいて検討のほうをしてまいりたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

事前にその対象者の方がどのような疾患というか疾病を持っていられるかとか、障がいを持っていられるか、状況について事前に把握しておかないと、見た感じでもわからないということもございますし、薬を持たずに出てきたりとかいうことで、そういった薬剤師の方、薬の関係も福祉避難所に必要な薬剤ですね、置いとくようにとか書いてあるんです。食料も置いとくようにということで、大変福祉避難所に備蓄も若干はしておかないといけないような感じのことを書いていらっしゃいますので。でも、その対象者ですね、事前にどういった方が対象者として、その必要な情報についてはできる限りの範囲で

情報も得られたらということで、難しいですよ、情報の保管の方法が。ということで、そういったこともぜひ対象者の把握についても、今、避難のための要援護者の把握をされるとは思いますけれども、その中に皆さん入っていればいいんですけども、入っていらっしやらない方もいるかと思えます。そういったことで、対象者の把握についても事前にしていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

対象者の把握ですけれども、正直なところ、なかなか難しい面もあろうかと思えますので、今後どのような方法で把握できるのか、ちょっと研究のほうをしてまいりたいと考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

その対象者の方に、避難が必要な場合はこうしてくださいという周知徹底もしておかないといけないというふうに、大変なもう、これだけでも担当者が何人も要りそうな、そういうことがありますので、なかなか限られた人数では、忠岡町の職員さん限られてると思えますけれども、一つ一つ整備していくと。一度に全部できなくても、少しずつ整備していけば、いずれ必ず把握できるようになるかと思えますので、ぜひ努力いただきたいと思えます。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

まずは、そのガイドライン、読ませていただきたいというふうに思っております。

委員（是枝綾子議員）

よろしくをお願いします。

委員長（森 政雄議員）

他に。

委員（是枝綾子議員）

防災関係で、今、福祉避難所のことをちょっと申し上げましたけれども、一般質問で高迫議員も議会で取り上げさせていただいておりますが、職員の配置ということで、職員の方が一人一人どういう行動をするのかというマニュアルも、個別にお一人お一人持っていらっしゃるかどうかですね。かなり以前に質問しましたし、そういったことは取り組まれてるのでしょうか。小倉課長さんでよろしいです。個別のことです。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

今の時点で個別に職員の役割と、あなたが何をしてくださいというようなものはお渡しはさせてはいただいておりますが、先日、職員に対しまして災害初動に係る職員研修ということで、この2月に研修会のほうは実施させていただいております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この近くでしたら、泉南市のほうでは職員の方にマニュアルを、全員かどうかちょっとわかりませんが、持っていて、そういう災害時は行動をどうすればいいかということがきちんと伝わっているということのようですので、それ以外にも浜松市のほうも全職員に携帯してマニュアルを持たせているとか、全国でいろいろとそういう取り組みがもう既にされておりますので、ぜひ参考にさせていただいて、研修も始めていただいておりますので、これからぜひマニュアルの携帯ということをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

小倉課長。

自治防災課（小倉由紀夫課長）

今、浜松市の事例もお教えいただきましたので、ちょっと検討のほう、見させてもらって、進めたいと考えております。

委員（是枝綾子議員）

よろしくお願ひします。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

3つ目が国保の広域化について、きのう国保会計でも少し最後のほうに質問もさせていただきましたけれども、その中での答弁で、今、国保が平成30年度から大阪府が保険者になるという、広域化されるということで話が進んでるんですが、その中で統一保険料というか標準保険料率というところも決めて、それでやるようにというふうに進められているという問題があります。

その中で、安ければいいんですけども、一般会計からの繰り入れは認めないという、そういったことで、それが差し引かれると、国からの今現在で1,700億、全体で来てまして、1人5,000円分ですけども、それが1,700億、あと残り来まして、合計3,400億円ということで、それが来ると、あとプラス1人5,000円ということで1万円入るから、もう市町村が入れなくてもいいというふうに、そういうふうな考え方でされているということです。

ここで1つ気になったのは、それが一番いいというふうなお答えがちょっときのうありましたので、それは本当に安くなるんですかということで、負担の公平と言いますけれども、負担の公平というその考え方の大もとには、実は国民健康保険は社会保障というよりも相互扶助の制度であると。相互扶助の精神に、原理原則にのっとりというふうな、そういう考え方が根底にここにあるんですね、この広域化調整会議では。ということで、そうなるといつから相互扶助制度になったんですかというふうに、私はちょっと申し上げたいと思うんです。

で、国民皆保険制度は、健康保険はありましたけど、当時国民にはそれ以外の方には、いろいろ個別のありましたけども、国民健康保険制度がないときは、お医者さんにかかるとき、本当に大変だったと思います。ですけども、この保険制度ができたのは、やはり憲法25条をね、これを具体化していくための保障するための国民への社会保障制度として創設されて、発展してきたもので、相互扶助ではなく社会保障なんです。その点で、忠岡町の保険課としては、国民健康保険は相互扶助の制度というふうに考えておられるのか、やはりきちんと国民皆保険制度、義務ですので、これ。そのかわり憲法25条を体現した社会保障制度だと捉えていらっしゃるのか、どちらなのかということをお聞きしたいんですけども。

お答えは東部長さんをお願いいたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

もちろん国民健康保険制度は、国の言う国民皆保険に基づいて行われている社会保障の制度でございます。広域化会議の中で相互扶助というような言葉も出てまいりますけれども、基本は社会保障ですので、極端な話、保険料を一切納められてなくても、窓口へ来られて相談に応じて保険証等は発行するということはもちろん行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡の国民健康保険は、そういう社会保険制度、社会保障の制度ということで、むげにお金を滞納しているからということで受けさせないとか、切るとかいうことはないんですけども、もしこの広域化のこの考え方そのままされるとなると、これは相互扶助というのはお金を納めていなければ排除するということが、相互扶助はそういうものなので、非常に恐ろしいことだと。広域化になるとそうなるという可能性が大変危惧されます。なので、これ文書ね、8月の26日に行われている広域化調整会議ですけれども、その考え方というか、それが示されております。実はこの考え方は、忠岡の町長さんも5月に聞いていらっしゃるということがここに書いてありましたので、町長さんもお存じだということだということでもありますということなので、これは大阪府下の市町村にかなりこの考え方ということが伝わっているわけなんです。やっぱりこれは大変なことだと。職員が一生懸命、窓口に来られた方に対応している。それが広域化になるとできなくなってくるというふうなのはやはり大変なことなので、この考え方については、やはり社会保障ということで守っていただきたいというふうな声はぜひ上げていただきたいと思います。

それ以外にもいろいろとありますけれども、多分年明けに幾らの保険料になるかというシミュレーションをね、各忠岡の保険課もデータをもらって、入力して、計算して出すという、その際には統一国保料ということで計算をするということになりますので、大変心配だなというふうにも思いますが、ぜひ加入者の生存権を保障する国保制度を守っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長（森 政雄議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

答弁はいいです。

委員長（森 政雄議員）

他に。

委員（是枝綾子議員）

まだ続きがあるんですが、いいですか。

委員長（森 政雄議員）

そしたら、続きをやって終わってください。

委員（是枝綾子議員）

いいですか、もう一つ。すみません。

次に、子どもの貧困対策についてお聞きをいたします。

町長（和田吉衛町長）

親の貧困、子どもの貧困。

委員（是枝綾子議員）

どちらもです。子どもだけが貧困なお家はないと思います。子どもが貧困であれば、その家庭が貧困だから、その子どもが貧困だということ。ですから、国も子どもの貧困対策法を2014年に施行されてからは、国も方針、不十分ですけど出しています。それはやはり子どもと親と両方の支援ということによっています。で、国や大阪府も方針を発表しております。教育支援と生活支援という2つの側面ということですが、大阪府は生活支援の側面が大変欠けているという中身でありました。で、大阪は特に全国平均が16.3%という子どもの貧困率ということで、山形大学の戸室准教授が都道府県別に出したら、大阪は21.8%という大変高い比率で出ているということになります。

そこで、各市町村で子どもの貧困対策について取り組みが進められてきております。本町は、あすなろ塾とかいろいろそういった取り組みを始めておりますが、本町の子どもの貧困対策についてどのようなことをされていらっしゃるかということで、今後この貧困対策についてはどのように取り組んでいこうとお考えでしょうか。教育部長さんですね、お願いします。

教育部（柏原憲一部長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

柏原部長。

教育部（柏原憲一部長）

本町の貧困対策ということでございますけども、今年度に入りましてこの4月から幼児教育のいわゆる段階的無償化というようなことで、ひとり親世帯等の保育料の負担軽減ですとか、多子軽減に伴う多子計算の年齢制限の撤廃の実施ですとか、また、自立の基礎となる学力ですとか、学習力の向上をさせるために、先ほど委員おっしゃっていただいたとおり、学習支援ということで、小学4年生から6年生を対象にあすなろ未来塾というふうなものもこの4月からスタートしたところでございます。

また、教育部局と福祉部局が連携することで、毎週土曜日、例えば文化会館なんですけども、子ども家庭センターさんが実施いただいている学習支援事業というものについて

も、本町の小学生から高校生までの児童あるいは生徒さんが参加されているというところ
でございます。

今年度、大阪府のほうで2年生と5年生、それぞれ4,000人とその保護者の方を対象に、子どもや子育てに関する支援策を充実させると。また、効果的な貧困対策を検討するということで、そのための実態調査ということを本年の6月から7月にかけて実施されたところ
でございます。本町といたしましても、その実態調査が提供されるということで
ございますので、その提供されます調査結果の内容などを参考にさせていただきまして、
今後の取り組みについても検討してまいりたいというふうに考えています。

もちろん検討に当たりましては、教育部局と福祉部局、また必要に応じまして社会福祉
協議会さんなんかとも連携、協働して取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろ
しくお願いしたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

いろいろと考えていただいているということで、それはぜひ進めていただきたいと思いま
す。そこにプラスしてぜひお願いしたいのは、その実態調査、28年度の当初予算で実態
調査の予算は組まれていませんでしたでしょうか。されるように聞いてましたけど、組ま
れてなかったですか。

教育部（柏原憲一部長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

柏原部長。

教育部（柏原憲一部長）

28年度は含まれておりません。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大阪府は小学校の2年生と小学校の5年生という、悉皆（しっかい）調査ではないとい
うところの限界があります。中学生は、じゃあどうなんだとか、そういったこともありま
すし、となると忠岡の規模でしたら、全ての子どもの実態調査は可能ではないかというふ
うに思いますので、その調査の項目もどのような項目がいいのかというのをよく検討して

いただいて、その調査をしていただきたいということで、どこかの市が晩ご飯を食べていない子どもというのを、朝ご飯を食べてないという子どもの調査はあるんですが、晩ご飯を食べてない子どもも調査したら、数%、何%かいたということで、大変だということがちょっとニュースになっておりましたけれども、晩ご飯を食べてない子どもがいるというのは、まさにほんとに貧困の状態がここまで来ているかというふうにも大変思いましたけれども、そういう生活実態調査についてもぜひ取り組んでいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

教育部（柏原憲一部長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

柏原部長。

教育部（柏原憲一部長）

ちょっと1点すみません、訂正。私、先ほど大阪府は小学校2年生と5年生と言ったのは、中学2年生と小学5年生です。すみません。

本町の実態把握の状況でございますけども、今年度は先ほどお答えさせてもらったように、特段計上はされておられません。もちろん大阪府がされた調査結果というものを今後分析等々させてもらおうと思っております。ただ、現在の本町の実態の把握ということにつきましては、もちろん各学校現場において生活アンケートなんかも実施していただいて、先生方が広くアンテナを張っていただいと。それからあと、もちろんこの役場、また保健センターなんかも独自対応、また相談と、そういった中からも実態把握に努めているところでございます。

もちろん今後、大阪府さんのそういった調査なりを参考にして、本町のいろんな施策を検討するに当たって、もちろん必要に応じて、必要があればまた独自のアンケートについても実施してまいりたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。実態調査をぜひやっていただければ、そこからまた取り組むべき課題が見えてくると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

忠岡町の資料で、これは男女共同参画計画に載っている、ちょっと古いんですけど、平成17年の国勢調査をもとにした忠岡町の母子世帯の割合が、全国平均が1.5、大阪府の平均が2.0に対して、忠岡町は2.3%ということで、この時点で高いということになっておりますので、今の時点はちょっとまだ国勢調査は出ておりません、この間の。そ

のもとに、またそういった世帯の状況も把握できると思いますし、あとひとり親世帯の、内閣府の資料で、たしかひとり親世帯の54%が貧困というふうに、どこかちょっとこの内閣府の資料でも、54.6%、平成24年度ですね、出ておりますということもありますので、ひとり親世帯というのはどうしても収入が1人分で、2人分ありません、1人分ですし、母親は母子世帯の47.4%が非正規ということで、正規率が低いので、やはり貧困ということと結びついていくと。その中でも、忠岡町は比率が高いということもありますので、子どもの貧困の比率は大阪府の平均よりも高いのではないかと推測できますので、ぜひこのこともちょっと頭に入れていただいて、取り組んでいただきたい。

それで、子ども食堂の実施であるとか、就学援助の、きのうも言いましたけど、前倒しの実施や、それ以外のさまざまな、妊婦のときからの切れ目のない支援ということが内閣府は言ってますので、子どもの貧困対策で。ということですので、ぜひこれは子育て支援課、丸々いつも言っている、切れ目のない支援と言っている、ぴったりそこに合いますので、まさにドンピシャリはまっておりますので、ぜひ支援課のほうでも頑張ってくださいというふうに思います。よろしくお願いします。一言お答えを。

教育部（柏原憲一部長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

柏原部長。

教育部（柏原憲一部長）

貧困につきましては、今、議員おっしゃってましたひとり親世帯のいろんなそういったところでの数値ですとか、就学援助の利用率なんかとか、いろいろなところからそういった貧困についての分析等もできると思いますので、我々も1つの数値でなくていろんなところから分析させていただいて、本町でできるような取り組みについては検討してまいりたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

よろしくお願いします。続けてよろしいですか。

委員長（森 政雄議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

もう1点、入札制度の改善について質問させていただきます。これもいつも言っておりますので、もうご理解いただいていると思います。1つ参考例に。これ、総合福祉センターの整備工事の入札の分をちょっと出してきました。平成25年11月21日に入札がされまして、これは1回目は不調に終わった分で、2回目、予定価格を引き上げて、2回目です、引き上げたのでごっつい高くなっているんですけども、それでその落札業者は、もう

これもインターネットで公表されてますので申し上げますが、松井建設なんですけれども、それが予定価格、まあ言うたら最高ですね、予定価格、税抜きですけど、そこに対しての入札、これも税抜きですけど、入札金額が98.9%で落札しているんです。すごいなあ、ようこまでというふうにな、かなり高い。95%の落札率であつたら談合の疑いが持たれるというふうなことも以前から言われております。ということなので、こういった、いや漏れてるのと違うかということもありますので、もうこういう状況がずっと続きます。大きな金額の工事に限って高い落札率であるという、それはそうですわね。なので、最低制限価格の事前公表、忠岡町だけがもうずっとしてないというのは、この5年以上ずっと申し上げてきました。他市はずっと早くに、談合のことがあったり、いろいろあったりということで、もう全部事前公表されています。

泉州地域で唯一やっていない忠岡町、なぜしないのかということは、きちんと設計金額して、責任持って入札してもらわんといかんから、そういう抽せんでするようなことというのはできないと言ってたんですけど、指名競争入札なんです。これが一般競争入札だったら変な業者も来るでしょうけど、指名委員会で、誰が指名してるか知りませんが、指名委員会で選んで、大丈夫なところを選んで、そしてそういうところを寄せてるのに、計算しないような変な人を入れてる指名委員会は何なのかというふうに思います。ですから、指名委員会の透明性もないのに、そういうことを理由に挙げるということは、自分たちの選んだ指名した業者を冒瀆するものであります。信用してないということだと思えます。ですから、もうここでこれだけ、参加業者も嫌だと思えますよ。こんなふうに議会でいつもいつも。これは私だけではないです。他の会派の議員も言いますので。ですから、ここで事前公表を町長がすると言わないから、担当課も担当部局も何とも言えないということでもあります。町長、ここでお聞きいたします。もうこの決算委員会で初めて町長にお聞きしますけども、指名競争入札を。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

町長。

町長（和田吉衛町長）

しません。今までのようにやっていきます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そこにこだわるのはなぜでしょうかという理由を。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

町長（和田吉衛町長）

町長。

町長（和田吉衛町長）

悪い制度ではないと思っています。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

それが悪い結果が出ているので、申し上げているんです。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

町長（和田吉衛町長）

町長。

町長（和田吉衛町長）

いい結果もあるんじゃないかと想像しております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

事実に基づいて要は反論していただきたいと思います。いい結果で、最低制限価格で以前は落札がずっと続いていました。そして、一定そこに仕事が回ってきて実績を積み、最近、最低制限価格ぎりぎりという落札金額はないです。今、ずっと高いです。見てください。もしそれがわからないで、町長さんの部局ですので調べたらわかることです。落札率が全部どうなのか。私が調べてもいいですけど、その仕事は役所の仕事だと思います、それは。

ですから、そういう高い落札率については、これはどうだったのかという検証もされてこなかったです。してくださいと言ったけど。そういうことですので、町長さん、する気がないということでもありますので、疑いを持ったまま毎回入札結果を申し上げていきたいというふうに思います。

委員長（森 政雄議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

もういいです。これはいいです。もう1つ。

委員長（森 政雄議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

また不透明なもう1つ、忠岡町の随意契約の手続をきちんととっておられないということとずっと問題にしまして、ですから、総務課が随意契約のガイドラインをつくられました、27年度中に。そして、27年の3月末に各部局に渡したと。各担当課に渡されたということでもあります。そのガイドライン、別にガイドラインをつくらなくても、これは地方自治法の施行令に書いてあることをそのままネットで引けば、何ぼでも出てくることなのですけど、でもきちんと忠岡町としてということとまとめていただいたので、それはどのように徹底されていらっしゃるのでしょうかということ、総務課長さんに。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

今、ご指摘の随意契約ガイドラインにつきましては、既に作成させていただいておるところでございます。これにつきましては、目的といたしまして、契約事務の公平性及び透明性を保持し、経済性の確保を図る観点から、各課における契約ごとの特殊性、合理性、緊急性等を総合的に判断し、適正な事務処理を円滑に行うということを目的に作成させていただいたものでございます。

委員長（森 政雄議員）

本日の会議時間について、議事の都合によりあらかじめこれを延長してよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（森 政雄議員）

ご異議ないものと認め、議事の都合により延長させていただきます。

是枝委員、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、随意契約のガイドラインをつくった経緯は、今お話しいただいたのでいいんですが、それを各課ですね、教育でしたら教育委員会、福祉やったら福祉と、建設やったら建設、いろいろな課のほうに渡して、それがどのように徹底されているかということ、守って当たり前なんですけど、徹底されていないケースが生活環境課のほうであったりとか指摘もさせていただいたりしておりますが、そのチェックは、ガイドラインどおり

ちゃんと随意契約の手続、法令遵守されているというふうに確認は、どこがどうされているでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

このガイドラインにつきましては、当然各課におきましての周知徹底ということはさせていただいておるところでございます。その中において各課が作成させていただいたこのガイドラインをもとに、法令遵守という形の中においても適正に運用していただいているものという認識はしておるところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

特段報告をいただいているとか、それを定期的にチェックをしたりとかいうことは、そういうシステムになってるのでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

その各課における随意契約の事務等におきましては、私ども総務課におきましては、今言われているような検証等、点検も含めてですけども、そこまではさせていただいてないというのが現状でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ですから、随意契約のガイドラインが出た後も、特殊性はあるとしても、生活環境課のほうではそれにのっかってされていないという事実があるということも指摘をさせていただいてます。ですから、その徹底ということをどのように今後、もう部長任せ、課長任せでやってくださいということまでされてるんでしたら、それはそうおっしゃっていただい

たらいいです。どのように徹底状況を把握されてるのでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

その設定等につきましては、先ほども申し上げましたけども、各課対応でということでも今やっけていただいているところがございます。で、今、議員おっしゃっていただいた各課においてそれが遵守できてないところがあるというご指摘をいただきましたので、今後そのようなことがないようにということ、また、その周知的なこともより一層深めてまいりたいということで、遵守していただいて事務を遂行していくというようなところで、今後また対応させていただきたいというふうに考えてございます。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

町長。

町長（和田吉衛町長）

それが頼りないというのであれば。だから議会でチェックしてもらったらええ。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

議会がチェックできるのは5,000万円以上の、工事に関してですけどね、5,000万円以上のね。

町長（和田吉衛町長）

情報公開もあるでしょう。

委員（是枝綾子議員）

情報公開、一々そんなの。

町長（和田吉衛町長）

委員会をつくったらよいのでは。

委員（是枝綾子議員）

すみません、担当課も把握できないぐらいたくさん随意契約があるものを議会に全部出させていただくということは、非常に現実的ではないということでもあります。

ですから、委員長。

委員長（森 政雄議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

町長の答弁は要りませんので、南課長さんがおっしゃった、その答弁でぜひ確認も進めて、確認でいいんです。きちんと、思い込みで前例踏襲でされている部局が、課があれば、それはそれで直していただくということが必要だと思います。これから情報公開はだんだんと進んでいって、住民の目というのはかなり厳しいものになってきております。ですから、きちんとした説明のできる契約にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長（森 政雄議員）

よろしいね。

委員（是枝綾子議員）

もう2つ、簡単に終わります。

これも、指定管理のガイドラインをぜひつくっていただきたいというのは、1日目の福祉センターの指定管理のところでのチェックというか、評価が事業者、請け負っている事業者が評価をしたものを担当課に提出して、担当課が見るだけということでありまして、それをきちっといろんな目でチェックする管理体制をぜひつくっていただきたいということで、よろしくお願いいたします。

秘書政策課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

中定課長。

秘書政策課（中定昭博課長）

指定管理制度につきましては、本町においては企画を担当しております秘書政策課で担当しております。

ご指摘の点でございますが、評価の部分ですが、毎年度指定管理を受けた事業者から事業報告というのをいただいております。答弁とかぶるんですが、その中で指定管理制度の趣旨と逸脱する部分がないか、また、町の方針等と合致する内容になってるかというチェックは、一応一定ラインはいたしております。ただ、ご指摘のとおり、評価というシート等はつくっておりませんので、この辺についてまた近隣の状況等も研究しながら、必要な判断も含めて、この先検討してまいりたいと考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

請け負っている事業者の評価でなく、それを忠岡町がどう評価するかというところが大事ですので、ぜひよろしく願いいたします。

もう1点。

委員長（森 政雄議員）

はい、最後。

委員（是枝綾子議員）

あと、業務委託のあり方についてであります。これも大分長いこと指摘をさせていただいたので改善してきました。忠岡町は、以前は業務委託をしたら、しっ放しで、報告書ももらわずに、見にも行ってないということがよくあって、把握をしてないということがありましたので、報告書の提出をきちんとするようにと、仕様書どおりにちゃんと報告書を提出させろということで、かなりそれで把握もできてきたし、改善させるということもできてきたと思います。

業務委託をすれば、管理をするのにまた人が要するというので、仕事は余り大きく減らないということで、管理業務というところが発生してきますので、その業務委託のあり方については、これも各課任せになっておりますけれども、きちんと仕様書どおりに報告書を提出させて、きちんと管理して、そして評価もどういうふうにされてるのかというのは、そういったシステムになっているのでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

ご指摘の委託業務のあり方についてというところでございますが、言っていただきました適切な仕様書作成はもとより、十分な履行期間の設定、委託業者等との間の報告や連絡、協議といった、その体制づくり。また、行政サービスにおけるの向上を目的とする業務の円滑な運営を図る手法といたしましても、必要に応じて事前、事後の報告や確認の徹底を行うことによって、公共サービスが確実に効率的に適正に実施されるものであるということが望まれておるというところでございます。その中におきましても、その自治体、行政が、そのチェック機能の強化が求められてるのではないかなというところで思っておるところでございます。

今現在、お話もいただきましたように、各課、委託業務におきましての仕様書どおりの業務が滞りなくやっているかというところのチェック、点検、調査につきましては、こちらにおいても現在、各課におきまして多種多様な委託業務の契約があろうかと思っております。その中において、総務課といたしましても、先ほどと同様に、全てにおいて各課の業務委

託契約の中において、仕様書どおりの運用がされてるかどうかというそのチェック機能は、私どもはしていないという状況でございまして、結果といたしましては各課のほうで対応をしていただいているという状況でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（森 政雄議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。仕様書についても、10年前と同じ仕様書でいいのかということいろいろとありますので、やっぱり内容については改善点というものが発生してくるかと思えます、時代やニーズに応じて。それがちゃんと仕様書に反映されているかというのをやっぱり評価をして、それは複数の目で、1人の方じゃなく複数の目で集団で見ないと、やはり仕様書の改善点ということも出てこないかと思えますので、仕様書どおりにやるのは当然なんですけど、だけど、それについての評価をして、その仕様書どおりにやったけどもどうだったのかという評価がやっぱり要るかと思えますので、ぜひそういった点もチェックを強化していただいて、より一層住民の願いに応えたそういう事業になりますようにと、よろしくお願ひしたいと思えます。

委員長（森 政雄議員）

よろしいですか。

議長（和田善臣議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

和田議員。

議長（和田善臣議員）

1点、教育委員会のほうにちょっとお尋ねします。以前私、一般質問でもさせていただいたんですが、忠岡中学校には専用の運動場がないですよね、校地内に。いわゆるテニスコート2面分、それもハードコートですね。それがあただけで、実際は町民第1グラウンドですか、これを運動場として使っております。これは稼働率でいうと、ほとんど100%に近いんですよね。雨の日はもちろん使えませんが、学校の体育、あるいは土・日には一般の方の貸し出しとかありますんで。

そんな中で、やはり超現実的な問題として、水はけが非常に悪いというのは、これも前から指摘させていただいてます。で、応急的に真砂土というんか、砂をまいて、その水のたまったところを覆っているというような感じでのいであるわけなんですけれども、何ととってもやっぱり中学生の身体活動の中心でありますので、ちょっとぐらい雨降ったかて、明るく日はちゃんと使えるというような形にさせていただきたい。あれだけの広さがあ

りますので、表面排水ではとても無理やと思うんです。勾配をとって、側溝に流れるというような形はちょっと無理やと思います。

で、これは言葉は悪いんですけども、暗渠を例えば縦横につくって、そこへ水を逃がすといったような工法しか考えられないんですよね。あれは中学生の運動の場でもありますし、また、これから町民体育祭も開催されます。また、商工カーニバルというものもあそこで開催されます。いわゆる町民の触れ合いの場ともなっているんですよね。そういった重要な施設ですんで、ぜひともその水はけの工事ですね、排水工事、そういったものに取り組んでいただきたい、このように思うんですが、いかがでしょうか。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

立花課長。

生涯学習課（立場武彦課長）

先般来、町民運動場の水はけの悪いということにつきましてはご指摘されているところでごさいます、今年度28年度に側溝の一部、掲揚台から府営住宅側、それで府営住宅側にあります小屋のほうの側溝を、庁舎側の一部を砂を除去しまして、そこに水を一たん集めまして、イベント前にとか、ポンプを使いまして排水口に流す工事を2学期の定期テストの期間に実施する予定でございます。

議長（和田善臣議員）

2学期。

生涯学習課（立場武彦課長）

2学期の定期テストの期間に実施する予定でございます。それを行うことによって抜本的に改善されるとは思っておりませんので、今後引き続き、かなりの金額になりますので時期は未定ではございませぬけども、抜本的な改革はしないといけないとは思っております。

以上でございませぬ。

議長（和田善臣議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

和田議員。

議長（和田善臣議員）

その学期末テストですか、その間にやるということですけども、それはあくまでもちょっと勾配をとってやるわけですかね、表面。

生涯学習課（立花武彦課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

立花課長。

生涯学習課（立場武彦課長）

表面ではなくて、側溝の砂を一たん除去しまして、それを低いところにばらまくという形を考えております。

議長（和田善臣議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

和田委員。

議長（和田善臣議員）

わかりました。それでは根本的な解決にはなりませんね。先ほども言いましたように、やはり育ち盛りの中学生が使うところですのでね。また、町長がよく言われてるように、前田健太が出た忠岡町ですので、そんなところでその体育施設がそういう水はけが悪いということで、いわゆる稼働率が落ちてくるというのであれば、ちょっと問題があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それともう1点、これは河川敷公園なんですけど、是枝委員でしたかね、ベンチの問題、河野委員でしたか、そのベンチの不足のことですね。数が足りないということですよ。おっしゃってましたけれども、一部かなり新しいのが置かれてますよね。今までぼろぼろやったベンチを取り除いて、新しいのを置かれてます。ただ、言われているように、合流地点かな、牛滝川と槇尾川の。あのあたりから上には余りないんですよ。その辺、確認のために、これから今後どのようにやっていくか、ちょっとお教え願えますか。

建設課（谷野栄二課長）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

谷野課長。

建設課（谷野栄二課長）

河川公園のベンチにつきましては、ベンチも非常に高額でございますので、あれは我々が材木を買いまして、防腐措置を行いまして、建設課職員の手で改修いたしました。その台数は十七、八箇所あったかと思ひます。その場所につきましては、ソフトボール場、それから多目的広場、その周辺のベンチにつきましては新しい防腐の措置の整った木材で、新しくなると。その他の箇所につきましても老朽化が進んでございまして、それにつきましては既製品の改修工法で行いますと、やはり1台当たり6万、7万というふうに費用がかかりますので、とりあえず4台ほど修理をしたところでございまして、老朽につきましては、予算の問題もありまして一度にはできませんけども、徐々に改修は進めてまいりたいと思ひます。

それと、ご指摘の馬瀬の部分ですね。川幅が狭いからという意味がよくわかりませんが、飛んでるところにつきましては、何らかの形で、置くだけのタイプもございしますので、余り費用のかからないような形になるかと思っておりますけれども、検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（和田善臣議員）

ありがとうございます。

議長（和田善臣議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

和田議員。

議長（和田善臣議員）

最近、この1年余り、私、ずっと河川敷を見てきたんですけども、かなりきれいになりましたね。草を刈る回数もどうもふえてるようやし、ベンチも新しくなっている、部分的にね。そういった面できれいになってきてます。それは評価させていただきます。

で、あと、そこもね、いわゆる忠岡では少ない自然の場ですんで、やはり水のある公園というんかね、そういった面で今後も大事にやっていただきたいと、そのように考えてますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。結構です。

委員長（森 政雄議員）

最後に。前田弘委員。

委員（前田 弘議員）

最後に、この皆さんにお願ひしときますけども、皆さんは聡明な頭を持つてる職員さんですから、この1万8,000人程度の人口で将来を見つめて、消滅自治体にならないようにしっかりとやっていただきたいなというように私は思ってるんです。そのための首長、職員ですからね、その辺のところは皆さんでよく考えて、忠岡は小さい町やけどしっかりやっとなと言われるようにやっていただきたいなと、それだけ皆さんにお願ひしておきます。

私はそれだけです。

委員長（森 政雄議員）

他にございませぬね。

（な し）

委員長（森 政雄議員）

ないようですので、総括質疑を終結いたします。

委員長（森 政雄議員）

それでは、各委員の意見集約を行いますので、理事者の方は、後ほど連絡しますので、

それまで自席で待機願います。

委員長（森 政雄議員）

ありがとうございます。

（理事者：退席）

委員長（森 政雄議員）

各委員の意見集約にかかる時間について、どのくらいおとりいたしましょうか。

委員（前田 弘議員）

30分かどうか。

委員長（森 政雄議員）

再開の時間。

委員（前田 弘議員）

5時40分。

委員長（森 政雄議員）

30分ですよろしいですね。30分あったらよろしいですね。それなら、5時40分再開でよろしく願います。

（「午後5時09分」休憩）

委員長（森 政雄議員）

それでは、委員会を再開します。

（「午後5時38分」再開）

委員長（森 政雄議員）

これより各委員の意見を聴取いたします。意見を願います。河野委員から願います。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（森 政雄議員）

はい。河野委員。

委員（河野隆子議員）

忠岡町の2015年度決算について日本共産党の意見を申し上げます。

安倍内閣が発足後3回目の予算であり、一昨年4月からの消費税8%へのアベノミクスと消費税増税により、日本経済は深刻な状態が続いています。安倍首相は景気がどうなろうと増税すると言っていた消費税増税を、当初2015年10月から10%へ引き上げの予定でしたが、景気の低迷により2017年4月からと延期をしました。社会保障充実のためと消費税増税をしておきながら、そのうちのたった16%だけしか充てられず、そ

の一方で自民・公明の安倍政権は、3年連続で軍事費をふやし、福祉のための社会保障は医療も介護も年金も大幅に後退させました。

介護施設の運営を苦境に追い込む介護報酬の引き下げや、要支援1・2の方を介護給付から外して、安上がりの総合事業へと移行させていく。また、高齢者の医療費窓口負担の引き上げ、年金額の抑制や生活保護の一層の改悪、物価上昇や実質賃金の低下など、安倍政権の経済政策、アベノミクスは国民の暮らしの悪化に拍車をかけるものです。法人税減税は利益が出ている大企業の負担を軽くする一方、一部の大企業を除いて国民の収入はふえず、格差と貧困がさらに広がりました。

このような状況のもと執行された本町の決算は、一般会計において歳入不足のため財政調整基金2億3,000万円を取り崩し、実質収支は470万2,000円ですが、単年度収支は赤字となりました。その内容は、町民法人税の大幅な減少に見られるように、本町ではアベノミクスの効果は見られない状況で、財政が厳しい中でも住民施策の充実に努力をされたからであります。

まず、子ども医療費助成の通院分を小学校卒業までの拡充、妊婦健診の助成額を国基準の11万6,800円に増額、繰越明許されましたが、忠岡小学校の普通教室にエアコンの設置、9月からの調理民間委託ではありますが、中学校給食の実施、防犯灯のLED化、就学援助制度では生活保護基準が引き下げられても影響が出ないように守られているなど前進面も多く、評価できるものであります。

しかし、問題点もあります。当初予算にはなかったクリーンセンター費の粗大ごみ破碎施設更新工事1億3,500万円です。広域化も検討されている中、財政も厳しいというのであれば、修理という選択肢もありながら新品にし、それも長期包括契約外のものなので、競争入札できるにもかかわらず、随意契約で工事が行われました。認められるものではありません。

また、予定価格に対する落札金額の割合が95%を超すと談合の可能性が疑われますが、そのような結果があるにもかかわらず、忠岡町だけが入札における最低制限価格の事前公表をされていません。制度の改善を求めます。

社会保障・税番号制度システム導入費では、忠岡町の持ち出しが2,000万円以上となり、住民や企業の個人情報や国が管理し、情報を企業のもうけに活用することが言われています。情報流出や成り済ましに悪用も懸念されます。導入は危険であり反対です。

住民が利用する公共施設が週休2日にされたままです。もとに戻されること、閉鎖された温水プールの再開を求めます。

国保会計では、大阪府において2018年からの国保広域化が進められていますが、社会保障という考えを投げ捨て、相互扶助におとしめようとしており、不当なものであり、国保の広域化は認められません。

介護保険会計では、この年、介護保険料が3.6%の値上げが行われ、要支援を保険か

ら外し、特養ホームの入所基準は要介護3以上、一定の所得のある方の2割負担、補足給付に資産要件が導入されるなどの制度始まって以来の最悪の改悪が行われました。安心して介護が受けられないものになっています。

下水道会計では、不要不急の工事は見直し、供用開始区域の水洗への接続率を高めるように努力されること。

水道会計は、府下、20立米で12番目に高い水道料金を引き下げするため、企業団からの水の引き下げ分を住民に還元されること。

審議の中で明らかになったことは、消費税が8%へ増税され、地方消費税交付金としてふえています。増税分の支出の影響額は4,800万円もあり、財政に役に立っていません。その上、社会保障のためと言いながら国も忠岡町も財源置きかえでしかなく、福祉の拡充には使われていないことです。

忠岡町の財政10カ年の見通しでは、平成31年度以降は財政が好転する見通しです。決算では経常収支比率が113.6%ですが、だからといって夕張市のようにはないことも明らかになりました。財政健全化の進め方は住民犠牲ではなく、委託料の見直しと入札制度の見直しと、不要不急の公共事業を行わないなど、役場の努力を求めます。

今、検討がされている認定こども園計画は、民営化ありきではなく、保護者や現場職員の声をよく聞いて進められるとの答弁が9月議会でありました。また、介護保険制度が改悪されましたが、要支援1・2の方が今までどおりのサービスを受けられるよう水準確保に努めるとの答弁もありました。中小企業の融資の利子補給、子どもの安全のための青パト運行と、学校、幼稚園、保育所の校門に受付員を配置する事業も継続されています。子どもの貧困対策も検討されるという答弁がありました。また、国民健康保険は社会保障であると明確におっしゃいました。

以上の点を踏まえて、本決算を認定いたします。以上です。

委員長（森 政雄議員）

ありがとうございました。次、前田弘委員、お願いします。

委員（前田 弘議員）

呈祥会の前田です。平成27年度一般会計、各特別会計、企業会計決算の意見を申し上げます。

2008年のリーマンショック以降、デフレ不況が続き、以来我が町を取り巻く経済状況は厳しい環境にあります。2012年12月に第2次安倍政権が発足し、その最大の目玉政策はデフレ不況脱却にありました。異次元の金融緩和を柱として、財政出動という名のもと公共工事などの施策を行ってまいりました。

しかし、3年以上経過した今日もデフレ脱却はなし得ていません。目標であった消費者物価指数2%アップさえ全く見えないのが現状です。金融緩和による円安により一部輸出関連産業は、為替差金により大きく収益が改善されました。しかし、他の多くの業種は依

然低迷し、苦しい経営状態にあります。安倍首相の言う、利益という果実が全国津々浦々までという言葉がむなしく聞こえてまいります。

そのような中、本町も厳しい財政運営が強いられてきたということです。町当局も非常に苦しいかじ取りに苦慮されているのは理解できます。平成29年度には、地方創生の一端として、去る9月議会にもシイタケ栽培の構想を考えているとの説明を受けましたが、これとて暗中模索の状態、その成否は全く予想できません。

また、シビックセンターの起債返済の大部分が平成29年度に終わるとはいえ、今後も税収、交付税も減収が予想されます。このようにタイトな財源の中で本町の住みよいまちづくりを進める際には、近隣市との広域行政を進めることが本町にとって実現の可能性が高い事業であると考えているところです。事あるごとにシビアな意見が飛び交うごみ焼却場を初め、消防等、焦眉の急であります。

町長も6月議会で4期目の出馬を明らかにされた際、今手がけている近隣市との広域事業を引き続き進めてまいりたいと明言がされました。それに対し大きく期待したいと思えます。

27年度決算については、さきに述べたとおり厳しい状況の中で歳出を最小限にとどめつつ、小学校の空調設備整備事業等を実施するなどを評価させていただきます。本決算を是認いたします。

以上です。

委員長（森 政雄議員）

ありがとうございました。次に、是枝委員、お願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

河野隆子議員と意見を同じくし、本決算を認定いたします。

委員長（森 政雄議員）

ありがとうございました。三宅委員、お願いします。

委員（三宅良矢議員）

無所属の三宅より意見を申し上げます。

予算の使途についてはおおむね賛成いたします。ただし、住民目線で考えれば、指名競争入札の業者選定における会議録が非公開であることや、随意契約のあり方につきましては改善いただきたいと、お伝えいたします。

特に電話相談の随意契約を変えない理由としまして、町長の忠岡の有料老人ホームや高齢者住宅の職員配置レベルは低いからという、この発言から来る認識につきましては、専門の立場からしても見過ごすことができないことであり、ひいては機会の公平が保たれない根源であると考えます。

しかし、職員の回答からは、縦割りを取っ払っていける前向きな回答の兆しがあったことや、実績をわかりやすく住民目線にするための協議にこれから応じていただける回答が

あったこと、これら全てを踏まえて住民の皆様にとって、簡素・中立・公正・公明及び縦割り行政の仕組みの改善につながることを期待し、本決算に賛成いたします。

以上です。

委員長（森 政雄議員）

ありがとうございました。最後に前田長市委員、お願いします。

委員（前田長市議員）

平成27年度忠岡町一般会計、各特別会計、水道事業会計決算について、公明党を代表して意見を申し上げます。

歳入歳出差引額481万5,000円の黒字とのことですが、財政調整基金2億3,000万を取り崩しの収支であり、赤字であります。大変厳しい財政状況であります。

アベノミクスの経済効果が、企業にしろ税収にしろ本町にはいまだ見えてないように思います。しかしながら、失業率はよくなり、失業者が本町でも改善されたように思います。

10カ年計画の財政収支見通しを見ますと、平成30年、31年が最も厳しい財政になっていますが、老朽化した水道管、またこども園の事業等も控えております。しっかりと財政収支を見ながら頑張っていたいただきたいと思います。

し尿処理場も広域化し、3,000万円ほど効果額がありました。これからも広域でできるところは広域でし、少しでも財政をよくしていただきたい。まだまだ厳しい状況が続きますが、町長初め職員の皆様、頑張っていたいただきたいと思います。

平成27年度決算について承認いたします。

委員長（森 政雄議員）

ありがとうございました。以上で各委員の意見聴取を終わります。

委員長（森 政雄議員）

理事者の入場を求めますので、しばらくお待ちください。

（理事者・入場）

委員長（森 政雄議員）

それでは、一括して採決いたします。

認定第1号、認定第2号を一括して採決いたします。

認定第1号 平成27年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、
認定第2号 平成27年度忠岡町水道事業会計決算認定についてを、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全会一致）

委員長（森 政雄議員）

委員会の採決の結果、全会一致であります。よって当委員会として、認定することに決しました。

ただいま採決しました内容については、第4回定例会において委員長報告をいたします。

閉会に当たり、町長よりご挨拶をいただきます。

町長（和田吉衛町長）

はい。

委員長（森 政雄議員）

町長。

町長（和田吉衛町長）

長時間のご審査、ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。また、ご参集いただきましてありがとうございます。

まず初めに、原田公室長の欠席であります。休暇願いがございましたので、休暇を与えました。

審議中によりいろいろなことがありましたが、自分自身反省したり考えたりしたことで、ちょっと長くなりますが、申し上げたいと思っております。

まずは、27年度の財政を財政調整基金を使って黒字計上したということ、重ねて申しわけなく思う次第でございます。その上、地方債、町債の現在高168億の解消もできず、反省しているところでございます。

審議で感じたことではありますが、まず津波や倒壊家屋等々の大混乱の様子については、その被害対策は総合的に考えていきたいと、こういうふうに思っておりますし、一つ一つのことについて基本的に私たちは押さえていくと。押さえても間に合わないということを感じて、みんなに防災対策をやっているところでございます。この間の台風でも、即対応配置、また出動、各お家に入ってくる水対策、そういうことも素早くやったつもりであります。

次に、保育料や国保が高い。高いのは私どもも高いということをするのではなく、日々検討に検討を重ね、住民にご理解を賜うよう努力をしてまいりたいと、こういうふうに思っております。

医療助成等々については、今後の議会を通じ形成していきたいと、このように思います。

ご案内のように、来年4月から消費増税が収入を上げていくと、こういうふうに期待しておったんですが、計算違いもあるなど、きつい財政状況が続くものと思っております。本町は隣の20万都市や不交付団体と違いますので、また、町域も日本一狭く、都市化している住民の生活ですので、さらなる財政健全化に努めるとともに、住民の力をおかりして町政推進に資していきたいと、こういうふうに思っております。

次に、執行実績報告については、私たちの歴史的な手法もあり、事務報告するものですので、内部的統一はまだきっちりできておりませんので、報告の様式については議員皆様方

との差異があると思っております。今後の話し合いで差を詰めていきたいと思っております。

次に、徴収については力を入れているところでございます。まず、旧来の本町の体質を変えることだと私は思っております。次に、払えるのに払ってくれないなどなど、住民の皆様方と話し合いを通じて理解を賜っているところでございます。水にしても税や保険料にしても、見逃してもらえると甘えがある場合には、裁判も辞さないで執行指示をしているところでございます。いつかは裁判や暴力事件で表面化すると思われませんが、努力して住民説得に当たっていきたくと思っております。

また、今回も随意契約が指摘されましたが、思うに、地元業者育成に大事にしているようにとられがちであります。そのような基準を持っておりません。広く業者と接していきたいと、こういうふうに思っております。

本町と業者との関係ですが、やっぱり何と云っても業者の信頼性が大切だと思っております。私としてはまず安いほうがいいと願っています。それから、不正のないよう公正であれと思ひ、願っているわけで、あるとき私自身、交渉に当たって契約に至る場面もあります。

今審査を通じて出たご意見、ご要望を大切にしていきますので、ご指導、ご鞭撻、頑張れ頑張れとの声と、こういうふうに思う点もありましたが、審査のお礼といたします。

委員長（森 政雄議員）

ありがとうございました。町長の意見をまた参考にして、今後いきたいと思っております。

委員の皆様方には、3日間にわたり慎重にご審査いただきまして、ありがとうございました。

本決算審査特別委員会の閉会に当たり、委員皆様には審議に際しご協力を賜り感謝申し上げます。また、理事者の皆様方におかれましては、本委員会でご各委員より指摘のありましたことについて、今後の行財政運営及び平成29年度予算編成に当たり、真摯にお取り組みいただきますことを申し上げ、本委員会を閉会いたします。各委員並びに理事者の皆様、大変お疲れさまでございました。

（「午後6時04分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成28年9月28日

決算審査特別委員長 森 政 雄

決算審査特別委員 前 田 弘

決算審査特別委員 前 田 長 市